

(資料3) 進捗管理シート [こうち男女共同参画プラン]

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果≒年度末実績）					R4				R5	担当部局	担当課
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R4)	【D実行】結果・成果 (R4)	【C評価】実施後の分析、検証 (R4)	【A改善】次年度の取組 (R4)	【P計画】年度計画 (R5)		
I	(1)	①	1	男女共同参画社会に関する 県民意識調査の実施（5 年ごと）	男女共同参画の視点から見た県民の 意識や課題を把握し、それらの経年 変化や全国調査との比較等を行い、 今後の施策に活かす。	平成16年度、21年度、26年 度、令和元年度に実施。 令和元年度調査結果は、ホーム ページ、印刷物などで公表。	－	－	－	－	男女共同参画プランに基づく具 体的な取組実施の際の参考資料と して活用する。	男女共同参画プランに基づく具 体的な取組実施の際の参考資料として活用した。 （次期調査は令和6年度に実施）	・調査結果を県民にお知らせするなど、啓 発のために活用した。 ・女性活躍推進計画アクションプランを策定 するための基礎資料として活用した。	次期調査は令和6年度に実施予定。 子育て支援課が実施する県民意識調査 及び広報広聴課が実施する県民世論調 査において、男女共同参画社会に係る項 目を追加して調査予定。	男女共同参画プランに基づく具 体的な取組実施の際の参考資料と して活用する。	子ども・福祉政策 部	人権・男女共同参 画課	
I	(1)	①	2	男女共同参画に関する統計 データの収集・提供	男女共同参画に関する各種統計デー タの収集及び提供を行い、様々な情 報が把握できる環境を整備する。	男女共同参画に関する統計デー タの収集・分析・提供。	－	－	－	－	・ホームページの改修による、より わかりやすくきめ細かな情報発信 ・web調査の実施等、即応性の 高い情報の収集・発信	○全国の男女共同参画/女性センターや 男女共同参画に関する様々な情報、県内 グループの各種統計データを収集。整理 し、図書・情報資料室やホームページで情 報提供した。 ・HP「データで見るこうちの男女共同参画」 ページのアクセス数：1,197 ○R5.2にホームページの改修を行った。	・県及び市町村の現状把握、事業実施の 参考資料とした。 ・ホームページの改修により、揭示物の貸出 し申請等が簡単に行えるようになるなど、利 便性が高まった。	・男女共同参画に関する各種統計デー タの収集及び提供を行う。 ・データの効果的な活用を図る。 ・社会情勢を見据えたweb調査の実施な ど、即応性の高い情報を収集して発信す る。	・よりわかりやすくきめ細かな情報 発信 ・web調査の実施など、即応性の 高い情報の収集・発信	子ども・福祉政策 部	ソーレ	
I	(1)	①	3	人権（女性）に関する実態 調査と公表	女性の人権に係る現状と課題、それら への取組を県民に向けて周知する。	・毎年度、人権に関する実態の 公表を実施（ホームページ） ・5年ごとに人権に関する県民意 識調査を実施・公表（令和4年 度実施・公表済）	－	－	－	－	1. 人権に関する実態の公表 高知県人権尊重の社会づくり条例第2条 第2項に基づき、県内における人権に関す る実態を令和4年10月に公表した。 2. 県民意識調査 県民の人権意識の経年変化を 把握して、人権施策の基礎資料 とする。	1. 人権に関する実態の公表 基本方針に定める身近な11の人権課題 にかかる現状や取組を具体的に公表するこ とにより、県民の人権意識の高揚につなげ た。 2. 県民意識調査 県民の人権意識を把握して、今後の人権 施策を推進していくための基礎資料とす ることができた。	1. 人権に関する実態の公表 関係機関と連携して調査を行い、人権の 実態の公表を行う。 2. 県民意識調査 実施なし	1. 人権に関する実態の公表 引き続き具体的かつ正確な人権 の実態を公表する。 2. 県民意識調査 調査の結果を踏まえて、女性の 人権尊重を含めた人権施策基本 方針を改定する。	子ども・福祉政策 部	人権・男女共同参 画課		
I	(1)	①	3	人権（女性）に関する実態 調査と公表	人権（女性）に関する意識調査及 び提供を行い、情報が把握できる環 境の整備	男女共同参画に関する意識調 査を実施	－	－	－	－	・web調査の実施等、即応性の 高い情報の収集・発信 ・ホームページの改修による、より わかりやすくきめ細かな情報発信	・県及び市町村の現状把握、事業実施の 参考資料とした。	・web調査の実施等、即応性の高い情報 の収集・発信	・女性を取り巻く課題に関する実 態調査（web調査）の実施 等、即応性の高い情報の収集・ 発信	子ども・福祉政策 部	ソーレ		
I	(1)	①	4	県民への男女共同参画・女 性問題に関する啓発・広報	県民への男女共同参画・女性問題に 関する啓発・広報を効果的にを行い、 人権意識の普及、高揚を図る。	・【人権啓発シリーズ新聞掲載事 業】高知新聞に「高知県人権施 策基本方針」に掲げる各人権課 題の啓発コラムを掲載し、県民の 人権意識の普及・高揚を図る。 ・【人権啓発センター情報発信事 業】季刊誌やHP、SNS等を活用 し、施設の利用案内や啓発事業 の情報発信を行う。	－	－	－	－	・社会情勢に応じたテーマ等の選 定 ・テーマに合った執筆者選定のため の情報収集が必要 ・今後も取り上げる人権課題に偏 りがないよう配慮する。	1 人権啓発シリーズ新聞掲載事業 犯罪被害者の救済措置の必要性を啓発 した。 2 人権啓発センター情報発信事業 ・季刊誌「こころんだより」発行（年4回、 各8,000部を約3,000か所に配付） ・HPの人権マンガで「子育てや家事は女性 だけがするものではないこと」を啓発	様々な広報媒体を活用して啓発活動に取り 組んだ。	1 人権啓発シリーズ新聞掲載 事業 高知新聞にコラムを掲載する。 2 人権啓発センター情報発信 事業 季刊誌「こころんだより」やHP、 SNSなど様々な媒体を活用した 啓発活動に取り組む。	子ども・福祉政策 部	人権・男女共同参 画課		
I	(1)	①	4	県民への男女共同参画・女 性問題に関する啓発・広報	広報誌（ソーレ・スコープ）、メルマガ 発行や、各種講演会・研修会の開催 等により、県民への男女共同参画・女 性問題に関する啓発・広報を行う。	広報誌（ソーレ・スコープ）、ホ ームページやメルマガ、SNSの活用 による啓発・広報、各種講演会・ 研修会の開催	－	－	－	－	・ホームページの改修による、より わかりやすくきめ細かな情報発信 ・多様な啓発ツールの作成及び 活用	・男女共同参画推進月間講演会等の講 演会・研修会を開催し、県内外に広く啓発 した。 ・情報紙、ホームページ、メルマガ、SNSに より啓発、広報を行った。 ホームページアクセス数 52,529 メルマガ登録者数 427 FBリーチ数 18,706 TWリーチ数 253,947 Instagramリーチ数 5,776 6月男女共同参画推進月間講演会のオン デマンド配信を活用し、県庁内及び市町 村男女共同参画主管課に研修を実施し た。 県庁220名、市町村15名参加	・これまで男女共同参画、女性問題につい て学ぶ機会がなかった県民等へ、様々な方 法や媒体で啓発、広報を実施した。	・男女共同参画及び女性問題について、 啓発誌や動画等の多様な啓発ツールを作 成し、出前講座やSNS等を通じて啓発し、 県民の正しい理解につなげる。	・情報紙やホームページ、SNSに よるよりわかりやすくきめ細かな情 報発信 ・多様な啓発ツールの作成及び 活用	子ども・福祉政策 部	ソーレ	
I	(1)	①	5	県職員・市町村職員への男 女共同参画に関する研修の 実施	・男女共同参画の理念の理解、意識 啓発 ・女性職員の働きやすい職場の実現	・毎年度、課題となるテーマについ て、男女共同参画の視点から職 員の意識啓発を行う。 ・全所属対象に男女共同参画に 関する職員研修を実施。 子どもの人権に十分配慮した保 育の実践につなげるため、園内研 修等の実施を支援する。	－	－	－	＜研修＞ 県庁220名 市町村15 名	男女共同参画に関する職員研 修の実施（オンライン研修の開 催）	開催方法について「オンライン研修」を希望 する職員が多く、業務の都合に合わせて受 講できる点が理由に多く挙がった。次年度 も継続してオンライン研修の開催を検討す る。	オンライン研修等を活用した受講者の拡大	6月男女共同参画推進月間講 演会のオンデマンド配信を活用し た職員研修の開催	子ども・福祉政策 部	人権・男女共同参 画課		
I	(1)	①	6	子どもの発達段階に応じた人 権（女性）教育の推進	高知県教育・保育の質向上ガイドラ イン等に基づく質の高い教育・保育を目 指した保育実践が広がっている。	・園内研修支援（幼保支援アド バイザー等を園に派遣し、園が行 う自主的・計画的な研修の実施 を支援する） ・ブロック別研修支援（ブロック内 のネットワーク化・園内研修の企 画、立案、運営を行うミドルリー ダーの育成を支援する）	ガイドライン等を活用し、教育・保育の質向上に向け、 継続的に取り組んでいる 園の割合	74.2%	73.7%	80.0%	100.0%	R3年度に改定したガイドライン等 を活用し、組織的・継続的な園 内研修支援に取り組む。	・園内研修支援：105回 ・ブロック別研修支援：115回 ・ガイドライン等を活用し、保育の見直し、 改善を行った園の割合 ：80.0%	・ガイドラインの活用方法等について引き続 き周知する必要がある。 ・教育・保育の課題に基づいた実践が日常 的・継続的に行われるよう、市町村とさらに 連携して支援していく必要がある。	・引き続きガイドライン等を活用し、組織 的・継続的な園内研修支援に市町村と連 携して取り組む。	・引き続きガイドライン等を活用 し、組織的・継続的な園内研修 支援に市町村と連携して取り組 む。	教育委員会	幼保支援課

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果≒年度末実績）					R4				R5	担当部署	担当課
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R4)	【D実行】結果・成果 (R4)	【C評価】実施後の分析、検証 (R4)	【A改善】次年度の取組 (R4)	【P計画】年度計画 (R5)		
I	(1)	①	6	子どもの発達段階に応じた人権（女性）教育の推進	男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実が図られ、児童生徒の人権感覚が向上する。	新たに追加された人権課題を含む県民に身近な人権課題について、各学校の人権教育全体計画・年間指導計画に位置付けて取り組むよう、人権教育主任連絡協議会や校内研修等の場で働きかける。併せて、学習内容の充実に向けて、学習展開例や資料の紹介を行う。 ・教職員研修への講師派遣 ・人権教育に関する資料提供、情報提供及び助言	女性の人権に関する学習を、年間指導計画に位置付け、実施している学校の割合を100%とする。	小：100% 中：100% 高：100%	100%	小：100% 中：100% 高：100%	小：100% 中：100% 高：100%	・人権教育主任連絡協議会（集合研修）での実践例の情報提供や協議等、研修内容の充実を図る。 ・人権教育主任研修（オンデマンド）や校内研修において、個別の人権課題についての校内研修及び授業研究を実施するよう働きかけを行う。	・人権教育主任連絡協議会を地区別5会場で実施（5・6月）：292人参加 ・人権教育主任研修をオンデマンドで実施（11～1月）：292人参加 ・個別の人権課題に関する校内研修や授業研究、市町村研究会等への研修講師派遣（6～2月）：のべ23回	・各研修において、人権教育主任を中心とした校内研修及び授業研究の実施や、実践・指導事例資料集の活用等を働きかけることができた。 ・校内研修及び授業研究については、各学校における児童生徒の実態に即した課題について実施されており、人権課題ごとの実施率にはばらつきがある。	・人権教育主任連絡協議会（集合研修）及び人権教育主任研修（オンデマンド）において、教科等と人権教育の関連を説明し、教科等の取組と重ねて校内研修や授業研究を人権教育全体計画・年間指導計画に位置づけるよう働きかける。併せて実践・指導事例集の周知を行い、校内研修や学習内容の充実につ繋げる。 ・各学校や市町村における研修及び授業研究に研修講師を派遣し、人権学習の充実を図る。	・人権教育主任連絡協議会において、教科等と人権教育の関連を説明し、教科等の取組と重ねた校内研修や授業研究の実施を働きかける。併せて、校種に応じた実践例の情報提供や協議等を行う。 ・人権教育主任研修（オンデマンド）において、女性の人権に関する研修事例の紹介も行い、個別の人権課題についての校内研修及び授業研究を実施するよう働きかけを行う。	教育委員会	人権教育・児童生徒課
I	(1)	①	7	地域・職場における人権（女性）研修の実施	地域や職場等、様々な場面で無意識のうちの性差別や性別役割分担意識を生じさせないよう、男女共同参画意識の醸成のための研修を行っている。	企業や団体、県民を対象に人権啓発研修を実施し、人権問題に対する興味関心を高め、人権尊重の職場づくり、地域づくりに資する人材を育成する。	－	－	－	－	－	・効果的な広報を実施し、参加を広く呼びかける必要がある。	・企業等を中心とした「ヒューマンパワー育成講座」：「ハラスメント」をテーマとした研修会を2回実施 ・県民を対象とした「ハートフルセミナー」：「女性の人権」をテーマとした映画を上映（セミナーは全体で年4回実施。テーマは11の人権課題より選出）	・社会情勢に即した取組となるよう、講演テーマの選定等の配慮や開催方法の工夫をする。 ・効果的な広報を実施し、参加を広く呼びかける。	・企業等を中心とした「ヒューマンパワー育成講座」：年2回実施 ・県民を対象とした「ハートフルセミナー」：年4回実施	・企業等を中心とした「ヒューマンパワー育成講座」：年2回実施 ・県民を対象とした「ハートフルセミナー」：年4回実施	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
I	(1)	①	7	地域・職場における人権（女性）研修の実施	各市町村において、市町村事業担当者による主体的な研修が行われる。教育委員会事務局職員の人権意識が向上する。	市町村における社会教育・人権啓発のニーズを把握し、それに応じた支援を行うとともに、「女性の人権」の重要性についても周知を図る。 また、教育委員会事務局職員人権問題研修会については、今日の情勢から、他の人権課題とのバランスをとり、設定する。 ・人権に関する研修講師派遣 ・研修開催にかかる資料提供、情報提供及び助言	－	－	－	－	－	・地域住民や参加対象のニーズとの調整を行い、男女共同参画や女性の人権を含む県民に身近な人権課題についての研修を設定する。 ・ICTを利用した研修内容の充実を図る。	○事務局職員人権問題研修会 ・全体研修：7月3回 439人参加 内容：情報提供「ヤングケアラー、情報モラル等」、研修①ハラスメントについて、研修②同和問題について、協議 ・職場での共有：19所属（ハラスメント、同和問題、LGBT等）実施 ○市町村人権教育研修会・職場研修への講師派遣（7～2月：10市町村）	・事務局職員研修では、ハラスメントについて関心や理解を深めることができた。 アンケート結果（肯定的回答）：ハラスメントについて関心や理解が深まった87.7% ・市町村における研修に研修講師を派遣し、人権課題に関する情報提供や県を目指す方向性について啓発を行うことができた。 ・オンライン研修を実施し、受講機会が確保できた。	・男女行動参画や女性の人権を含む県民に身近な11の人権課題についての研修・啓発を実施する。	・地域住民や参加対象のニーズとの調整を行い、男女共同参画や女性の人権を含む県民に身近な人権課題についての研修を設定する。 ・ICTを利用し、受講体制の充実を図る。	教育委員会	人権教育・児童生徒課
I	(1)	①	8	民間団体が行う女性の人権に関する啓発事業の支援	【ソーレ・えいど事業】 民間団体が人権意識の高揚を目的とした啓発活動を自主的かつ積極的に行うことで、人権尊重の社会づくりを推進する。	【ソーレ・えいど事業】 ソーレが行う民間団体などを対象に事業費の補助を行う「ソーレ・えいど事業」等の支援事業により民間団体等の活動を支援する。 【人権ふれあい支援事業】 NPOやボランティアグループ等が自主的に行う人権意識の高揚を目的とした講演会や研修会等について補助を行う。	－	－	－	－	－	【人権ふれあい支援事業】 多くの団体から応募があるよう、支援対象の拡大や様々は機会を通じて事業の広報を行っていく必要がある。	【ソーレ・えいど事業】 【採択団体】 特定非営利活動法人 井戸端わもん 【人権ふれあい支援事業】 NPO等民間団体が自主的に行う人権啓発活動を支援 支援団体：6団体（内コロナによる事業中止2団体）	【ソーレ・えいど事業】 応募件数が昨年度に比べ減少しており、かつ高知市外枠の応募がなかった。 【人権ふれあい支援事業】 NPO等民間団体が自主的に行う人権啓発活動を支援 支援団体：6団体（内コロナによる事業中止2団体）	【ソーレ・えいど事業】 関係グループ・団体への事業内容の周知 【人権ふれあい支援事業】 対象：県内のNPO、ボランティア団体等 内容：団体等が県民の人権意識向上のため実施する事業への補助 審査会：令和5年8月上旬頃	【ソーレ・えいど事業】 高知市内外から4団体採択済み。活動の実績報告待ち 令和6年度の募集を準備中 【人権ふれあい支援事業】 対象：県内のNPO、ボランティア団体等 内容：団体等が県民の人権意識向上のため実施する事業への補助 審査会：令和5年8月上旬頃	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
I	(1)	①	9	男女共同参画に関する苦情の申出・処理制度の充実	男女共同参画に関する苦情のない社会づくり	・男女共同参画苦情調整処理委員会による処理 ・事業内容の県民への更なる周知	苦情の申し出	苦情の申し出なし	苦情の申し出なし	苦情の申し出なし	－	・さんSUN高知、ラジオ等で、制度周知の広報を行う。 ・市町村への制度周知を定期的に実施する。	・苦情の申し出なし	・苦情の申し出なし	・さんSUN高知、ラジオ等で、制度周知の広報を行う。 ・市町村への制度周知を定期的に実施する。	・さんSUN高知、ラジオ等で、制度周知の広報を行う。 ・市町村への制度周知を定期的に実施する。	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
I	(1)	①	10	メディアへの男女共同参画や女性の人権等に関する情報の提供及び表現についての要望	・女性の人権が尊重されたメディア表現 ・各分野や各地域で、男女共同参画や女性の人権等に関する支援について、できることに気づき、取り組んでもらえる社会風土が醸成されること。	①メディアへの男女共同参画や女性の人権等に関する情報の提供 ②男女共同参画や女性の人権等に関わる表現についてのメディアに対する要望	－	－	－	－	－	計画の取り組み内容を引き続き実施	①県の広報誌への記事掲載やテレビ、ラジオでの放送、SNSや記者クラブへの情報提供により男女共同参画や人権に関する広報を行った。 ②特になし	①男女共同参画や女性の人権等に関する周知が図られることで、男女共同参画の実現に向けた県民やメディアの意識が醸成された。 ②特になし	①記者クラブに対し男女共同参画や人権に関する情報を提供する。 ②県民からの要望に応じて関係課と連携したメディアへの働きかけ	①メディアへの男女共同参画や女性の人権等に関する情報の提供を引き続き行う。 ②県民から男女共同参画や女性の人権等に関する表現の要望があった場合、関係課の協力を仰ぎメディアに対し働きかける。	総務部	広報広聴課
I	(1)	①	11	青少年保護育成条例に基づく有害図書類の指定	青少年に有害な影響を及ぼすおそれのある図書類のうち、その内容が「一定の基準」に該当する図書類を自動的に有害図書に指定することで、青少年の健全育成を図る	高知県青少年保護育成条例第11条第2項に基づく有害図書類の包括指定	－	－	－	－	－	－	○アウトプット（結果） ・高知県青少年保護育成条例における有害図書類の包括指定の継続 ○アウトカム（成果） ・青少年に有害な影響を及ぼす恐れのある図書類が、有害図書として認知されている。 ・有害図書は、販売店等で区別して陳列され、青少年が閲覧、購入しづらい環境ができていく。	－	本年度と同様（条例における規定の継続）	高知県青少年保護育成条例における有害図書類の包括指定を継続する。	子ども・福祉政策部	子ども家庭課

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果≒年度末実績）					R4				R5	担当部署	担当課
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R4)	【D実行】結果・成果 (R4)	【C評価】実施後の分析、検証 (R4)	【A改善】次年度の取組 (R4)	【P計画】年度計画 (R5)		
I	(1)	①	12	市町村人権啓発・人権教育 担当研修の実施	—	県と市町村が情報交換や実践発表等を通じて、人権施策を連携していく。	—	—	—	—	—	・県と市町村が人権教育・啓発事業の重要性を共有して、施策に反映していく。	○市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会開催事業 【東部エリア】5/12 参加者：12名（8市町村） 満足度（新しい発見や気づき、仕事に活かせる）：100% 班別協議（大変良かった若しくは良かった）：100% 【中央エリア】5/18 参加者：31名（16市町村） 満足度（〃）：100% 班別協議（〃）：100% 【西部エリア】5/25 参加者：12名（5市町） 満足度（〃）：100% 班別協議（〃）：100% 【全体会】1/27 参加者：41名（25市町村） 満足度：大変参考になった(63%)、参考になった（37%）	・参加市町村は増加傾向にある。 ・別用務により出席できない市町村には別ブロックへの参加を促して研修参加者増につなげた。 ・市町村職員の情報交流等につながり、今後の取組に活かすことができている。	第1回を東部、中央、西部の各ブロックで、第2回を全体会として開催し、実施報告や情報交換を通じて研修を充実させ、人権施策の推進に活かしていく。	・令和4年度に実施した「人権に関する県民意識調査」の結果を市町村と共有して、より効果的な研修を実施する。	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
I	(1)	①	12	市町村人権啓発・人権教育 担当研修の実施	各市町村において、市町村事業担当者による主体的な研修が行われる。	市町村における社会教育・人権啓発のニーズを把握し、それに応じた支援を行うとともに、「女性の人権」の重要性についても周知を図る。 ・人権に関する研修講師派遣 ・研修開催にかかる資料提供、情報提供及び助言	—	—	—	—	—	・市町村の取組において、男女共同参画や女性の人権に関する研修等の企画・運営の充実や、ICTを活用した取組についても、各研修会で働きかける。	○高知縣市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会 ・第1回（5月：3地区）：55名参加（33市町村）「女性の人権」を含む県の人権施策についての説明を行った。 ・第2回（1月：オンライン）：41名参加（25市町村）香川県東かがわ市より、人権啓発推進委員と共に進める人権教育・啓発の取組について実践報告を頂いた。 ○市町村社会教育主事等及び人権教育・啓発担当者研修会（8月）：41名参加 ・インターネットによる人権侵害について研修を行った。	・インターネットによる人権侵害をはじめとする県民に身近な11の人権課題についての理解を深めると共に、市町村担当者としての人権感覚の醸成や、研修会等の企画・運営力や人権課題の知識の向上を図ることができている。 ・市町村主催の取組の拡充に向けて、引き続き情報提供や支援を行う必要がある。	・市町村住民の人権意識の醸成や課題の改善を図るために、市町村担当者が組織的・計画的な事業の実施ができるよう、関係部署と連携し、助言や支援を行う。	・市町村において、男女共同参画や女性の人権を含む県民に身近な人権課題に関する研修等の企画・運営の充実を図れるよう、各研修会で働きかける。	教育委員会	人権教育・児童生徒課
I	(1)	①	13	市町村が行う女性の人権に関する啓発事業の支援	県下の各地域で、女性の人権を尊重するための啓発活動が行われることによって、基本的人権の擁護に資する。	【人権啓発活動市町村委託事業】（うち人権課題：女性）引き続き実行していく。	—	—	34市町村	34市町村	34市町村	県下の各地域で、啓発事業を実施する。	人権啓発活動地方委託事業 （1）講演会の開催 （2）資料の作成・配付 （3）放送広告の実施 （4）新聞等広告の掲載 （5）研修会の開催 （6）地域人権啓発活動活性化事業 （7）その他の啓発活動 〈事例〉 ・ジェンダー平等についての小学生向けリーフレットを各小学校（4～6年生）に配布（高知市） ・人権啓発フェスティバルで女性の人権に関する啓発パネルを掲示（土佐清水市）	次代を担う子ども達への啓発活動や、コロナ禍でイベントが縮小されても啓発パネルを効果的に活用するなどの工夫がされている。	引き続き、女性の人権を含めた様々な人権課題の啓発活動が実施されるよう、市町村に呼びかける。	事業実施後の検証を強化して、より効果的な啓発活動を促していく。	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
I	(1)	①	14	市町村における男女共同参画計画策定促進及び策定支援	県全体における男女平等の推進のため、市町村において計画策定が促進されるよう支援する。	市町村の個別訪問を強化することにより、計画の必要性等を説明し、計画策定を支援する。	男女共同参画計画策定市町村の割合 市81.8% 町村34.8%	市9/11 町村8/23	市100% 〈11/11〉 町村52.1% 〈12/23〉	市100% 〈11/11〉 町村60.8% 〈14/23〉	市100.0% （11市） 町村70%以上 （17町村以上）	・計画の更新ができていない自治体に向けた更新の働きかけ。 ・他の計画との一体的な策定に向けた働きかけ。	<アウトプット> ・電話による、未策定市町村への策定に係る働きかけ ・未策定市町村に訪問し、策定の働きかけを実施 <アウトカム> 男女共同参画計画策定市町村の割合 ・市：100%〈11/11〉 * R3年度達成済 ・町村：60.8%〈14/23〉 * R4年度2町村	町村部には男女共同参画の専任部署がなく、他業務との兼任による人不足が大きな課題。また、当該計画の策定は、法上、努力義務であることから、他計画が優先される状況	・計画の策定ができていない自治体への働きかけ（市町村総合計画等の計画との一体的な策定も提案）を実施 ・市町村の策定作業にあたっての県の具体的なサポートを提案	・計画の策定ができていない自治体への働きかけ（市町村総合計画等他の計画との一体的な策定も提案）を実施 ・市町村の策定作業にあたっての県の具体的なサポートを提案	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
I	(1)	①	15	市町村における女性活躍推進法に定める推進計画の策定支援	県全体における男女平等の推進のため、市町村において計画策定が促進されるよう支援する。	市町村の個別訪問を強化することにより、計画の必要性等を説明し、計画策定を支援する。	女性活躍推進計画策定市町村の割合 市36.3% 町村21.7%	市4/11 町村5/23	市54.5% 〈6/11〉 町村26.1% 〈6/23〉	市72.7% 〈8/11〉 町村34.7% 〈8/23〉	市100% （11市） 町村70%以上 （17町村以上）	市町村の個別訪問を強化し、計画の必要性等を説明	<アウトプット> ・電話による、未策定市町村への策定に係る働きかけ ・未策定市町村に訪問し、策定の働きかけを実施 <アウトカム> 女性活躍推進計画策定市町村の割合 ・市72.7%〈8/11〉 * R4年度2市 ・町村26.1%〈8/23〉 * R4年度2町村	町村部には男女共同参画の専任部署がなく、他業務との兼任による人不足が大きな課題。また、当該計画の策定は、法上、努力義務ではないことから、他計画が優先される状況	・計画の策定ができていない自治体への働きかけ（市町村総合計画等の計画との一体的な策定も提案）を実施 ・市町村の策定作業にあたっての県の具体的なサポートを提案	・計画の策定ができていない自治体への働きかけ（市町村総合計画等他の計画との一体的な策定も提案）を実施 ・市町村の策定作業にあたっての県の具体的なサポートを提案	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
I	(1)	②	16	女子差別撤廃条約に関する県民への周知と浸透	当該条約を通し、世界の女性の平等・開発・平和の問題や、男女共同参画社会づくりへの関心を高め、意識の醸成を図る。	各種広報手段（県広報誌、ソーレ広報誌など）を活用し、広報活動を行う。 ・適宜、HPの情報更新。情報発信。	女子差別撤廃条約について内容を知っているまたは聞いたことがある割合 R元：40.6%	—	—	—	—	国からの見解等があれば、市町村や県民へ周知する	国連女子差別撤廃委員会の最終見解に対する日本政府コメント、同委員会見解を当課のホームページに掲載	機会を通じた周知が必要	国からの見解等があれば、市町村や県民へ周知する。	国からの見解等があれば、市町村や県民へ周知する。	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果≒年度末実績）					R4				R5	担当部署	担当課
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R4)	【D実行】結果・成果 (R4)	【C評価】実施後の分析、検証 (R4)	【A改善】次年度の取組 (R4)	【P計画】年度計画 (R5)		
I	(1)	②	17	国際化時代にふさわしい人づくり（高知県国際交流協会）	県民の多文化共生に関する意識が具体的に底上げされ、外国人が安心して暮らせる環境が整備されている	・若者世代だけでなく、社会全体で県民が国際交流や国際協力に参加できる事業の開設や講座の開催を行う。 ・国際ふれあい広場、多文化共生（出前）講座、親子で学ぶ国際理解講座 等 ・国際交流ボランティアの募集及び養成（養成講座や検討会の開催等）	-	-	-	-	-	①協会が行う講座・イベント等での認知度の向上 ②市町村・地域住民等への多文化共生に関する啓発	①講座・イベント ・多文化共生講座:2回(5/22安芸市41人参加、12/25人權啓発センター32人参加) ・多文化共生出前講座:5回(7/20香南市中央公民館25人参加、11/12香南市野市東小学校50人参加、12/8香美市立宝町集会所40人参加、12/13国立室戸青少年自然の家20人参加、1/17高知江の口特別支援学校25人参加) ・国際ふれあい広場：10/16、11,800人 ②KIA国際交流ボランティア計448名(一般語学:129名、災害時語学:93名、日本語:90名、ホストファミリー:37名、生活相談サポーター:99名)	①さらに多様な文化を紹介できるよう、国際交流員以外の協力者にも輪を広げていく必要がある。 ②多少の増加はあるものの、大きな変化はなし。コロナ禍があげたことにより、ホストファミリーの需要が高まると予想される。	①国際ふれあい広場、多文化共生（出前）講座、親子で学ぶ国際理解講座 等 ②国際交流ボランティアの募集及び養成（養成講座や検討会の開催等）	・協会が行う講座・イベント等での認知度の向上 ・市町村・地域住民等への多文化共生に関する啓発 ・国際交流ボランティアの募集及び養成	文化生活スポーツ部	文化国際課
I	(1)	②	18	交流イベントや多文化共生講座の開催（高知県国際交流協会）	現在展開されている国際交流・多文化共生に関する事業が県民に幅広く認知され、県民の意識の底上げに繋がっている	今まで継続してやっていた事業について改善を行い、県民に継続して国際化を促していく。 ・国際ふれあい広場、多文化共生（出前）講座、親子で学ぶ国際理解講座 等 ・国際交流ボランティアの募集及び養成（養成講座や検討会の開催等）	-	-	-	-	-	①協会が行う講座・イベント等での認知度の向上 ②市町村・地域住民等への多文化共生に関する啓発	【再掲】取組番号17				文化生活スポーツ部	文化国際課
I	(2)	①	19	男性の家事・育児・介護の分担に向けた啓発	さまざまな学習機会の提供や男性を対象にした広報や意識啓発により、男性の家事・育児・介護の分担を促す。	こうち男女共同参画センターで男性講座を行う	-	-	-	-	-	こうち男女共同参画センターで男性講座の充実を検討	男性家事講座を2回開催 会場15名、オンデマンド36名参加	料理を作る経験を通して、固定的な性別役割分担意識について考える機会を提供できた。	・介護等をテーマに講座を2回実施する。 ・オンデマンド配信を検討し、受講者の増加につなげる。	・こうち男女共同参画センターで男性講座の充実を検討 ・RKCラジオでの広報	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
I	(2)	①	20	こうち男女共同参画センター「ソレ」における広報・啓発	広報誌（ソレ・スコープ、メルマガ）発行や、各種講演会、研修会の開催等により、男女共同参画に関する啓発・広報を行う。	広報や講演、研修会の開催等啓発事業により、男性の家事・育児・介護への参加促進を行う。	男女共同参画関連講座への男性参加者数 （参考：R元） 主催講座215人、出前講座1,343人	主催講座139人 出前講座748人	主催講座127人 出前講座573人	主催講座586人 出前講座1,246人	10,000人（R2～R6年度累計）	・広報によるニーズの掘り起こし等、男性参加を促進するテーマの検討 ・企業や働く層への参加の働きかけ ・オンデマンドまたはライブ配信の実施（感染症対策）	・主催講座（29講座）実施参加3,168名（うち男性586名） ・出前講座（34講座）実施参加2,797名（うち男性1,246名） ・情報紙、啓発誌発行等、様々な方法や媒体で意識啓発、広報を実施	・これまで男女共同参画に関心の低かった男性の参加につながった。	・広報や講座のテーマ等において、男性参加を促進するテーマを検討 ・他団体との連携を図り、企業や働く層への参加を幅広く働きかける。 ・郡部からも参加しやすいようオンデマンドまたはライブ配信を実施する。	・広報によるニーズの掘り起こし等、男性参加を促進するテーマを検討 ・企業や働く層への参加の働きかけ ・オンデマンドまたはライブ配信の実施	子ども・福祉政策部	ソレ
I	(2)	①	21	父親の育児参加のための啓発	子育て中の父親に子育てに関する情報が届き、育児に生かされている	○出産・子育て応援サイトプレマnetを活用し男性の育児参加を促す情報の提供を実施 ○高知県版父子手帳の作成及び配布	出産・子育て応援サイトアクセス件数	43,335	93,666	145,739	(R5)140,000	○出産・子育て応援サイトプレマnetのリニューアルによる男性の育児参画を促すコーナーの作成及び情報提供の実施 ○高知県版父子手帳の増刷及び配布 ・こうちプレマnetのリニューアルによる出産・育児に関する支援サービスの情報提供内容の充実（父親の育児参画の推進に関するコーナーを作成し情報提供の実施）	・こうちプレマnetのリニューアル(R4.10月)により新たに父親支援に関する新コンテンツ「パートナーにできること」（父子手帳・ババの子育て体験記）を掲載。 ・サイトアクセス数145,739件（R3年度93,666件） ・月平均アクセス数13,249件（R3年度7,806件） ・父子手帳「ババの本」の増刷及び配布（247箇所5,418部配布）	・R4年度のアクセス件数がR3年度の約1.5倍に増加した。 ・リニューアルに伴い父親支援のコンテンツ「パートナーにできること」に新たに「ババの子育て体験記」を掲載するなどコンテンツが充実した。	・こうちプレマnetのコンテンツの更なる充実。（新コンテンツ、子育てインタビュー） ・「子育て応援の店」のアプリ化による市町村や子育て支援サービス機関から子育て家庭への情報発信の強化	○出産・子育て応援サイトプレマnetのコンテンツの充実（新コンテンツ、子育てインタビュー） ○「子育て応援の店」のアプリ化による市町村や子育て支援サービス機関から子育て家庭への情報発信の強化し、父親の子育て支援サービス機関等の利用促進につなげる。	子ども・福祉政策部	子育て支援課
I	(2)	①	22	介護の基礎講座の開催	介護に対する県民の理解が深まる。	＜高知県立ふくし交流プラザでの講座開催（指定管理者による実施）＞ 県民介護講座の開催等により介護に対する知識の向上を図る。	-	-	-	-	-	出前講座を行うなど、県下全域でより多くの学びの機会を設ける。	＜アウトプット＞ 県民いきいき講座の開催 ①ー1入門講座（プラザ開催分） 高齢者疑似体験2回12名 車いす体験2回12名 福祉用具見学7回93名 VR認知症疑似体験66回139名 ①ー2入門講座（出前講座） 高齢者疑似体験実績なし 車いす体験実績なし ②家庭介護基礎講座5回72名（うち、男性28名） ③高齢期知っとく講座16回374名（うち、男性88名） ＜アウトカム＞ 男性の参加者の実践に生かせる介護や	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出前講座の開催回数を減らした開催となった。また、開催する場合にも、一定の距離がとれるよう対象人数を減じた。	県民に対する介護講座事業の開催	出前講座を行うなど、県下全域でより多くの学びの機会を設ける。（高知県立ふくし交流プラザ指定管理者による実施）	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課
I II III	(2) (2) (1)	① ① ②	23	介護支援情報の提供・広報・啓発	・介護サービス事業者に関する情報や相談窓口の利用により、家庭における介護負担が軽減されている。	・介護サービス情報の公表制度による介護サービス事業者に関する情報の公表 ・高齢者総合相談窓口及び認知症コールセンターについて、住民への周知及び相談体制の更なる充実	-	-	-	-	-	・介護サービス情報の公表制度による介護サービス事業者に関する情報の公表 ・高齢者総合相談窓口について、住民への周知及び相談体制の更なる充実	・介護サービス情報の公表制度による介護サービス事業者に関する情報の公表 ・高齢者総合相談窓口実績（4月～3月） 一般相談408件 案内相談26件	・高齢者相談窓口について住民への周知及び相談体制のさらなる充実が必要	・介護サービス情報の公表制度による介護サービス事業者に関する情報の公表 ・高齢者相談窓口の周知を強化	・介護サービス情報の公表制度による「介護サービス情報公表システム」での情報の公表 ・相談窓口の更なる周知に向け、リーフレットを作成	子ども・福祉政策部	長寿社会課

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果≒年度末実績）					R4				R5	担当部署	担当課
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R4)	【D実行】結果・成果 (R4)	【C評価】実施後の分析、検証 (R4)	【A改善】次年度の取組 (R4)	【P計画】年度計画 (R5)		
I	(2)	②	24	男女平等や女性の人権に関する教育の充実	学習指導要領の趣旨を踏まえ、道徳推進リーダーの活用や大学等との連携を通して、教員の指導力を向上させ、質の高い「考え、議論する道徳」の授業が展開されるようにするとともに、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育が推進されるようにすることで、児童生徒の道徳性の向上を図る。	児童生徒に道徳性を育むため、全ての小・中学校において「考え、議論する道徳」の授業が実践されるよう、授業の質的転換を図るとともに、参観日等における道徳授業の公開や副読本の家庭での活用などにより、学校・家庭・地域が一体となって道徳教育を推進する。 【「考え、議論する道徳」の授業の充実】授業づくり講座、道徳教育に関する校内研修（公開授業） 【地域ぐるみの道徳教育の充実】道徳教育パワーアップ研究協議会、「家庭で取り組む 高知の道徳」活用促進、道徳教育を柱としたコミュニティ・スクールの取組の普及	全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙 特別の教科 道徳において、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる児童生徒の割合（「当てはまる」と回答した割合）	小 43.9% 中 51.5%	小 52.0% 中 55.1%	小 48.3% 中 52.0%	小 60%以上 中 60%以上 かつ全国平均以上	・授業づくり講座（道徳）への参加促進 ・授業づくりのプロセスや評価について、より分かりやすく学べるよう講座の質を向上 ・市町村における「道徳教育推進のためのわが町の取組」の進捗状況を確認するとともに、好事例を収集 ・「家庭で取り組む 高知の道徳」の改訂作業	○アウトプット（結果） ■「考え、議論する道徳」の授業の充実 ・授業づくり講座（道徳）への参加：537名 ・道徳推進リーダーによる実践の普及 ■地域ぐるみの道徳教育の推進 ・道徳教育パワーアップ研究協議会Ⅰ：（8月） 東部開催：80名 中部開催：125名 西部開催：73名 テーマ「わが校の地域ぐるみの道徳教育」について 対象：道徳教育推進教師 ・道徳教育パワーアップ研究協議会Ⅱ：50名（10月） テーマ「わが町の地域ぐるみの道徳教育」について 対象：市町村教育委員会担当者 ・「家庭で取り組む 高知の道徳」活用促進 小学1年生への配付（4月） 教員向けの電子データを教職員ポータル	・「考え、議論する道徳」の授業において、「指導上の工夫」の重要性について普及できた。しかし、「自己との関わり」「多面的・多角的な見方」に視点をおいた道徳科の評価については、まだ十分とはいえない。また、道徳科の授業づくりに不安を持っている教員への支援も必要である。 ・研究協議会において、「地域ぐるみの道徳教育」推進の取組について、好事例の紹介や、ポイントを絞った見直しをしたことで、効果的な取組について具体的な案を見出すことができた。しかし、学校や道徳教育推進教師への支援については十分とはいえない。	・道徳性を養う基盤となる「考え、議論する道徳」の授業の充実に向けて、参加教員のニーズに合わせた道徳の授業づくり講座を開催する。 ・学校において、地域連携を担う役割の道徳教育推進教師への支援として、「家庭・地域とのつながり方について」や「道徳教育の要である道徳科の充実について」などを考えられるような協議会を開催する。また、市町村の道徳教育の取組が円滑に進むようPDCAの回し方について支援していく。	◆授業づくり講座（道徳）への参加促進 ・教材研究会及び授業研究会 ・拠点校：7校 指定校：1校 ◆道徳推進リーダーによる実践の普及 ・授業づくり講座への参加促進 ・市町村教育委員会主催の研修会での授業公開等 ◆道徳教育パワーアップ研究協議会 ・テーマ「わが校の地域ぐるみの道徳教育」について *地域教材を用いた道徳科の授業づくり *道徳教育推進教師の役割について ・対象：小・中学校の道徳教育推進教師 ◆「家庭で取り組む 高知の道徳」の改訂 ◆市町村指導事務担当者会における周知及び取組の確認	教育委員会	小中学校課
I	(2)	②	24	男女平等や女性の人権に関する教育の充実													教育委員会	高等学校課
I	(2)	②	24	男女平等や女性の人権に関する教育の充実													教育委員会	特別支援教育課
I	(2)	②	24	男女平等や女性の人権に関する教育の充実	男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実が図られ、児童生徒の人権感覚が向上する。	新たに追加された人権課題を含む県民に身近な人権課題について、各学校の人権教育全体計画・年間指導計画に位置付けて取り組むよう、人権教育主任連絡協議会や校内研修等の場で働きかける。併せて、学習内容の充実に向けて、学習展開例や資料の紹介を行う。 ・教職員研修への講師派遣 ・人権教育に関する資料提供、情報提供及び助言	女性の人権に関する学習を、年間指導計画に位置付け、実施している学校の割合を100%とする。	小：100% 中：100% 高：100%	100%	小：100% 中：100% 高：100%	100%、	・人権教育主任連絡協議会（集合研修）での実践例の情報提供や協議等、研修内容の充実を図る。 ・人権教育主任研修（オンデマンド）や校内研修において、個別の人権課題についての校内研修及び授業研究を実施するよう働きかけを行う。	【再掲】取組番号 6				教育委員会	人権教育・児童生徒課
I	(2)	②	25	男女平等や女性の人権に関する小中学生向け教材の作成													教育委員会	小中学校課
I	(2)	②	25	男女平等や女性の人権に関する小中学生向け教材の作成													教育委員会	特別支援教育課
I	(2)	②	25	男女平等や女性の人権に関する小中学生向け教材の作成	男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実が図られ、児童生徒の男女共同参画や女性の人権に対する意識が向上する。	県民に身近な人権課題について、「Let's feel じんけん 実践・指導事例集」を活用し、各学校で取り組むよう、人権教育主任連絡協議会や校内研修等の場で働きかける。併せて、学習内容の充実に向けて、学習展開例や資料の紹介を行う。 ・教職員研修や授業研究における活用の周知	－	－	－	－	－	各学校における「Let's feel じんけん 実践・指導事例集」や校内研修資料の活用を促進し、教科等における人権学習の取組の充実を図る。	○「Let's feel じんけん 実践・指導事例集」を活用して、男女共同参画の視点での人権学習や教職員研修が実施されるよう、研修会等で周知を行った。 ・人権教育主任連絡協議会を地区別5会場で実施（5・6月）：292人参加 ・人権教育主任研修をオンデマンドで実施（11～1月）：292人参加 【「Let's feel じんけん」の活用】（1月調査結果）小：77.0%、 中：65.3%	・「Let's feel じんけん」の活用状況については、中学校では6.1ポイント割合が増加したが、小学校では1.8ポイント減少した。 ・中学校、高校では、女性の人権に関する校内研修を実施する割合が増加した。また、性的指向・性自認に関する授業研究を実施した割合も増加している。	・人権教育主任を対象とした研修や校内研修等において、男女平等や女性の人権を含む人権課題について「Let's feel じんけん 実践・指導事例集」のポイントを説明し活用を図る。	各学校における「Let's feel じんけん 実践・指導事例集」や校内研修資料の活用を促進し、教科等における人権学習の取組の充実を図る。	教育委員会	人権教育・児童生徒課
I	(2)	②	26	職域拡大を含めた個性と能力に応じた進路指導の充実	社会人・職業人として自立するために必要な資質・能力を育むキャリア教育のさらなる充実を図るため、小・中・高等学校を通じたキャリア教育や、探究的な学習活動の一層の充実を図る。	系統的なキャリア教育の実践	キャリア・パスポート（キャリアシート）を活用している学校の割合 小学校 100% 中学校 100%	小：100% 中：100% 高：100%	小：100% 中：100% 高：100%	小：100% 中：100% 高：100%	小：100% 中：100% 高：100%	・小・中・高等学校をつなぐキャリア教育の一層の推進 ・小学校キャリア教育地区別協議会の開催	・小学校キャリア教育地区別協議会を開催（7～11月）し、地区別の課題については、演習を通して、改善に向けて取り組むことができた。 ・キャリア・パスポート活用促進中・高連絡協議会を開催（10月）し、キャリア・パスポートの利活用について中高の担当者同士で協議できた。	・小学校キャリア教育地区別協議会については、地区によっては開催が遅かったため、自校での伝達研修が年度末近くになったことなので、R5年度は、1学期中に開催し、早い段階で自校で伝達講習できるようにする。 ・キャリア・パスポートについては、つながりを意識した効果的な利活用や引き継ぎを図る必要がある。	・引き続き、小学校キャリア教育地区別協議会の開催 ・引き続き、キャリア・パスポート活用推進中高連絡協議会の開催	・小学校キャリア教育地区別協議会の開催（6月、7月） ・キャリア・パスポート活用推進中高連絡協議会の開催（10月）	教育委員会	小中学校課
I	(2)	②	26	職域拡大を含めた個性と能力に応じた進路指導の充実	・生徒の県内企業理解を促進のため、県内企業見学生徒の参加を増やす。 特に普通高校に対して、ものづくり総合技術展などを活用して、職業理解と県内企業の魅力を伝える取り組みを推奨する。 ・インターンシップについては、実施していない学校に対して実施を進めるとともに、すでに実施している学校については、就業体験が効果的なものになるよう事前事後指導を充実させるよう助言する。	・生徒の県内企業理解の促進のため、県内企業見学生徒の参加を増やす。特に普通高校に対して、ものづくり総合技術展などを活用して、職業理解と県内企業の魅力を伝える取組を推奨する。 ・インターンシップについては、実施していない学校に対して実施を勧めるとともに、すでに実施している学校については、就業体験が効果的なものになるよう事前事後指導を充実させるよう助言する。	○生徒が主体的に進路実現ができるようなキャリア教育の一層の充実 ○支援が必要な生徒に対し、関係機関との連携などきめ細かな進路指導の充実 ・企業、学校見学、教員向け企業との勉強会、見学会、ものづくり総合技術展、インターンシップ等（建設、製造業への女子の雇用を増やすきっかけづくり）（医療、看護、福祉の男性を増やすきっかけづくり）	○企業・学校見学19校 ○インターンシップ10校 ○ものづくり総合技術展中止	○企業・学校見学18校 ○インターンシップ12校 ○ものづくり総合技術展21校	○企業・学校見学24校 ○インターンシップ14校 ○ものづくり総合技術展22校	企業、学校見学・インターンシップ、ものづくり総合技術展のいずれかを実施	・企業、学校見学・インターンシップの周知と、予算確保。 ・ものづくり総合技術展の出展、参加周知と、バス代等の予算確保。	○アウトプット（結果） ・企業、学校見学実施校へ予算令達。各学校から実施計画書の提出（実施一ヶ月前までに提出）。 ・ものづくり総合技術展への参加希望調査実施。高等学校課予算より生徒バス代確保。 ○アウトカム（成果） ・企業、学校見学：24校、参加3,015名（延べ企業166社、学校48校） ・インターンシップ：14校548名参加（延べ240社） ・ものづくり総合技術展への参加実績：22校 2,041名参加）、作品展示校：8校	県内企業での就業体験や見学を通して、職業理解や企業理解、勤労観の醸成につながった。 職業理解や企業理解、勤労観の醸成につながった。 職業理解や企業理解、勤労観の醸成につながった。	・企業、学校見学・インターンシップの実施や、ものづくり総合技術展への出展、参加を促進する。	・企業、学校見学・インターンシップの周知と、予算確保。 ・ものづくり総合技術展の出展、参加周知と、バス代等の予算確保。	教育委員会	高等学校課

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果≧年度末実績）					R4				R5	担当部署	担当課
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R4)	【D実行】結果・成果 (R4)	【C評価】実施後の分析、検証 (R4)	【A改善】次年度の取組 (R4)	【P計画】年度計画 (R5)		
I	(2)	②	26	職域拡大を含めた個性と能力に応じた進路指導の充実	特別支援学校の児童生徒一人一人が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女ともに社会性や勤労観・職業観を育み、主体的に進路を選択できる力を身につけることができるよう、進路指導の充実を図るとともに、就労体験や現場実習など、各発達段階や障害特性に合わせた、キャリア教育を実施する。	・就職アドバイザーを各県立特別支援学校の生徒のニーズや状況に合わせて活用できるようにし、障害種に応じた職場開拓を進める。 ・外部専門家を活用し、特別支援学校のキャリア教育の充実を図る。 ・企業への技能検定リーフレットの配布や、特別支援学校技能検定と障害者雇用促進セミナー（高知労働局主催）の同時開催等により、特別支援学校生徒への理解を深める。 ・職業教育・就労支援に協力してくれる「特別支援学校就職サポート隊こうち」登録企業の開拓をする。	①公立特別支援学校就職希望者の就職率：100% ②知的障害特別支援学校就職率（A型を含めた一般就労）：全国平均以上(全国平均H30:34.9%)	①100% ②41.7% (全国33.7%)	①92.1% ②35.6% (全国はR5に公表)	①100% ②38.0% (全国はR6に公表)	①100% ②全国平均以上 (毎年)	生徒の進路に関するニーズや、社会のニーズに対応するため、進路先の拡大や、社会のニーズの把握が必要である。	●キャリア教育の視点での授業改善 ・キャリア教育スーパーバイザーの活用(5回) ・R4特別支援学校キャリア・プロジェクト ●就職アドバイザーの活用 ・特別支援学校就職サポート隊こうち・日高特支・日高特支) ・企業等を訪問し、現場実習や就労先の開拓、「特別支援学校就職サポート隊こうち」の登録企業開拓（登録企業97社） ●キャリア教育戦略会議の実施（5校5回） ●高知県特別支援学校技能検定実施（129名参加、うち34人が1級を取得） ・幅多（7月）、高知（8月） ・企業見学会の開催 ・認定証授与式、アンケートの実施(10月)	・外部専門家の助言、指導により、授業改善が進んでいる。 ・就職アドバイザーの活用により、新規事業所開拓が進んでいる。 ・高知県特別支援学校技能検定実施後のアンケートから、生徒の社会性や勤労観・職業観の育成につながっていることが伺える。	・地域社会のニーズにあったキャリア教育の視点を踏まえた教育内容の充実を図る。 ・生徒一人ひとりが主体的に進路を選択することができるために、現場実習先や職場の開拓、地域や産業界等との連携協力体制を強化する。 ・「特別支援学校就職サポート隊こうち」の登録企業の活用を図る。 ・企業側に特別支援学校の生徒について理解を促し、障害者雇用の促進を図る。	生徒の進路に関するニーズや、社会のニーズに対応するため、進路先の拡大や、社会のニーズの把握が必要である。 ●キャリア教育の視点での授業改善 ●就職アドバイザーの活用 ●キャリア教育戦略会議の実施 ●高知県特別支援学校技能検定の実施	教育委員会	特別支援教育課
I Ⅲ	(2) (3)	② ①	27	子どもの発達段階に応じた性に関する教育の実施	児童生徒が十分な性教育を受ける機会を得て、適切な保健行動がとれる若者が増えることによって、望まない妊娠が少なくなり、10代の人工妊娠中絶実施率が減少する。	子どもの発達段階に応じた性に関する教育・相談・啓発を行うことで、子どもたちが正しい知識を持てるよう取り組む ・思春期の子どもたちの相談（電話・来所） ・妊娠の不安や女性の身体に関する相談（電話・来所） ・広報啓発（啓発カード・思春期ハンドブックの配布、ホームページでの情報発信、テレビ・ラジオ等） ・性に関する出前講座、ミニ講座の実施 ・性に関する教育資材貸し出し（妊婦体験用シュミレーター、沐浴人形、胎児モデル、紙芝居・DVD等） ・高知県性に関する専門講師派遣事業→R4年度教育委員会保健体育課に事業移管	10代の人工妊娠中絶実施率の減少 参考：R1 高知4.7(全国4.5)	高知5.0 (全国3.8)	高知3.8 (全国3.3)	(R5に公表)	全国水準	・正しい知識の提供及び相談窓口の周知（思春期ハンドブックの配布対象者・方法の検討、ホームページや思春期ハンドブックの内容の更新等）	・思春期ハンドブックの作成・配布10,000部 <成果> ・関係機関との連携 150件 ・思春期ハンドブックの高校生等への配布	・思春期ハンドブックを配布し、10代への性に関する正しい知識の提供と、相談先の周知を行った。	・相談窓口の周知 ・関係機関との連携強化	・正しい知識の提供及び相談窓口の周知（思春期ハンドブックの配布対象者・方法の検討、ホームページや思春期ハンドブックの内容の更新等）	子ども・福祉政策部	子育て支援課
I Ⅲ	(2) (3)	② ①	27	子どもの発達段階に応じた性に関する教育の実施	性に関する正しい知識を身につけ、自己を思いやり尊重できる児童生徒、適切な意志決定や行動選択ができる児童生徒を育成する。	各学校で、学習指導要領に則り、児童生徒の発達段階に応じた性に関する教育を実施する。学校の教育活動全体で組織的・効果的に性に関する教育を実施できるよう取組を推進する。児童生徒の意識・行動変容につながる「性に関する教育」の普及を図る。人間関係づくりを基盤とした性に関する教育を実施する。	性に関する指導の年間計 画作成率 60.0%	56.7%	65.6%	72.2%	60%	・令和3年度の取組の成果と課題を踏まえ冊子及び指導教材を改訂し、全養護教諭及び保健体育科教諭等に配付し、活用について依頼 ・学校における性に関する指導についての研修を実施 ・外部講師派遣事業を実施し、外部講師と連携した性に関する指導の充実を図る	○アウトプット（結果） ・性に関する指導の手引きの配付と活用についての周知 ・保健体育科教諭及び養護教諭に冊子を配付（5月末） ・保健主事及び養護教諭研修会で指導の在り方について考えたりできている様子が見られた。教諭等も今後の指導の参考とすることができた。 ・県内全ての公立学校保健主事及び養護教諭を対象とした研修会において、学校における性に関する指導の重要性や具体的な取り組み方について研修を深められた。 ・性に関する指導の手引き及び教材の活用の推進及び継続的な性に関する指導の実施に取り組んでいくことが必要。 ○アウトカム（成果） ・手引きの活用率：92.8%	・外部講師による指導を受けた児童生徒の感想からは、自分や他人の命の大切さを感じたり、自分も相手も大切にできる人との関わり方について考えたりできている様子が見られた。教諭等も今後の指導の参考とすることができた。 ・県内全ての公立学校保健主事及び養護教諭を対象とした研修会において、学校における性に関する指導の重要性や具体的な取り組み方について研修を深められた。 ・性に関する指導の手引き及び教材の活用の推進及び継続的な性に関する指導の実施に取り組んでいくことが必要。	・各県立学校及び市町村（学校組合）教育委員会に、性に関する指導の手引き等を活用した指導の充実について周知。 ・性に関する指導をテーマとした研修会等の実施。 ・各関係機関と連携した外部講師派遣事業の実施により、性に関する指導の充実と推進を図る。	・令和4年度に引き続き、各学校での性に関する指導の手引きの活用と指導の充実について依頼。 ・特別支援教育における性に関する指導についての研修会を実施（7月31日予定）。 ・外部講師派遣事業を実施し、外部講師と連携した性に関する指導の充実を図る。	教育委員会	保健体育課
I Ⅲ	(2) (3)	② ①	28	高知県思春期相談センター「PRINK」における性に関する知識・啓発の実施	児童生徒が十分な性教育を受ける機会を得て、適切な保健行動がとれる若者が増えることによって、望まない妊娠が少なくなり、10代の人工妊娠中絶実施率が減少する。	思春期相談センター「PRINK」において、思春期の子どもの望まない妊娠の予防や性に関する相談に応じ、正しい知識や情報の提供を行う	10代の人工妊娠中絶実施率の減少 参考：R1 高知4.7(全国4.5)	高知5.0 (全国3.8)	高知3.8 (全国3.3)	(R5に公表)	全国水準	・正しい知識の提供及び相談窓口の周知（ホームページ内容の更新、思春期ハンドブックの配布対象者・方法の検討等） ・女性専用相談窓口の周知 ・来所イベントの開催検討	・各種相談の実施 ・ホームページや思春期ハンドブックでの相談窓口の周知 ・ホームページの更新（1月） 【成果】 ・思春期相談 電話相談 820件(R3:1260件) 面接相談 6件(R3:13件) ・妊娠の不安や女性の身体に関する相談 電話相談 13件(R3:103件) 面接相談 1件(R3:8件) ・オープンスペース来所者 369人(R3:204人) ・関係機関との連携 150件(R3:299件) ※相談件数増加、関係機関との連携	・男性からの相談が多い傾向にあり、女性専用相談窓口の周知の継続が必要 ・ホームページを見て相談してくる方もおり、引き続き正しい知識の提供に向け随時更新に取り組む。 ・オープンスペース来所の啓発にも力を入れていく ・来所イベント（プリंक誕生祭）が好評だったため、今後も継続実施していく。	・相談窓口の周知 ・関係機関との連携強化	・正しい知識の提供及び相談窓口の周知（ホームページ内容の更新、思春期ハンドブックの配布対象者・方法の検討等） ・女性専用相談窓口の周知 ・来所イベントの開催検討	子ども・福祉政策部	子育て支援課

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果≒年度末実績）					R4				R5	担当部署	担当課
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R4)	【D実行】結果・成果 (R4)	【C評価】実施後の分析、検証 (R4)	【A改善】次年度の取組 (R4)	【P計画】年度計画 (R5)		
I	(2)	②	29	教職員等への男女共同参画に関する研修の実施	教職員等の人権感覚を高めるとともに、自己及び他者の人権を守るための実践的指導力の向上を図る。	11の人権課題に関する研修（「人権教育セミナー」）を実施し、受講者の人権感覚を高めることで、すべての教職員が組織の一員として尊重され、学校での組織的な取組を具体的に計画できるようにする。	「人権教育セミナー」における受講者アンケート結果 3.5以上（4件法）	3.7	3.7	3.8	3.5以上	R4年度「人権教育セミナー」は夏期休業中に2日、10月の土曜日に1日実施予定	人権教育セミナーⅠ～Ⅲ期（7/27・8/22・10/29） 人権課題「外国人」・「犯罪被害者等」 参加者：のべ 264人 アンケート平均：3.8	・受講者アンケート（4件法）項目の「人権感覚が高まり、今後の教育活動に生かせる内容で良かった」について、3.75と高評価であった。したがって、個別の人権課題について最新情報を知り得たことで、学校現場が直面している現状や実践に還元できる内容であったと考えられる。	・受講者アンケートからは、日々の生活における周囲の人への配慮や「受け入れ、認め合う」ことの大切さを実感することができたといった感想が多く見られた。次年度も引き続き、今日的な課題解決につながる内容を講師とともに考え、人権感覚の向上を目指す研修の充実を図る。	R5年度「人権教育セミナー」は夏期休業中に2日、10月の土曜日に1日実施予定	教育委員会	教育政策課
I	(2)	②	29	教職員等への男女共同参画に関する研修の実施	男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実が図られ、児童生徒の人権感覚が向上する。	各学校において「女性の人権」を含む個別の人権課題をテーマとした研修を実施するよう人権教育主任連絡協議会等を通じて、働きかける。 ・教職員研修への講師派遣 ・人権教育に関する資料提供、情報提供及び助言	女性の人権を含む個別の人権課題に関する校内研修及び授業研究を、年間計画に位置付け、実施している学校の割合を100%とする。	小：55.8% 中：69.4% 高：59.2%	R3：小60.4%・中62.1%・高62.0%	小：55.8% 中：69.4% 高：59.2%	小・中・高：100%	・人権教育主任連絡協議会（集合研修）での実践例の情報提供や協議等、研修内容の充実を図る。 ・人権教育主任研修（オンデマンド）や校内研修において、個別の人権課題についての校内研修及び授業研究を実施するよう働きかけを行う。	【再掲】取組番号6			教育委員会	人権教育・児童生徒課	
I	(2)	②	30	PTA活動への男女共同参画の促進	子どもたちの教育課題の解決のために、PTA活動等に男女が積極的に参画し、主体的なPTA活動が推進されている。	男女ともに研修会、学校行事等のPTA活動へ積極的に参加するよう働きかける。	－	－	－	－	－	○新型コロナウイルス感染症予防対策の確実な実施 ○オンデマンド配信の検討	○PTA研究大会 ・参加者：147名（男性76、女性71）（うち、オンライン参加：46名） ・参加者肯定的評価：99.2% ・託児室の申込：5名 ・新型コロナウイルス感染症対策としてオンラインでの参加も可能とした（オンライン参加事前申込数：10名）	○参加者の男女比はほぼ同等であり、女性がPTA活動等に参加しやすい環境が整ってきている。 ○コロナ禍で生きる子どもたちが、これまでの子どもたちとどう違うのか、また、親としてどう対応していたらいいのか大変参考になったという意見を多数いただいた。 ○託児室を設置し、育児中でも参加しやすい体制を整えた。 ○オンラインでの参加も可能としたことから、当日は事前申込を大きく上回る参加が得られた。	○PTA研究大会では、育児中でも参加しやすいように託児室を設置する。また、内容も参加者からの要望を受け、子育ての悩みに対応するものを検討する。 ○男女ともに研修会、学校行事等のPTA活動へ積極的に参加するよう継続的に働きかける。	<PTA研究大会> ○託児室を設置する。 ○オンラインでの参加を可能とする。	教育委員会	生涯学習課
I II	(2) (2)	③ ①	31	民間企業等におけるワーク・ライフ・バランスの推進	○平成28年3月に創設した「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」の登録数及び「育児休暇・育児休業取得促進宣言」に賛同する企業数の増加を図る。 ○育児休業の取得促進及び時間単位年次有給休暇制度の導入について先進事例の横展開を図るなど、企業等へ啓発や社会全体での機運醸成に取り組み、働きながら子育てしやすい環境づくりに向けて、応援団と協働した取り組みの充実を図る。 ○応援団交流会の開催などを通じて育児取得者の意識の醸成を図る。	○「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」の取組の推進など、官民協働による少子化対策を県民運動として展開し、より効果的な少子化対策となるように取り組む。 ■応援団の登録数及び育児宣言賛同企業の拡大 ■応援団と協働した取組の充実 ○企業等への啓発（応援団通信等による情報提供、応援団交流会を通じて取組の支援） ○社会全体での機運醸成（フォーラムの開催、新聞広告） ■若い世代や育児取得者の意識の醸成（応援団交流会や出会い・結婚・子育て支援リーフレットによる啓発）	①県内企業等における育児休業取得率 ②県内企業等における時間単位年次有給休暇制度の導入率 (参考) ①H30：男性：7.6%、女性：95.7% ②R元：29%	①男性：15.8% 女性：97.6% ②（調査なし）	①（調査なし） ②41.8%	①調査中 ②（調査なし）	①男性：30% ⇒女性活躍アクションプランで上方修正50% 女性：100% ②50%	○男性の育児取得に向けた支援の強化 ・応援団企業の取組内容の把握と先進事例のPR ・人事管理担当者を対象とする研修会の開催 ・若い世代を対象とするライフプランセミナーの開催	○アウトプット（結果） ・応援団登録数：1,368団体 ・育児宣言賛同数：966団体 ○アウトカム（成果） ①R5年度調査中 ②調査なし	「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」及び育児宣言賛同企業の登録数及び賛同数については順調に推移	・応援団企業の取組内容の把握と先進事例のPR ・育児休業を取得しやすい環境整備を支援する研修会の開催 ・若年のうちから、ライフプランを意識するためのセミナーの開催	○男性の育児取得に向けた支援の強化 ・応援団企業の取組の把握と横展開 ・育児研修パッケージとして企業従業員を対象とした研修を開催 ・若い世代を対象とするライフプランセミナーの開催	子ども・福祉政策部	子育て支援課
I II	(2) (2)	③ ①	31	民間企業等におけるワーク・ライフ・バランスの推進	従業員のワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組む企業（ワーク・ライフ・バランス推進認証企業）の増加	ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度の普及のためのアドバイザーを設置し、認証制度のPR、企業内の規定整備の助言、認証に係る申請書類の審査を行う。また、一般事業主行動計画策定の支援を行う。 ・ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザーによる企業訪問、認証制度のPR、認証取得に向けた支援、申請書類の審査 ・認証の要件となる次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に向けた支援 ・働き方改革優良事例集の作成 ・イクボスなどをテーマにしたトップセミナー開催 ・イクボスに係る情報の周知 ・経済団体とのタイアップによるセミナー等の開催。 ・適宜、情報発信・啓発活動の実施。	延べ認証企業数 615社（H19～R6累計）	344社（H19～R元累計）	543社	632社	615社（H19～R6累計） ⇒女性活躍アクションプランで上方修正840社	女性活躍推進法による一般事業主行動計画の策定を支援する企業の目標 R3：9社（実績） → R4：10社 ○アウトカム ・女性活躍推進法による一般事業主行動計画の策定を支援する企業数 11社 ・女性活躍推進部門の認証企業数50社 ・女性活躍推進部門の認証企業数50社（＋18社）	○アウトプット ・アドバイザーによる新規認証に向けた企業訪問：延べ573社 ○アウトカム ・女性活躍推進法による一般事業主行動計画の策定を支援する企業数 11社 ・女性活躍推進部門の認証企業数50社（＋18社）	アドバイザーによる新規認証、更新に向けた企業訪問時に、女性活躍推進法による一般事業主行動計画の周知及び策定支援を行うとともに、女性活躍推進部門の認証取得に向けた支援を行った結果、女性活躍推進部門の認証企業数は50社と大幅に増加した。また、延べ認証企業数もR7年度目標を前倒して達成した。	引き続き、アドバイザーによる新規認証、更新に向けた企業訪問時に、女性活躍推進法による一般事業主行動計画の周知及び策定支援を行うとともに、女性活躍推進部門の認証取得に向けた支援を推進していく。	・女性活躍推進法による一般事業主行動計画の策定を支援する企業数 10社 ・女性活躍推進部門の認証企業数60社	商工労働部	雇用労働政策課
I II	(2) (2)	③ ①	32	イクボスの県内普及による意識啓発	働きやすい職場づくりを進めるため、経済団体との連携等官民協働により、仕事と家庭生活を両立できる職場風土の醸成を目指す。	・イクボスなどをテーマにしたトップセミナー開催 ・イクボスに係る情報の周知 ・経済団体とのタイアップによるセミナー等の開催。 ・適宜、情報発信・啓発活動の実施。	－	－	－	－	－	・R3年度に将来世代応援知事同盟で作成した「中小企業のためのイクボスガイドブック」の配布 ・各種セミナー等でのイクボスに関する周知	・働き方改革担当者向けセミナー＆交流会 日時：令和4年7月1日 講師：NPO法人ファザーリングジャパン 塚越 学氏 参加者：20社 36名	・経営者層や管理職の意識醸成には、継続的な啓発が必要。 新たに養成する「働き方改革コンサルタント」を通じた周知 トップセミナー等による意識醸成	新たに養成する「働き方改革コンサルタント」を通じた周知 トップセミナー等による意識醸成	商工労働部	雇用労働政策課	

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果≒年度末実績）					R4				R5	担当部署	担当課
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R4)	【D実行】結果・成果 (R4)	【C評価】実施後の分析、検証 (R4)	【A改善】次年度の取組 (R4)	【P計画】年度計画 (R5)		
I II	(2) (2)	③ ①	32	イクボスの県内普及による意識啓発	働きやすい職場づくりを進めるため、経済団体との連携等官民協働により、仕事と家庭生活を両立できる職場風土の醸成を目指す。	・イクボスなどをテーマにしたトップセミナー開催 ・イクボスに係る情報の周知 ・経済団体とのタイアップによるセミナー等の開催。 ・適宜、情報発信・啓発活動の実施。	－	－	－	－	・R3年度に将来世代応援知事同盟で作成した「中小企業のためのイクボスガイドブック」の配布 ・各種セミナー等でのイクボスに関する周知	○「改正育児法」と「不妊治療」スタートアップセミナー（10/12）（講師：むらかみ社会保険労務士事務所 村上丈祐氏、レディスクリニックコスモス 坂本康紀氏）【37社40名参加】 ○改正育児・介護休業法フォローアップセミナー（2/15）（講師：同上 村上丈祐氏）【35社41名参加】 ○高知家の出会い・結婚・子育て応援フォーラム（2/15）（講師：NPO法人ファザリングジャパン 徳倉康之氏、パネリスト：社技研製作所2名、トミナガ2名【76名参加】	・経営者層や管理職の意識醸成には、継続的な啓発が必要。	トップセミナー等による意識醸成	トップセミナー等による意識醸成	子ども・福祉政策部	子育て支援課	
I II	(2) (2)	③ ①	33	ワークライフバランス推進企業認証制度の広報・普及促進	ワークライフバランス推進企業認証制度の認知度向上	チラシの配布やワークライフバランス推進アドバイザーによる企業訪問や優良事例集の配付により、認証制度（一般事業主行動計画を含む）を普及させる。	延べ認証企業数 615社 (H19～R6累計)	344社 (H19～R元累計)	543社	632社	615社 (H19～R6累計) ⇒女性活躍アクションプランで上方修正 840社	医療、福祉、製造業などの業界団体を通じた広報や業界団体に所属する会員企業を訪問するなど、ワークライフバランスに関心の高い企業以外へもアプローチすることで認知度を上げる	○アウトプット ・アドバイザーによる新規認証に向けた企業訪問：延べ573社 ・業界団体等への訪問：7団体 ・WEBセミナーの開催（3/3）：7社参加 ○アウトカム ・延べ認証企業数632社（+89社）	医療・福祉、製造業などの業界団体を訪問し、協力を得ながらアドバイザーによる企業訪問を行うなどの取組を行った結果、R7年度目標を前倒しで達成した。	引き続き医療・福祉、製造業など他業種への拡大に向け、業界団体の協力を得ながら取組を推進するとともに、複数部門認証の取得に向けアドバイザーによる支援を強化していく。	医療・福祉、製造業など他業種への拡大に向け、業界団体の協力を得ながら取組を推進するとともに、複数部門認証の取得に向けアドバイザーによる支援を強化していく。 また、専用ホームページを開設することにより制度や認証企業の広報活動を強化し認知度向上につなげる。	商工労働部	雇用労働政策課
I II	(2) (2)	③ ①	34	商工会議所・商工会、農業協同組合、漁業協同組合などの団体組織を通じた男女共同参画についての啓発促進	（若手後継者育成事業費） 商工会・商工会議所の女性のための各種セミナー、研修会等の開催費の他、地域振興事業に対して助成する。	小規模事業経営支援事業等における女性部活動への支援	講習会等開催回数 年1回以上	0回	3回	4回	講習会等開催回数 年1回以上	・時流を捉えたテーマ選定を行う。 ・開催時期の調整や開催方法の工夫などにより、参加人数の確保に努める。	○アウトプット（結果） ①R4.4.26 女性部連合会主張発表大会及び講演会（参加者：63名） ②青年部女性部合同講習会 R5.1.27 中部ブロック（58名参加） R4.11.24 高岡ブロック（37名参加） R5.1.27 幡多ブロック（28名参加） ○アウトカム（成果） 先進事例の発表や時流に沿ったテーマの講演により、女性部員の経営に関する資質向上に繋がった。	地元デパートの事業再生や特徴的な資源を生かした地域活性化などをテーマにした講演を実施し、地域振興や経営に対する考え方や行動のヒントが得られたと、受講者に好評であった。	時流を捉えた講演テーマの選定など、引き続き、県内外の先進的な知見・知識に触れる機会の提供を行っていく。	①女性部連合会主張発表大会及び講演会（1回） ②青年部女性部合同講習会 中央ブロック・東部ブロック・吾川ブロック講習会・高岡ブロック講習会・幡多ブロック講習会（各1回）	商工労働部	経営支援課
I II	(2) (2)	③ ①	34	商工会議所・商工会、農業協同組合、漁業協同組合などの団体組織を通じた男女共同参画についての啓発促進	JA大会（令和3年度）で目標として定められた正組合員に占める女性の割合35%以上を目指すことに向けて、各農協での取組が進められているかどうかなどについて、指導を継続していく。	JA大会で定められた目標値である「正組合員に占める女性の割合が35%以上」に向けて各農協での取り組みが進められているかどうかについて、指導を継続する。	農業協同組合の正組合員に占める女性の割合	30.73%	30.69%	30.67%	35%	まだ、目標を達成していないため、引き続き指導を継続していく。	各農協に現状を確認した結果、令和4年3月末から0.02ポイント下落 ※（ ）内は女性正組合員数 ◆R4.3における正組合員数 高知県：40,752(12,070) 29.6% 馬路村：430(208) 48.4% 高知市：5,107(2,032) 39.8% 土佐くろしお：3,182(873) 27.4% ◆R5.3における正組合員数 高知県：39,337(11,648) 29.6% 馬路村：424(203) 47.9% 高知市：4,906(1,963) 40.0% 土佐くろしお：3,096(836) 27.0%	女性割合の微減について、各農協で正組合員が毎年減少していることや、女性部組織の広報活動の一部が新型コロナウイルス感染症対策のため中止となったことも影響していると思われる。	各JAの女性組合員割合の増加に向けた取組の現状や課題、女性部等との対話により当該取組に出された意見について確認を行う。 また、取組の検証結果や、対話で出された意見の反映についても確認を行い、必要に応じて各農協に指導を実施する。	トップヒアリング等の各農協とのヒアリング時に各農協の取組を確認し、必要に応じて指導を実施する。	農業振興部	協同組合指導課
I II	(2) (2)	③ ①	34	商工会議所・商工会、農業協同組合、漁業協同組合などの団体組織を通じた男女共同参画についての啓発促進	女性が意欲を持って地域の水産業発展のために働くことのできる環境づくり	女性組合員の加入の啓発に取り組む。 ・常例検査時及び事後指導検査時に啓発	漁業協同組合（沿海地区出資）の正組合員に占める女性の割合 11%	492人 (10.9%)	446人 (10.7%)	R6.3月公表予定	600人	組合員増加指導の強化	・検査実施箇所数＝14か所 ・事後指導検査実施箇所数＝3か所 ・組合員増加について指導	女性組合員にかかわらず、組合員の減少が著しい。（過去5年間（H29～R3）で組合員全体で1,158人減少し、女性組合員の割合は0.03ポイント減少している。）	・常例検査実施予定数＝14か所 ・事後指導検査実施予定数＝7か所	組合員増加指導の強化	水産振興部	水産政策課
I II	(2) (2)	③ ①	35	人権啓発に関する企業リーダー養成講座の実施	企業の社会的責任と人権に関する講座を開催し、人権の視点を企業や団体等の活動に取り入れること、男女共同参画意識の醸成を図る。	所属する企業や団体内外での人権啓発研修を通じて、人権尊重の社会づくりに寄与する人材を養成する。	－	－	－	－	－	・効果的な広報を実施し、参加を広く呼びかける必要がある。	【再掲】取組番号7			子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課	
I II	(2) (2)	③ ①	36	企業等への外部講師派遣事業の実施													子ども・福祉政策部	子育て支援課
I II	(2) (2)	③ ①	36	企業等への外部講師派遣事業の実施	受講者の人権問題に関する理解や認識が深まるよう、企業等のニーズに応じ、研修内容を充実させていく。	様々な人権課題に関する正しい認識と理解を深めていただくため、企業等（働く場）のニーズに応じた専門性のある講師を派遣する。	－	－	－	－	－	・今後も要望に応じてオンライン研修も実施していく。 ・県民への講師派遣事業の周知を進めていく。 ・教材等を収集し、最新の情報を提供する。	自治体、企業、学校などから依頼を受け、講師派遣や研修会を行った。 ■女性の人権について 1回開催 170名参加 ■性的指向・性自認について 22回開催 523名参加 ■ハラスメントについて 14回開催 2,391名参加（うち、オンデマンド視聴639名）	・自治体や企業等のニーズに応じた講師派遣を行い、リモート研修にも積極的に対応した。 ・アンケート結果では、「生活・仕事に活かせる内容であった」との回答が96.6%。	あらゆる人権問題に対する理解と認識を深めるため、自治体や企業等が行う人権啓発研修に講師をする。	企業等に講師派遣事業を周知しながら、ニーズに応じた研修を充実させる。	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果≒年度末実績）					R4				R5	担当部署	担当課
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R4)	【D実行】結果・成果 (R4)	【C評価】実施後の分析、検証 (R4)	【A改善】次年度の取組 (R4)	【P計画】年度計画 (R5)		
I II	(2)	③	36	企業等への外部講師派遣事業の実施	出前講座事業等により企業等への講師派遣事業を実施し、男女共同参画における意識啓発を行う。	働く場への「出前講座」の実施	－	－	－	－	－	・広報によるニーズ掘り起こし ・様々なメニューによる県内全域での実施 ・登録のサポーター講師の発掘 ・講座のオンデマンドまたはライブ配信の実施（感染症対策）	企業等への出前講座を実施 ・企業 1件 19名参加 ・その他（役場・警察・市社協） 3件 275名参加	出前講座の依頼は昨年度と比較して増加	・広報による地域、企業、教育機関、団体、自治体等のニーズ掘り起こし ・男女共同参画の理解浸透のため、様々なメニューにより県内全域で実施 ・ソール登録のサポーター講師の発掘（分野の拡大、地元講師等） ・郡部からも参加しやすいようオンデマンドまたはライブ配信を実施	・広報によるニーズ掘り起こし ・様々なメニューによる県内全域での実施 ・ソール登録のサポーター講師の発掘 ・講座のオンデマンドまたはライブ配信の実施	子ども・福祉政策部	ソール
I II	(2)	③	37	県職員等へのハラスメント防止のための研修・啓発の実施	ハラスメントの防止を図るとともに、職員が相談しやすい環境づくりを推進する	・管理職員等研修及び一般職員向け研修を実施する ・庁内広報紙等を通じた職員へのタイムリーな情報発信	－	－	－	－	－	引き続き、庁内広報紙等を通じたタイムリーな情報発信を実施	・年度当初、相談窓口を周知 ・ハラスメント対策研修をオンライン形式（研修DVDデータの配信）により実施 対象者：全職員※ 実施期間：8/16～9/22 受講者数：3,516人 ・啓発式アンケートを実施 対象者：全職員※ 回答者数：3,463人 実施時期：8/22～9/9 ※会計年度任用職員を含む。 （参考：アンケートの結果より） セクハラ等の定義の認知度 R3 99.3% → R4 99.5% パワハラ等の定義の認知度 R3 99.2% → R4 99.6% マタハラ等の定義の認知度 R3 97.9%	・全職員を対象とした研修を継続して実施してきたことにより、職員のハラスメントに対する知識や認識等は、定着しているところ ・職員に対して、ハラスメントをしない、させないためのポイントを、継続的に注意喚起していく必要がある ・相談しやすい環境づくりのためには、相談窓口の情報を定期的に周知する必要がある	・ハラスメント対策研修を実施する ・庁内広報紙等を活用し、情報発信をする	引き続き、庁内広報紙等を通じたタイムリーな情報発信を実施	総務部	行政管理課
I II	(2)	③	37	県職員等へのハラスメント防止のための研修・啓発の実施	管理職として、自己の人権感覚や指導力が高まり、子どもを取り巻く様々な課題に対して組織的かつ計画的に取り組む姿勢をもつ。	管理職研修において、人権教育に関する研修を実施することで、管理職として人権感覚を高めるとともに、自校の人権教育推進上の課題を見つけ、教育活動に生かすための力量を養う。	受講後アンケートの項目 3.5以上（4件法）	3.8 （教頭研修）	3.9 （校長）	3.9 （校長）	3.5以上	新任用教頭研修 5「人権が大切にされる学校づくりに向けて」10/3実施予定（ライブ配信） 新任用校長研修「危機管理」9/27実施予定	○校長研修 9/27「危機管理（学校における法的リスクマネジメント）」（受講者37名） ・受講後アンケート「校長職を遂行するうえで役立つ内容であったか」は、3.9（4件法）と非常に高い評価であった。	○校長研修：リスクマネジメントを学ぶ中で、ハラスメントに関する判例等から、自身の行動を振り返る機会になったと共に、今後の対応についての指針にもなったと考える。	○校長研修：次年度も引き続き、新任用校長を対象に「危機管理」の中で、ハラスメント等の防止に関する内容を計画し、実施する。	新任用校長研修「危機管理」9/27実施予定	教育委員会	教育政策課
I II	(2)	③	37	県職員等へのハラスメント防止のための研修・啓発の実施	県警察からハラスメントを排除し、働きやすい職場環境を確保する。	ハラスメント防止に関する職場教養等を通じて、相談窓口や支援制度の周知を図り、働きやすい職場環境づくりを推進する。	絶無	－	－	－	絶無	・ハラスメント相談員として、各所属ごとに職員を指定し、職員からのハラスメントに関する相談を受ける体制を整える。 ・本部警務課主催会議において、幹部に対し、ハラスメント防止等に関する指示を行う。 ・ハラスメント防止に関する研修会を実施する。	○アウトプット ・ハラスメント相談員76人の指定(男性41人、女性35人) ・部外講師によるハラスメント相談員研修会の実施 ・全職員向けに「ハラスメント対策ガイドブック」の送付 ・ハラスメント対策責任者（警務課長）において ①各種会議における防止対策指導 ②事案発生時における各種巡回指導及び事務連絡文書による発生防止指示等を実施 ○アウトカム ・こうちプレマnetのリニューアル(R4.10月)により新たに「働きながら子育てしたい」というカテゴリを作成。働きながら安心して妊娠・出産を迎えるための制度の紹介や、子育てしながら再就職を希望される方へ「女性しごと応援室」を紹介するなど情報提供を充実させた。 ・サイトアクセス数 145,739件（R3年度 93,666件） ・月平均アクセス数13,249件（R3年度 7,806件） ・父子手帳「パパの本」の増刷及び配布（247箇所5,418部配布）	・前年比で、ハラスメント相談件数、認定件数ともに増加した（相談数＋5、認定数＋3）ことから、各所属への指導・教養を充実させるとともに、相談窓口を全職員に周知させるほか、事案発生時には迅速・適切な調査を実施する。	・数値目標は定めず、引き続き教養・指導を充実させる。	・ハラスメント相談員を各所属に指定し、ハラスメントの相談を受ける体制を整える。 ・本部警務課主催会議において、幹部に対し、ハラスメント防止等に関する指示を行う。 ・ハラスメント防止に関する研修会を実施する。	県警本部	警務課
I II	(2)	③	38	仕事と家庭の両立のための広報・啓発促進	働きながら子育てしやすい環境づくり	○出産・子育て応援サイトプレマnetを活用し男性の育児参加を促す情報の提供を実施 ○高知県版父子手帳の作成及び配布	出産・子育て応援サイトアクセス件数	43,335	93,666	145,739	(R5) 140,000	○出産・子育て応援サイトプレマnetのリニューアルによる男性の育児参画を促すコーナーの作成及び情報提供の実施 ○高知県版父子手帳の増刷及び配布 ・こうちプレマnetのリニューアルによる出産・育児に関する支援サービスの情報提供内容の充実（父親の育児参画の推進に関するコーナーを作成し情報提供の実施）	・こうちプレマnetのリニューアル(R4.10月)により新たに「働きながら子育てしたい」というカテゴリを作成。働きながら安心して妊娠・出産を迎えるための制度の紹介や、子育てしながら再就職を希望される方へ「女性しごと応援室」を紹介するなど情報提供を充実させた。 ・サイトアクセス数 145,739件（R3年度 93,666件） ・月平均アクセス数13,249件（R3年度 7,806件） ・父子手帳「パパの本」の増刷及び配布（247箇所5,418部配布）	・R4年度のアクセス件数がR3年度の約1.5倍に増加した。 ・こうちプレマnetのリニューアルにより、働きながら子育てしたい方へのコンテンツが充実した。	・こうちプレマnetのコンテンツの更なる充実。（新コンテンツ、子育てインタビュー） ・「子育て応援の店」のアプリ化による市町村や子育て支援サービス機関から子育て家庭への情報発信の強化	○出産・子育て応援サイトプレマnetのコンテンツの充実（新コンテンツ、子育てインタビュー） ○「子育て応援の店」のアプリ化による市町村や子育て支援サービス機関から子育て家庭への情報発信の強化 ○高知県版父子手帳の増刷及び配布	子ども・福祉政策部	子育て支援課
I II	(2)	③	38	仕事と家庭の両立のための広報・啓発促進	民間企業等での女性の登用やワークライフバランスの推進の機運が醸成されるようにする。	・女性の活躍を経営戦略の視点で理解・行動してもらうための啓発 ・ワークライフバランスの働きかけ	－	－	－	－	－	対象別セミナーを計3回実施予定 ・管理職・人事担当者向けセミナー ・キャリアデザインセミナー ・トップセミナー	①管理職・人事向けセミナー 事例発表：「自社における働き方改革などの取組」について 日程：R5.2.21～3.15（オンデマンド配信） 視聴者数：延べ125人（申込46社） ②トップセミナー テーマ：女性活躍とワークライフバランス 日程：R5.2.21～3.15（オンデマンド配信） 視聴者数：延べ175人（申込46社）	・経営者層や管理職、管理部門等の意識醸成のため継続的な啓発が必要。 ・別途実施した女性登用等実態調査の分析から、県内中小零細企業では女性活躍に取り組む意義について理解が進んでいないことが分かった。今回のセミナーでも一定の啓発ができたが、経営者層の意識醸成を加速化させるため、より多くの企業を巻き込む取組が必要。	・より多くの企業を巻き込み、ワークライフバランス等の意識醸成につなげる取組が必要 ・活躍する女性や、育児と仕事を両立する女性の事例を発信することで、企業や県民への啓発を促進する。	・女性活躍推進に関するシンポジウムの開催予定（年1回） ・女性活躍推進に関する動画の制作及び配信予定（3本）	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果≒年度末実績）					R4				R5	担当部署	担当課
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R4)	【D実行】結果・成果 (R4)	【C評価】実施後の分析、検証 (R4)	【A改善】次年度の取組 (R4)	【P計画】年度計画 (R5)		
I II	(2)	③	38	仕事と家庭の両立のための広報・啓発促進	ワークライフバランス推進企業認証制度の周知	ワークライフバランス推進アドバイザーによる企業訪問や優良事例集の配付により、認証制度（一般事業主行動計画を含む）を周知する。 ・ワークライフバランス推進アドバイザーによる企業訪問、認証制度のPR ・認証の要件となる次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に向けた支援 ・関係法令の改正の周知 ・働き方改革優良事例集の作	延べ認証企業数 615社 (H19～R6累計)	344社 (H19～R元累計)	543社	632社	615社 (H19～R6累計) ⇒女性活躍アクションプランで上方修正 840社	医療、福祉、製造業などの業界団体を通じた広報や業界団体に所属する会員企業を訪問するなど、ワークライフバランスに関心の高い企業以外へもアプローチすることで認知度を上げる	【再掲】取組番号33			商工労働部	雇用労働政策課	
I II	(2)	③	39	労働関係法令等の広報・啓発・周知	関係機関と連携し、労働関係法令を周知	企業へ女性活躍推進法や育児・介護休業法等労働関係法令の改正等を広報 ・「労政情報こうち」(年4回発行)、課のホームページへの掲載・リーフレット「働くルール知っていますか」の発行 ・ワークライフバランス推進アドバイザーによる企業訪問時の情報提供 ・働き方改革推進支援センターによるセミナー開催や企業からの相談対応などを通じた働き方改革関連法の周知 ・労働環境等実態調査での質問による育児・介護休業法の改正	－	－	－	－	就業規則の作成・届出義務のない規模の企業における事業主への啓発・周知に向けた広報	○アウトプット ・「こうち労政情報」2,150部作成、配付（年4回） ・WLB推進アドバイザー新規企業訪問延べ573社	働き方改革推進支援センターなどの活動により、法改正に伴う就業規則の変更などの働き方改革関連法への理解や対応は進んできている。	・こうち労政情報の発行 ・働き方改革推進支援センターや県主催によるセミナーを通じた関係制度の周知 ・関係する国家資格保有者を「働き方改革のコンサルティングを行う専門家」として養成し、希望する県内企業を伴走支援するとともに、法令等の周知につなげていく。	・就業規則の作成・届出義務のない規模の企業における事業主への啓発・周知に向けた広報 ・賃上げ関連の助成金に関する説明会の開催	商工労働部	雇用労働政策課	
I II	(2)	①	40	NPO、ボランティア団体、自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援	NPO、ボランティア団体、自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援	（ボランティアセンター事業） ・福祉教育基礎講座の開催 ・ボランティアコーディネーター研修事業の実施	－	－	－	－	・福祉教育基礎講座の開催 ・福祉教育実践研修の開催 ・ボランティアコーディネーター研修の開催 ・ボランティアチャレンジ体験の実施 ・福祉教育・ボランティア学習協同実践事業の実施	○アウトプット（結果） ・福祉教育担当者連絡会(11/4)社協職員（参加者：33名） ・ボランティアコーディネーター研修(5/10)社協職員、施設職員等（参加者：10名） ・ボランティアチャレンジ体験(1/28)宿毛市（参加者16名）(2/18)黒潮町（参加者16名） ※両市町とも参加者数は子どものみ ・福祉教育基礎研修(9/12)社協職員（参加者：32名） ・福祉教育実践研修(3/17)社協職員（参加者：27名） ○アウトカム（成果） ・ボランティアを受け入れるためのコーディネーターの知識、技術が向上 ・小中学生が地域でボランティア体験をするきっかけとなった ・福祉教育の理論と展開方法について、基	・若年層から専門職まで段階に応じた事業が実施され、ボランティアセンターの設置・運営に関わる人材が育成されている ・コロナ禍に対応したボランティアプログラムの開発や、若者のボランティア参加促進に向けたコーディネートなど受け入れ団体のさらなる機能強化が必要。 ・多様な視点から地域について知ることのできるプログラムの開発、実践が必要	・多様な主体が協働した取組を創出するため、協同学習、協同実践の仕組みづくりの支援を実施 ・福祉教育・ボランティア学習に関する研修の受講対象の拡大 ・教育機関との連携のきっかけづくりとなる、つながりの場の拡大	・福祉教育担当者連絡会の開催 ・高知県福祉教育・ボランティア学習推進委員会の開催 ・福祉教育基礎講座の開催 ・福祉教育実践研修の開催 ・ボランティアコーディネーター研修の開催 ・ボランティアチャレンジ体験の実施 ・福祉教育・ボランティア学習協同実践事業の実施	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	
I II	(2)	①	40	NPO、ボランティア団体、自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援	引き続き各種セミナー等において、参加者ニーズを把握した取組を実施するとともに、NPOの地域課題解決力が高まるように支援する。	（高知県ボランティア・NPOセンター）講座等の学習機会の提供 ・NPO法人設立等相談支援・ピビネット（こうちボランティア・NPO情報システム）での情報発信・情報誌「手をつなGO」による広報 ・各種研修会等の開催（NPO法人基礎研修、NPO法人実務講座、NPO経営研究会、ファンドレイジングセミナー、ファンドレイザー派遣、ボランティアガイダンス、こうちNPOフォーラムなど） ・ボランティア体験キャンペーン「ナツボラ」開催 など	NPO法人の増加 370法人 ナツボラ参加者 のべ1,200人 NPOセンター登録団体増600団体 (H31～R5年度) （参考：H29年度） 332法人 のべ920人 491団体	－	340法人	342法人	(R5年度) 370法人 のべ1,200人 600団体	NPO等への活動活性化、財政基盤強化に向けた支援、情報提供	○アウトプット（結果） 設立等相談件数 752件 各参加者数 ・NPO法人基礎研修 5人 ・NPO実務講座 会計初級編 15人 ・NPO実務講座 税務編 18人 ・NPO実務講座 法務編 16人 ・NPO実務講座 労務編 延べ27人 ・NPO事業報告書セミナー 6人 ・NPO経営研究会研修 延べ45人 ・ファンドレイジングセミナー 11人 ・デジタル化推進セミナー 13人 ・NPOフォーラム 96人 ・行政NPO協働推進セミナー 13人 ・ボランティアコーディネーター研修 10人 ・災害ボランティアセンター運営基礎研修 61人 ・災害ボランティアセンター中堅スタッフ研修 23人 ・災害ボランティアセンター所長予定者会議 40人 ・ボランティアガイダンス 64人 ・夏のボランティアキャンペーン 延べ990人 ○アウトカム（成果） 新たなNPO法人の認証 9法人（解散7	コロナ禍における活動停滞、研修等の参加者伸び悩み	コロナ禍で組織基盤（人材、資金確保等）の脆弱性が顕著になっており、アフターコロナにおける活動活性化に向け、NPOとボランティアとのマッチングを進めるボランティアガイダンス事業や資金調達に向けたファンドレイザー派遣事業、デジタル化基礎研修などを予定。	NPO等への活動活性化、財政基盤強化に向けた支援、情報提供	文化生活スポーツ部	県民生活課

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果≒年度末実績）					R4				R5	担当部署	担当課
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R4)	【D実行】結果・成果 (R4)	【C評価】実施後の分析、検証 (R4)	【A改善】次年度の取組 (R4)	【P計画】年度計画 (R5)		
I II	(2) (3)	① ①	40	NPO、ボランティア団体、自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援	・各市町村においてスポーツ推進委員の活動が活性化している。 ・高知県スポーツ推進委員連絡協議会が主催する研修会への参加者が増加している。	スポーツ推進委員の活動の活性化 ・高知県スポーツ推進委員連絡協議会を通じたスポーツ推進委員研修の実施 ・多世代が参加するスポーツイベント等の拡充に向けた取組の実施	研修会への参加者数	－	42名	118名	研修会参加者数の増加	①スポーツ推進委員によるスポーツイベントの企画立案に向けた研修（参加者100名予定） ・初任者研修会（7月）・県研修会（12月）・四国地区研修会（1月）・各地区研修会（随時） ②市町村とスポーツ推進委員の連携への支援（随時）	＜アウトプット＞ ◇各地区におけるスポーツ推進委員の活動への支援 ・スポーツ用具の整備への助成 ・スポーツイベント企画立案に向けた研修 ・県初任者研修会（講演・モルック等 ニュースポーツの実技） 7月30日実施（40名参加） ・県研修会（講演・フリンゴ・A S E グループワーク） 12月3日実施（78名参加） ＜アウトカム＞ ・研修会の参加者は、昨年度に比べ大幅に増加するとともに、研修内容について地区別の研修への横展開も行われ、地域ごとのスポーツ推進委員の活動の活性化につ	・多様なニーズを捉え、誰もがスポーツを楽しむことのできる機会を拡充することが必要 ・特にスポーツに無関心な層へのスポーツ参加を促進する対策が必要	・スポーツ推進委員の活動を通じた誰もが参加できるスポーツの拡充	○スポーツ推進委員の研修の充実 ・スポーツ推進委員初任者研修（7月） ・スポーツ推進委員研修（12月） ○多世代参加型のスポーツイベントの普及・充実 ・取組の検討・調整・実施（6月～3月）	文化生活スポーツ部	スポーツ課
I	(2)	④	41	男女共同参画に関する県民への研修の実施	出前講座事業等により地域等への講師派遣事業を実施し、男女共同参画における県民への研修を実施すること意識啓発を行う。	「出前講座」の実施	－	－	－	－	－	・広報によるニーズ掘り起こし ・県内全域での市町村プラン策定に向けた啓発講座等の実施 ・ソーシャル登録のサポーター講師の発掘 ・講座のオンデマンド、またはライブ配信の実施（感染症対策）	出前講座を実施した。 ・県外・県内講師 7件 716名参加 ・サポーター講師 23件 1,680名参加 ・ソーシャル職員講師 1件 282名参加 ・ライブ配信（館内見学他） 3件 119名参加	・出前講座の依頼は昨年度と比較して1.5倍程度増加している。学校からのニーズが高い。	・広報による地域、企業、教育機関、団体、自治体等のニーズ掘り起こし。 ・男女共同参画の理解浸透のため、様々なメニューにより県内全域で実施する。 ・ソーシャル登録のサポーター講師の発掘（分野の拡大、地元講師等） ・郡部からも参加しやすいよう、オンデマンド、またはライブ配信を行う。	・広報によるニーズ掘り起こし ・様々なメニューによる県内全域での実施 ・ソーシャル登録のサポーター講師の発掘 ・講座のオンデマンドまたはライブ配信の実施	子ども・福祉政策部	ソーレ
I	(2)	④	41	男女共同参画に関する県民への研修の実施	男女ともに地域住民として公民館活動等々として地域の活動に積極的に参加する。	講習会等による意識の啓発と各種事業の実施による地域活動の推進	高知県公民館連絡協議会研修会における参加者の女性の割合 （参考：R1）19%	－	26.4%	28.2%	30%以上	○新型コロナウイルス感染症予防対策の確実な実施 ○オンデマンド配信の検討	○高知県公民館連絡協議会研修会 参加者数：39名（内女性11名） 研修会における参加者の女性の割合：28.2% ○高知県公民館研究大会 参加者数：160名（内女性52名） 研究大会における参加者の女性の割合：32.5% ○高知県社会教育実践交流会 参加者数：102名（内女性37名） 交流会における参加者の女性の割合：36.7% R4.11月「こうち男女共同参画社会づくり財団主催のDV防止講演会を広報するため、看板を制作・設置（人権擁護啓発事業費補助金を高知県人権擁護委員連合会が活用）	○高知県公民館連絡協議会研修会への参加者は、昨年度より少なかったが、女性の参加率は上回った。 ○高知県公民館研究大会への参加者は昨年度より約2.2倍増え、女性参加者も大幅に増えた。	○高知県公民館連絡協議会研修会 ○高知県公民館研究大会 ○高知県社会教育実践交流会 今後も継続して市町村の公民館運営協議会の女性役員の参加を促していく。	各種研修会等の実施とオンデマンド配信の検討	教育委員会	生涯学習課
I	(2)	④	42	人権（女性）に関する講座・研修会開催支援	家庭内暴力は人権問題であるとの認識を県民に周知させ、DV防止につなげる。	人権尊重思想の普及啓発を図り、基本的人権の擁護に資するため、住民を対象とする講演会などの啓発活動に対し補助する。	－	－	－	－	－	・継続実施。 ・事業主体団体等と引き続き連携を図る。	R4.11月「こうち男女共同参画社会づくり財団主催のDV防止講演会を広報するため、看板を制作・設置（人権擁護啓発事業費補助金を高知県人権擁護委員連合会が活用）	電車通りに面した目立つ位置に設置して、講演会を周知した。	DV防止を推進し、女性の人権が尊重される社会をつくるため、継続して実施	・事業主体団体等と引き続き連携	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
I	(2)	④	42	人権（女性）に関する講座・研修会開催支援	各市町村において、市町村事業担当者による主体的な研修が行われる。	市町村における社会教育・人権啓発のニーズを把握し、それに応じた支援を行うとともに、「女性の権利」の重要性についても周知を図る。	－	－	－	－	－	・市町村の取組において、男女共同参画や女性の人権に関する研修等の企画・運営の充実や、ICTを活用した取組について、各研修会で働きかける。	【再掲】取組番号12				教育委員会	人権教育・児童生徒課
I	(2)	④	43	女性のチャレンジ・エンパワメント支援	職場及び防災のプログラム実施とスキルアップのための講座を実施し、男女共同参画の視点を持った人材、地域の中核的リーダーとなる女性育成および支援を行う。	・「女性リーダー養成講座」の実施 ・女性のチャレンジ・エンパワメント支援事業の実施 ・女性防災プロジェクトの実施	－	－	－	－	－	・女性の活躍応援（連続講座）の開催 ・女性防災プロジェクト（全5回）及び公開講座の開催 ・講座修了生に対する継続的な人材育成	職場及び防災におけるリーダーとなる女性の育成を行うための事業を実施した。 ・女性の活躍応援（3回連続講座） 3回 会場48名、オンライン34名参加 ・エンパワメント講座 1回 オンデマンド92名 参加 ・女性防災プロジェクト 6回 会場107名、オンライン9名参加 ・女性防災プロジェクト 防災講演会 1回 40名参加	・女性の活躍応援：連続講座を通し女性の活躍に必要なマインド&スキルアップにつながった。 ・エンパワメント講座：オンデマンド配信により実施し、参加者の増加につながった。 ・女性防災プロジェクト：10～70代まで幅広い層の参加があった。10～20代は20%以上を占め、若い世代の人材育成につながった。	＜女性の活躍応援＞ 男女共同参画の視点を持った女性リーダーを育成する。 ＜女性防災プロジェクト＞ 防災分野への男女共同参画の重要性について県民の理解・浸透を図る。 ＜共通＞ ・講座修了生に対する継続的な人材育成	・女性の活躍応援：企業研修として活用できるよう、平日の日中にライブ配信により実施。 ・エンパワメント講座：休眠預金活用事業により実施。 ・女性防災プロジェクト：休眠預金活用事業により実施。高知市及び四万十市で連続講座（4回）を実施、うち1回は東北地方への被災地視察を行う。 ・共通：講座修了生に対する継続的な人材育成	子ども・福祉政策部	ソーレ
I II	(2) (1)	①	44	女性リーダーの育成	防災のプログラム実施とスキルアップのための講座を実施し、男女共同参画の視点を持った人材、地域の中核的リーダーとなる女性育成および支援を行う。	・女性防災プロジェクトの実施	－	－	－	－	－	・女性防災プロジェクト（全5回）及び公開講座の開催 ・講座修了生に対する継続的な人材育成	職場及び防災におけるリーダーとなる女性の育成を行うための事業を実施した。 ・女性防災プロジェクト 6回 会場107名、オンライン9名参加	・女性防災プロジェクト：10～70代まで幅広い層の参加があった。10～20代は20%以上を占め、若い世代の人材育成につながった。	・防災分野への男女共同参画の重要性について県民の理解・浸透を図る。 ・講座修了生に対する継続的な人材育成	・休眠預金活用事業により実施。 ・高知市及び四万十市で連続講座（4回）を実施、うち1回は東北地方への被災地視察を行う。 ・講座修了生に対する継続的な人材育成	子ども・福祉政策部	ソーレ
II	(1)	①	45	県の審議会等の委員への女性の参画推進	県の政策形成の場において、性別に偏らない意見を反映させるために、審議会等委員へ男女が共同して参画する機会を確保し、男女の構成が均衡になるよう目指す。	・女性人材リストの各課室への情報提供 ・高知県男女共同参画推進本部会などでの協力要請	県の審議会などの委員への女性参画率	30.3%	29.5%	31.4%	均衡	－	・31.4%（審議会等数：123, うち女性委員を含む審議会等数：106） ・改選予定の審議会等の担当課に事前に女性委員の登用促進について依頼	委員改選時に片方の性が40%を満たさないときは事前協議が必要となっているが、改選直前の協議となり、十分な検討がされない場合がある。	事前に担当課に連絡し、女性委員の登用に向けて、協議を進める。	・全庁への周知、部局別の女性委員の状況についての共有、事前協議の徹底	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果≒年度末実績）					R4				R5	担当部署	担当課
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R4)	【D実行】結果・成果 (R4)	【C評価】実施後の分析、検証 (R4)	【A改善】次年度の取組 (R4)	【P計画】年度計画 (R5)		
Ⅱ	(1)	①	46	人材リストの整備と活用促進	県の審議会等の委員の男女構成を均衡にすることにより、女性の視点を活かした政策の実現	実施調査結果をホームページ、印刷物などで公表	男女構成の均衡	30.3%	29.5%	31.4%	均衡	・審議会個別の協議を実施 ・実施調査結果のホームページ掲載	委員の改選を検討している各担当課に共有し、積極的な活用を図る	港湾・漁業・林業等の分野については、専門的な知識を有する又は従事等している女性の人材自体が少なく、人選に苦慮している。	・担当課が幅広い視点で委員を選定できるよう人材リストの充実に努める。	リスト様式の見直し、人材リストの追加	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
Ⅱ	(1)	①	47	政治分野への女性の参画に関する情報の提供・啓発	政治分野における方針決定過程において、女性の意思が広く公平に反映されていくため、女性参画に関する情報の提供や団体のトップを中心とした意識啓発、人材育成等の支援を行う。	広報誌（ソーレ・スコープ、メルマガ）発行や、各種講演会・研修会の開催	「政治の場」で男女が平等と感じている割合 (参考：R1)16.4%	－	－	－	25%	・多様な啓発ツールの作成及び活用 ・ホームページの改修による、よりわかりやすく詳細な情報発信	・「女性の政治参画」をテーマにweb調査を実施し、情報紙やホームページで発信（回答者273名） ・情報紙 ソーレスコープ102号に「女性の政治参加は十分？」を掲載 ・男女共同参画講座で「女性議員はなぜ増えないのか？」を開催（参加者15名） ・ホームページに「データで見るこすちの男女共同参画2021」を掲載（アクセス数1,197）	web調査の結果や様々なデータの提供、情報紙での意識啓発等により、女性参画の現状及び女性の政治分野への参画拡大の重要性について周知することができた。	・講演、研修会の開催等啓発事業を通じて、政治分野への女性の参画に関する情報提供を行う。 ・情報紙やホームページ、SNSによる情報発信や多様な啓発ツールを活用し、意識啓発を行う。	・講演、研修会の開催等啓発事業を通じた政治分野への女性の参画に関する情報の提供 ・情報紙やホームページ、SNSによる情報発信や多様な啓発ツールによる意識啓発	子ども・福祉政策部	ソーレ
Ⅱ	(1)	①	48	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画による女性職員の登用、活躍の推進	女性職員の能力開発を支援するとともに、登用や活躍、並びに職域の拡大を一層進める	県職員の採用や管理職員への登用について各人の能力や実績に応じ、均等な機会を提供する。	①管理職における女性職員の割合（派遣職員を含む） ②チーフ・班長職以上における女性職員の割合（派遣職員を含む） ③新規採用職員に占める女性割合 (R2.4.1時点) ①12.1% ②24.5% ③33.3%	(R3.4.1時点) ①14.2% (44/309)、 ②26.8% (376/1,405)、③50.0% (82/164)	(R4.4.1時点) ①14.6% (43/295)、 ②28.0% (388/1,387)、③40.8% (60/147)	(R5.4.1時点) ※速報値 ①17.9% (53/296)、 ②29.4% (406/1,379)、③47.1% (81/172)	①18%以上 ②30%以上 ③40%維持	「高知県における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に掲げる取組を引き続き推進する。	・合格者交流会や合格者個別面談において、仕事と子育てに励む女性職員の体験談や女性管理職のキャリア形成等を紹介・説明 ・県庁インターンシップにおいて、県の仕事の魅力とともに、男性の育児休業の取得等を推進する「高知県職員子育てサポートプラン」の取組やキャリア形成の仕組みなどを紹介 ・女性職員の管理職へのキャリアアップに向けて、新任補佐研修において、知事自ら積極的な呼びかけを実施。	・新型コロナの影響でR3年度は中止となった合格者交流会については、R4年度は合格者83名のうち69名が参加（うち28名はWEBによる動画視聴）。また、インターンシップについては計87名が参加。機会を捉えて左記の取組を実施し、参加者の理解を得られた。	・インターンシップや職員採用/フレット、ホームページ等において、高知県庁の仕事の魅力や女性が活躍できる職場であることの広報を引き続き実施 ・女性受験者の増加に向けて、採用ガイドンスや合格者交流会等の機会を捉えて、同様の広報を引き続き実施	「高知県における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に掲げる取組を引き続き推進する。	総務部	人事課
Ⅱ	(1)	①	48	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画による女性職員の登用、活躍の推進	高知県教育委員会における女性教職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を基に、組織全体で継続的に女性教職員の活躍を推進していく。	・教職員の採用や管理職員への登用について各人の能力や実績に応じ、均等な機会を提供する。 ・女性の管理職登用について積極的に取り組む。 ・次世代育成、ワークライフバランスの視点を加えた人事評価を実施する。 ・教職員子育てサポートプランを基に父親・母親の立場として教職員が子育てに取り組める環境作りを進める。	①新規採用教職員に占める女性割合⇒均衡状態を保つ ②管理職に占める女性割合⇒教員：30%以上、教育事務職員：均衡状態を保つ ③教職員に占める女性割合⇒均衡状態を保つ ④男性教職員の育児休業取得率⇒R4年度末：30%以上、R6年度末：50%以上 ⑤配偶者の出産休暇及び男性職員の育児参加休暇取得率⇒R6年度末：あわせて5日以上取得率100%	(R3.4.1時点) ①教員：46.9%、教育事務：100% ②教員：30.8%、教育事務：55.3% ③教員：55.8%、教員以外：64.4% ④R2年度結果：7.3% ⑤R2年度結果：17.4%	(R4.4.1時点) ①教員：48.5%、教育事務：66.7% ②教員：33.7%、教育事務：63.0% ③教員：55.4%、教員以外：63.9% ④R3年度：11.6% ⑤R3年度：18.6%	(R5.4.1時点) ①教員：46.8%、教育事務：60.0% ②教員：33.7%、教育事務：60.0% ③教員：55.3%、教員以外：63.5% ④R5年7月に公表 ⑤R5年7月に公表	①均衡状態を保つ ②教員：30%以上、教育事務職員：均衡状態を保つ ③均衡状態を保つ ④R4年度末：30%以上、R6年度末：50%以上 ⑤R6年度末：あわせて5日以上の所得率100%	・教職員子育てサポートプランを元に父親・母親の立場として教職員が子育てに取り組める環境作りを進めるとともに、男性の育児休業体験談などを配信することにより、男性の育児休業の取得増加に向けた職員全体の意識改革を進める。	○アウトプット（結果） 実績値のとおり ○アウトカム（成果） 令和5年度管理職選考審査受審者女性率 ・校長：33.6%（全241名、うち女性81名） ・教頭：53.4%（全73名、うち女性39名）	①②③については現時点で目標値を達成出来ている。 ④⑤については今後さらに推進していく必要がある。	①②③については現状の取組を維持し女性活躍の推進を引き続き行っていく。 ④⑤については「育児に関する休暇取得プログラム」を継続し、取得推進を行っていくとともに効果の検証を行っていく。	・「育児に関する休暇取得プログラム」を継続し、父親・母親の立場として教職員が子育てに取り組める環境作りを進める。 ・男性の育児休業体験談などを配信することにより、男性の育児休業の取得増加に向けた職員の意識改革を図る。	教育委員会	教職員・福利課
Ⅱ	(1)	①	48	女性活躍推進法に基づく事業主行動計画による女性職員の登用、活躍の推進	女性警察職員に対して、早期にキャリア形成を行えるよう計画的な人材育成を推進し、適性のある女性警察職員を組織の中核ポストに登用するなど女性の視点も反映した警察運営を推進する。	○女性警察職員のキャリア形成に資する研修会の開催等により昇任意欲の向上に努める。 ○女性警察職員の個々の能力・実績を踏まえた人材登用を推進する。	○女性警察官に占める巡査部長以上の割合を40%以上 ○補佐級以上の一般職員に占める女性の割合を40%以上	(R3.4.1時点) 38.8% (69/178)、40% (24/60)	(R4.4.1時点) 38.0% (70/184)、41.9% (26/62)	(R5.4.1時点) 38.3% (70/183)、45.6% (26/57)	ともに40%以上	●取組 ・女性警察官のキャリアアップ等に関する宿直・当直に係る事項について、女性活躍PTに議題提出し、検討を行う。 ・女性警察官の適切な配置・効果的な運用について検討し、年度内に実証配置を行う。	アウトプット（結果） ・女性活躍PTにおいて、宿直・当直に係る事項について方針を定めた。 ・数値（R4）のとおり。 アウトカム（成果） ・所属長・次長等への登用状況4人（前年度＋3人、所属長への登用＋1）	前年比で指標の数値は向上しているが、職員の幹部登用については、各級昇任試験の結果及び職員の昇任意欲に左右され、職域拡大に向けた効果的な取組は実施できていない。	・引き続き、女性警察職員の個々の能力・実績を踏まえた人材登用を推進し、職域の拡大に努める。 ・面談シートを有効活用し、必要に応じて所属間の調整を図るなど育児中の警察官も当直に従事しやすい環境を構築する	・女性警察官のキャリアアップ等に関する宿直・当直に係る事項について、昨年度に定めた内容に沿い実行し、検討を行う。 ・女性警察官の適切な配置・効果的な運用について検討し、年度内に実証配置を行う。	県警本部	警務課
Ⅱ	(1)	①	49	市町村職員の女性管理職への登用促進	・全ての市町村職員が、研修等を通じて男女共同参画に関する正しい知識を持ち、自ら考え行動することができる。 ・各地市町村において、特定事業主行動計画に基づく女性職員の任用や働きやすい職場づくりに取り組み、女性が十分に能力を発揮し活躍できる職場環境の実現を目指す。	【こうち人づくり広域連合】 ・男女共同参画に関する研修に、より多くの市町村職員が参加できるよう取り組む。 【市町村振興課】 ・女性活躍推進法に基づく情報公表等について、毎年度各市町村に対し情報提供・助言等していく。	－	18.5% (参考)	19.6%	20.1%	－	①セクシャルハラスメント研修（階層別基本研修の中で実施）336名 ②男女共同参画セミナー 56名 ③受講予定者計：392名	・市町村総務担当等に女性活躍推進法に基づく情報公表等の取組についてのヒアリングおよび助言。 ・男女共同参画や女性活躍推進に関する国等からの情報を市町村等へ提供。 ・研修参加者 ①342名/336名＝101.8% ②41名/56名＝73.2% ③383名/392名＝97.72%	・情報公表については、ほとんどの市町村ができていますが、一部未公表や公表情報が古いものもある。 ・研修等については予定どおり実施され、予定の約9割以上が出席。	次年度も引き続き、情報提供や助言等を実施しながら研修等にも協力していく。	【こうち人づくり広域連合】 セクシャルハラスメント研修（階層別基本研修の中で実施） （受講予定者計：864名） 【市町村振興課】 女性活躍推進法に基づく男女の給与差異の公表について、市町村に情報提供を行う。	総務部	市町村振興課
Ⅱ	(1)	①	50	市町村の審議会等委員への女性の参画促進	市町村の審議会等委員に占める女性委員の割合の向上	市町村の審議会等委員への女性の参画促進のために指導、周知を行う。	－	27.9%	28.9%	29.6%	－	市町村へ女性委員を登用するよう周知する。	審議会等委員への女性の登用状況：29.6%	令和2年度と比較して0.7%上昇	市町村へ女性委員を登用するよう周知する。	訪問の機会を活用するなどして、市町村へ女性委員を登用するよう周知する。	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
Ⅱ Ⅱ	(1) (2)	② ①	51	経済団体と連携した女性の登用・継続就業の促進	女性がキャリアを積み重ねながら能力を発揮し、登用等がなされるよう促進を図ることで、本県における経済の活性化を図る。	・経営層、管理職層など、幅広い層への啓発 ・女性が働きやすい職場づくりに向けたニーズ調査 ・ワークライフバランスの働きかけ ・経済団体と連携した、セミナー・アンケートの実施	－	－	－	－	－	対象別セミナーを計3回実施予定 ・管理職・人事担当者向けセミナー ・キャリアデザインセミナー ・トップセミナー	【再掲】取組番号38				子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果≠年度末実績）					R4				R5	担当部署	担当課
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R4)	【D実行】結果・成果 (R4)	【C評価】実施後の分析、検証 (R4)	【A改善】次年度の取組 (R4)	【P計画】年度計画 (R5)		
Ⅱ Ⅱ	(1) (2)	② ①	52	民間企業等における女性の活躍を促進するための啓発	女性がキャリアを積み重ねながら能力を発揮し、登用等がなされるよう促進を図ることで、本県における経済の活性化を図る。	・イクボスの普及のための広報、周知 ・男女がともに働きやすい職場づくりセミナー開催 ・女性の活躍を経営戦略の視点で理解・行動してもらうための啓発リーフレットの配布 ・適宜、情報発信・啓発活動の実施。経済団体と連携した、セミナー・アンケートの実施	－	－	－	－	－	対象別セミナーを計3回実施予定 ・管理職・人事担当者向けセミナー ・キャリアデザインセミナー ・トップセミナー	【再掲】取組番号38				子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
	(1) (2)	② ①	53	トップへの啓発、意識改革	女性がキャリアを積み重ねながら能力を発揮し、登用等がなされるよう促進を図ることで、本県における経済の活性化を図る。	・経営層、管理職層など、幅広い層への啓発 ・女性が働きやすい職場づくりに向けたニーズ調査 ・ワークライフバランスの働きかけ	－	－	－	－	－	対象別セミナーを計3回実施予定 ・管理職・人事担当者向けセミナー ・キャリアデザインセミナー ・トップセミナー	【再掲】取組番号38				子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
Ⅱ Ⅱ	(1) (2)	② ①	54	商工会議所女性会・商工会女性部の育成と活動支援	(若手後継者育成事業費) 商工会・商工会議所の女性のための各種セミナー、研修会等の開催費の他、地域振興事業に対して助成する。	小規模事業経営支援事業等における女性部活動への支援	講習会等開催回数 年1回以上	0回	3回	4回	講習会等開催回数 年1回以上	・時流を捉えたテーマ選定を行う。 ・開催時期の調整や開催方法の工夫などにより、参加人数の確保に努める。	【再掲】取組番号34				商工労働部	経営支援課
Ⅱ Ⅱ	(1) (2)	② ①	55	農業協同組合女性部の育成と活動支援	JA大会（令和3年度）で決議された取り組み（「全JA女性組織メンバーの組合員加入」運動、フレッシュミズ組織、目的別組織の設置促進、JA女性組織と女性農業委員等の外部組織との連携等）について、ヒアリング等を通じて取組状況を把握し、指導を行う。	J Aグループが策定した、女性の活躍推進に関する取組について、支援を継続する。	－	－	－	－	－	トピックアリング等を通じて、引き続き指導を継続していく。	総会資料等を通じて現状確認	正組合員の女性割合が微減となっており、女性部組織活性化のため、各農協が引き続き取組を実施する必要がある。 ※()内は女性正組合員数 ◆R4.3における正組合員数 高知県：40,752(12,070) 29.6% 馬路村：430(208) 48.4% 高知市：5,107(2,032) 39.8% 土佐くろしお：3,182(873) 27.4% ◆R5.3における正組合員数 高知県：39,337(11,648) 29.6% 馬路村：424(203) 47.9% 高知市：4,906(1,963) 40.0% 土佐くろしお：3,096(836) 27.0%	各JAが実施した女性部の広報など女性組織活性化の取組について、現状や課題を確認する。また、新型コロナウイルスの5類移行により新たに行われる取り組みについても確認を行い、必要に応じて指導を実施する。	トップヒアリング等の各農協とのヒアリング時に各農協の取組を確認し、必要に応じて指導を実施する。	農業振興部	協同組合指導課
Ⅱ Ⅱ	(1) (2)	② ①	56	漁業協同組合女性部の育成と活動支援	女性が意欲を持って地域の水産業発展のために働くことのできる環境づくり	漁協女性部の育成と活動支援 ・常例検査時及び事後指導検査時に、女性組合員の加入の啓発に取り組む。	漁業協同組合（沿海地区出資）の正組合員に占める女性の割合 11%	492人 (10.9%)	446人 (10.7%)	R6.3月公表予定	600人	組合員増加指導の強化	・検査実施箇所数＝14か所 ・事後指導検査実施箇所数＝3か所 ・組合員増加について指導 ・県漁協女性部の研修会に講師として参加	女性組合員にかかわらず、組合員の減少が著しい。（過去5年間(H29～R3)で組合員全体で1,158人減少し、女性組合員の割合は0.03ポイント減少している。）	・常例検査実施予定数＝14か所 ・事後指導検査実施予定数＝7か所	・組合員増加指導の強化 ・女性部からのニーズを踏まえた活動支援	水産振興部	水産政策課
Ⅱ Ⅱ	(1) (2)	② ①	57	女性消防団員の入団促進と活動支援	・消防団を中核とした地域防災力の充実強化	消防団員の定数確保対策と運動した女性消防団員の入団促進の取組 ・消防団の実態把握 ・市町村への働きかけ ・定数確保対策（支援地区での広報活動、消防協会による意見交換会の開催等）	女性消防団員の構成割合 10%(女性/全体) (R8)	－	3.8%	4.0%	(R8) 10%	・消防団の実態調査 ・女性消防団員がいない消防団（市町村）への働きかけ	・支援地区（中土佐町）での定数確保対策の実施 ・全市町村を訪問し消防団の実態調査	令和4年度に実施した県民世論調査の結果、消防団の認知度は78.8%であった。地域差はあったものの、8割を切る認知度は極めて低いため、認知度の向上を図る必要がある。	消防団員数の減少に歯止めをかけるべく、県と市町村が連携して行う定数確保に向けた広報活動や勧誘活動を行う。 また、令和5年度より実施する消防ポータルサイト構築事業では、各消防団から情報発信を行い、消防団の認知度向上を図り、同じく5年度より女性消防団員等に向けた研修事業を実施し、女性消防団員の意欲増加や定着化を図る。	・支援地区（いの町）での定数確保対策の実施 ・女性消防団員等に向けた研修事業の実施（7/8、12/10）	危機管理部	消防政策課
Ⅱ Ⅱ	(1) (2)	② ①	58	大学生に向けたキャリア形成支援事業	これから就職する学生を対象に、仕事を含めた自らの人生の多様な選択肢について考える講座を、高知大学・県立大学と連携して実施する。	大学と連携して男女共同参画講座やキャリア形成支援のための講座を実施	－	－	－	－	－	対象者の拡大の検討	高知県立大学性・高知大学生を対象にキャリア形成授業を実施 ・高知県立大学2回：参加197名 ・高知大学1回：参加38名	キャリア形成に向けた具体的な情報の提供や自己啓発につながる支援を行うことができた。	高知大学及び高知県立大学で実施する。	・キャリア形成授業の実施 ・対象者拡大の検討	子ども・福祉政策部	ソーレ
Ⅱ Ⅱ	(1) (2)	② ①	59	農業委員会女性ネットワークの活動支援	・女性農業委員の増加 ・農業委員会活動の活性化	・農業委員会女性ネットワークによる任命権者の市町村長への女性登用の働きかけを支援 ・農業委員会研修会において女性登用の理解を促進 ・市町村長への働きかけ（随時） ・研修会による理解促進（随時）	女性農業委員数	60人	63人	65人	80人	－	○アウトプット（結果） ・令和4年度内に農業委員改選予定市町村のうち女性農業委員の割合が20%未満の市町村に対して、女性農業委員登用を要請するための訪問を実施（南国市・東洋町（4月）） ・令和5年度内に農業委員改選予定市町村のうち女性農業委員の割合が20%未満の市町村に対して、同様の訪問を実施（室戸市他9市町村（1月）） ・女性農業委員の割合が20%以上である市町村に対して文書による要請を実施（安芸市他6市町村） ○アウトカム（成果） ・南国市において女性農業委員が2名増	・農業委員は、農地法等に関する知識や地域の現状を知っていることが必要であり、農業委員そのものの人材が不足している。 ・女性農業委員の登用に向けては、地域や家族の理解が不足している。	・令和5年度に農業委員改選予定の市町村に対して、女性登用への訪問・呼びかけを実施。 ・令和6年度に農業委員改選予定の市町村を訪問し、女性登用の働きかけを行う。	・令和5年改選予定の市町村への訪問または文書による啓発（19市町村（4～12月）） ・令和6年改選予定の市町村への訪問または文書による啓発（10市町村（1～3月））	農業振興部	農業担い手支援課

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果≒年度末実績）					R4				R5	担当部署	担当課
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R4)	【D実行】結果・成果 (R4)	【C評価】実施後の分析、検証 (R4)	【A改善】次年度の取組 (R4)	【P計画】年度計画 (R5)		
Ⅱ		(2)	①	60	働き方改革の推進	県内企業の働き方改革の取り組みの促進 ・働き方改革推進支援センターによる企業の労働条件等の整備に向けた支援 ・ワークライフバランス推進企業認証制度の普及拡大 ・労働環境等実態調査の実施（2年周期） ・キャンペーンやセミナーの実施、・企業のコンサルティング、優良事	年次有給休暇取得率70%(R6) （参考：R元）56.1%	－	56.40%	－ （隔年調査）	(R6) 70%	担当者向けセミナー・交流会の開催	○アウトプット ・働き方改革担当者向けセミナー・交流会（7/1 20社36名） ・働き方改革トップセミナー（6/3 98社133名、11/30 92社 101名） ・職場リーダー養成講座（11社 19名） ・WLB推進アドバイザーによる新規企業訪問 延べ573社 ・僕らの子育てキャンペーン（11月）91社・団体 ○アウトカム WLB推進延べ認証企業数632社	新たに開催した担当者向け・セミナー交流会や、継続して実施してきた職場リーダー養成講座、トップセミナーの開催など、機運醸成の取組を行った。その結果、WLB推進企業については順調に増加している。	各企業において働き方改革関連法への対応が進みつつある中、今後はワークライフバランスの推進や多様な働き方の導入など企業内の体制整備に向けた継続的な取組が必要となることから、機運醸成の取組とともに、企業の課題に応じた支援体制の構築を進めていく。	機運醸成の取組として、引き続きトップセミナーを開催するとともに、社会保険労務士等を働き方改革コンサルタントとして養成し、県内企業の取組を伴走支援する体制を構築する。	商工労働部	雇用労働政策課
Ⅱ		(2)	①	61	育児休業等の取得促進、時間単位年次有給休暇制度の導入に向けた取組支援	○平成28年3月に創設した「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」の登録数及び「育児休暇・育児休業取得促進宣言」に賛同する企業数の増加を図る。 ○育児休業の取得促進及び時間単位年次有給休暇制度の導入について先進事例の横展開を図るなど、企業等へ啓発や社会全体での機運醸成に取り組み、働きながら子育てしやすい環境づくりに向けて、応援団と協働した取り組みの充実を図る。 ○応援団交流会の開催などを通じて育児取得者の意識の醸成を図る。 ○「高知家の出会い・結婚・子育て応援団」の取組の推進など、官民協働による少子化対策を県民運動として展開し、より効果的な少子化対策となるように取り組む。 ■応援団の登録数及び育児宣言賛同企業の拡大 ■応援団と協働した取組の充実 ○企業等への啓発（応援団通信等による情報提供、応援団交流会を通じた取組の支援） ○社会全体での機運醸成（フォーラムの開催、新聞広告） ■若い世代や育児取得者の意識の醸成（応援団交流会や出会い・結婚・子育て支援リーフレットによる啓発）	①県内企業等における育児休業取得率 ②県内企業等における時間単位年次有給休暇制度の導入率 （参考） ①H30 男性：7.6% 女性：95.7% ②R元 29%	①男性：15.8% 女性：97.6% ②（調査なし）	①（調査なし） ②41.8%	(R6) ①男性：30% ⇒女性活躍アクションプランで上方修正 50% 女性：100% ②50%	○男性の育児取得に向けた支援の強化 ・応援団企業の取組内容の把握と先進事例のPR ・人事管理担当者を対象とする研修会の開催 ・若い世代を対象とするライフプランセミナーの開催	【再掲】取組番号31			子ども・福祉政策部	子育て支援課		
Ⅱ		(2)	①	61	育児休業等の取得促進、時間単位年次有給休暇制度の導入に向けた取組支援	ワークライフバランスや働き方改革に取り組む企業の増加 ・働き方改革推進支援センターによる企業の労働条件等の整備に向けた支援 ・ワークライフバランス推進企業認証制度の普及拡大 ・労働環境等実態調査の実施（2年周期） ・キャンペーンやセミナーの実施、企業のコンサルティング、優良事	県内企業等における育児休業取得率（男性） （参考）H30 7.6%	15.80% （調査なし）	調査中	(R6) 30% ⇒女性活躍アクションプランで上方修正 50%	担当者向けセミナー・交流会での男性の育児休業取得者による座談会の開催	【再掲】取組番号60			商工労働部	雇用労働政策課		
Ⅱ		(2)	①	62	県職員の育児休業等の取得促進	仕事と家庭生活が両立できる職場環境づくりを推進する R2.3に策定した「高知県職員子育てサポートプラン～みんなでつくろう！お互いに理解し助け合える職場環境～」に基づき、仕事と家庭生活を両立できる職場環境づくりに努める	①育児休業取得率 男性：50%、女性：100% ②配偶者の出産休暇・育児参加休暇 あわせて5日以上取得 100% 【R5.7追記】目標上方修正（R6目標） ①育児休業取得率 男性：50%→85%（1週間以上の取得）に引上げ、女性：100% ②配偶者の出産休暇・育児参加休暇 あわせて5日以上取得 100%	①男性：61.2% ①女性：100% ②68.7%	①男性 70.4% ①女性 100% ②76.1%	①男性 73.7% ①女性 100% ②71.1%	【目標上方修正】 （R6目標） ①男性：50%→85%（1週間以上の取得）に引上げ、女性：100% ②100%	引き続き、子育て期の職員に対して、管理職員からのフォロー（制度利用に関する意向確認等）を行う	・年度当初の管理職員を対象とした服務関係説明会や階層別職員研修において、「子育てサポートプラン」の取組を周知 ・育児、介護に関する休暇等の制度の内容をまとめた「育児・介護のための両立支援制度ハンドブック」を更新し、イントラネット等に掲載 ・子どもが生まれる男性職員に対して、休暇・休業の取得勧奨、取得計画の作成、バックアップ体制の構築といった一連の取組「育児等取得支援プログラム」を実施 ○育児休業取得者（R5.3月末時点） 男性 73.7%（56／76） 女性 100%（49／49） ○配偶者の出産休暇・育児参加休暇 あわせて5日以上取得（R5.3月末時点）68.4%	R2.3に策定した高知県職員子育てサポートプランに基づき、子育て世代が安心して子どもを生み、育てられるよう職場の中で協力し「お互いに理解し助け合える職場環境」づくりに努める。	引き続き、子育て期の職員に対して、管理職員からのフォロー（制度利用に関する意向確認等）を行う	総務部	行政管理課	

テ ー マ	取 組 の 柱	取 組 の 方 向	取 組 番 号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果≒年度末実績）					R4				R5	担当部署	担当課
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R4)	【D実行】結果・成果 (R4)	【C評価】実施後の分析、検証 (R4)	【A改善】次年度の取組 (R4)	【P計画】年度計画 (R5)		
Ⅱ	(2)	①	62	県職員の育児休業等の取得促進	仕事と家庭生活が両立できる職場環境づくりを推進する	R2.3に策定した「高知県職員子育てサポートプラン～みんなでつくろう！お互いに理解し助け合える職場環境～」に基づき、仕事と家庭生活を両立できる職場環境づくりに努める。	①育児休業取得率 男性：50%、女性：100% ②配偶者の出産休暇・育児参加休暇 あわせて5日以上取得100%	①男性：200% 女性：100% ②100%	①男性：40% 女性：100% ②60%	①男性：100% 女性：100% ②33%	①男性：50% 女性：100% ②100%	引き続き、子育て期の職員に対して、管理職員からのフォロー（制度利用に関する声かけ等）を行う。	・年度当初の管理職員を対象とした服務関係説明会や階層別職員研修において、「子育てサポートプラン」の取組を周知。 ・育児、介護に関する休暇等の制度の内容をまとめた「育児・介護のための両立支援制度ハンドブック」を更新し、イントラネット等に掲載。 ・子どもが生まれる男性職員に対して、休暇・休業の取得勧奨、取得計画の作成、バックアップ体制の構築といった一連の取組「育休等取得支援プログラム」を実施。 ○育児休業取得者数（教育委員会事務局職員/R4年度実績） 男性3名 女性5名	仕事と家庭生活を両立できる職場環境づくりのために、取組を継続する必要がある。	R2.3に策定した高知県職員子育てサポートプランに基づき、子育て世代が安心して子どもを生み、育てられるよう職場の中で協力し「お互いに理解し助け合える職場環境」づくりに努める。	引き続き、子育て期の職員に対して、管理職員からのフォロー（制度利用に関する声かけ等）を行う。	教育委員会	教育政策課
Ⅱ	(2)	①	62	県職員の育児休業等の取得促進	・教職員であると同時に父親や母親という立場にもある教職員が、しっかりと大切な子どもたちを育てる事ができる職場環境作り。	・男性教職員の育児休業等の取得率を上げるため、取得勧奨・制度の周知を行う。 ・特に子どもが産まれた時の配偶者の出産休暇等の取得を促進する。	①男性教職員の育児休業取得率 R4年度末：30%以上 R6年度末：50%以上 ②配偶者の出産休暇及び男性教職員の育児参加休暇取得率 R6年度末：あわせて5日以上の取得率100%	①10.9% ②28.3%	①10.7% ②33.9%	①20.5% ②43.2%	①R4年度末：30%以上、R6年度末：50%以上 ②R6年度：あわせて5日以上の取得率100%	・教職員子育てサポートプランを元に父親・母親の立場として教職員が子育てに取り組める環境作りを進めるとともに、男性の育児休業体験などを配信することにより、男性の育児休業の取得増加に向けた職場の醸成を進める。	①男性教職員の育児休業取得率：20.5% ②配偶者の出産休暇及び男性職員の育児参加休暇あわせて5日以上の取得率：43.2%	R3年度と比較して、①②ともに取得率が向上しており、一定の効果があがってきている。引き続き、取得を推進していく必要がある。	「育児に関する休暇取得プログラム」を継続し、男性職員の育児休業等についての取組を推進を図っていくとともに、効果の検証を行っていく。	・「育児に関する休暇取得プログラム」を継続し、父親・母親の立場として教職員が子育てに取り組める環境作りを進める。 ・「育児に関する休暇取得支援プログラム」に基づく面談シートの提出を含め、管理職による面談を確実に実施することで育児休業等の取得促進を図る。 ・男性の育児休業体験などを配信することにより、男性の育児休業の取得増加に向けた職員の意識改革を図る。	教育委員会	教職員・福利課
Ⅱ	(2)	①	62	県職員の育児休業等の取得促進	・男性職員の育児休業の取得推進。	○育児をする職員に対する職場の理解を深める施策の推進 ○各種休暇制度の奨励 ○育児休業からの職場復帰支援制度の利用促進を図る。	男性の育児休業取得率	13.5% (13/96)	41.9% (36/86)	47.7% (42/88)	(R8) 50%	●取組 ・トップダウン方式による各種制度利用の奨励及び理解を促進する。 ・各所属において育児面談シートを活用した幹部職員による面談を実施し、各種制度について説明するとともに、教養・組織的配慮についての聴取等を実施中である。 ・職場復帰支援制度の活用について奨励する。	アウトプット（結果） 数値（R4）のとおり アウトカム（成果） ・育児面談シート提出 男性90件 女性27件 ・職場復帰前研修制度利用者2名 ・男性の配偶者出産休暇及び育児参加休暇の取得率100%	・配偶者出産休暇と育児参加休暇の取得率が100%を達成し、対象となった職員全員が両休暇を足して5日以上取得できたことから、今後もこの水準を継続するため、警務課での取得状況の適宜確認及び所属への連絡を行い、休暇の取得を促す。	・引き続き、面談シートの利用、広報誌及び各種研修会の際の周知等により職員の意識改革を行っていく。	・各種制度利用の奨励及び理解を促進する。 ・職場復帰支援制度の活用について奨励する。 ・各所属に連絡を行い休暇等の取得を促進する。	県警本部	警務課
Ⅱ	(2)	①	63	県職員への介護休業制度の周知	介護休暇を取得しやすい環境づくりを推進する	・職員へイントラネット等により制度を周知し、介護休暇を取得しやすい環境づくりに努めていく	－	－	－	－	－	引き続き、イントラネット等による制度の周知を行う	○介護休業取得者数（R5.3月末時点）2名 ・育児、介護に関する休暇等の制度の内容をまとめた「育児・介護のための両立支援制度ハンドブック」を更新し、イントラネット等に掲載。 ○介護休暇取得者数 0名（教育委員会事務局職員）	継続して、分かりやすい制度周知に努めていくことが必要	職員に介護休暇制度を周知し、取得しやすい環境づくりに努めていく。	引き続き、イントラネット等による制度の周知を行う	総務部	行政管理課
Ⅱ	(2)	①	63	県職員への介護休業制度の周知	介護休暇を取得しやすい環境づくりを推進する	・職員へイントラネット等により制度を周知し、介護休暇を取得しやすい環境づくりに努めていく。	－	－	－	－	－	引き続き、イントラネット等による制度の周知を行う。	○介護休業取得者数 0名（教育委員会事務局職員） ・育児、介護に関する休暇等の制度の内容をまとめた「育児・介護のための両立支援制度ハンドブック」を更新し、イントラネット等に掲載。 ○介護休業取得者数 4名（県立学校職員）	継続して、分かりやすい制度周知に努めていくことが必要。	職員に介護休暇制度を周知し、取得しやすい環境づくりに努めていく。	引き続き、イントラネット等による制度の周知を行う。	教育委員会	教育政策課
Ⅱ	(2)	①	63	県職員への介護休業制度の周知	全ての教職員にとって、仕事と家庭生活（家事・介護・子育て等）を両立しやすい職場環境づくりを目指す。	・教職員への介護休業制度の周知。 管理職が制度を十分理解し、協力する職場環境の醸成。	－	－	－	－	－	・子育てサポート面談時に「育児・介護のための両立支援制度ハンドブック」を配布する事と定め、育児と同様に介護への支援制度の周知を図っている。 ・グループウェアキャビネットに同ハンドブックを格納し職員がいつでも閲覧出来る状況にしている。	・子育てサポート面談時に「育児・介護のための両立支援制度ハンドブック」を更新し、グループウェアキャビネット等に掲載。 ○介護休業取得者数 4名（県立学校職員）	引き続き、分かりやすい制度周知が必要。	子育てサポート面談時に「育児・介護のための両立支援制度ハンドブック」を配布すること、引き続きグループウェアキャビネットに同ハンドブックを格納しておくことにより、介護休業制度の周知を図る。	・子育てサポート面談時に「育児・介護のための両立支援制度ハンドブック」を配布する事と定め、育児と同様に介護への支援制度の周知を図る。 ・グループウェアキャビネットに同ハンドブックを格納し、職員がいつでも閲覧出来る状況にしておく。	教育委員会	教職員・福利課
Ⅱ	(2)	①	63	県職員への介護休業制度の周知	・これまでの取組を引き続き実施するとともに、介護に関する制度や休暇について周知する。	○全職員に対し、介護休暇制度に関する警務課レターの配布を行うなど、制度を利用する職員への理解を深め、互いに協力し合える職場環境づくりに取り組む。	－	－	－	－	－	●取組 ・トップダウン方式による各種制度利用の奨励及び理解を促進する。 ・各所属において育児面談シートを活用した幹部職員による面談を実施し、各種制度について説明するとともに、教養・組織的配慮についての聴取等を実施中である。	アウトプット（結果） ・トップダウン方式により各種制度利用の奨励及び理解の促進をした。 ・取得についての相談等があった場合に取得要件、運用方法等を教示した。 アウトカム（成果） ・介護面談シート提出者1人	・制度の利用に関する問い合わせ等が増加していることから、制度の概要や要件等を周知する必要がある。	・各種研修会で周知する。 ・必要に応じて資料の作成等を行い、制度の趣旨や利用要件等を周知する。	・制度を利用するための要件等を周知する。	県警本部	警務課

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果≒年度末実績）					R4				R5	担当部署	担当課
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R4)	【D実行】結果・成果 (R4)	【C評価】実施後の分析、検証 (R4)	【A改善】次年度の取組 (R4)	【P計画】年度計画 (R5)		
Ⅱ	(2)	①	64	高知県中小企業等融資制度の周知	中小企業制度金融貸付事業費(産業活性化融資) 「高知県次世代育成支援企業（H29年6月より高知県ワークライフバランス推進企業）」認証企業の取組の資金面からの支援（高知県信用保証協会に支払う保証料の一部を補給する）	「高知県次世代育成支援企業（H29年6月より高知県ワークライフバランス推進企業）」認証企業の取組の資金面からの支援（高知県信用保証協会に支払う保証料の一部を補給する）	－	－	100,000千円(融資枠) 実績0件	－	－	融資メニューの統廃合により産業活性化融資制度を廃止するため取組中止	－	－	(産業活性化融資制度は廃止)	(産業活性化融資制度は廃止)	商工労働部	経営支援課
Ⅱ	(2)	①	65	福祉介護就労環境改善事業	安心して長く働ける職場に変革するとともに、利用者と職員双方に優しいケアの実現	○ノーリフティングケアの取組拡大に向けた普及 ○福祉機器・ICT機器等の導入支援 ・リーダー・指導者等養成研修・フォーラムの開催・優良事例表彰・業務改善アドバイザーの派遣 (参考：R元11月調査)	介護事業所におけるノーリフティングケア実践率50%（R7） ※3年毎に実施している介護事業所実態調査より。 (参考：R元11月調査) 31.5%	－	－	33.7% (R4.11月調査)	50%	・E-ラーニング研修と運動したノーリフティングケアに関するガイドラインの作成 ・介護福祉機器及び介護ロボットの導入支援を拡充 ・ICT導入促進セミナーやアドバイザーによる個別相談会の実施	・マイスター養成数：38人 ・技術リーダー養成数：86人 ・高知県介護福祉機器等導入支援事業費補助金交付事業所数：91事業所	・R7年度にノーリフティングケア実践率50%を達成するためには取組のさらなる普及が必要。 ・福祉機器等の導入支援事業については、R4年度91事業所で機器等の導入が進んだ。 ・今後本格化する現役世代の人口減少を踏まえ、限られた人材でサービスを維持、向上していくためには、ICT・介護ロボットの導入を加速化していく必要がある。	・ノーリフティングケアの更なる普及のため、種別協議会の総会等で事業の必要性や事業説明を行う。 ・福祉・介護事業所におけるデジタル化を促進するため、助成制度の拡充やICT導入促進セミナー・アドバイザー等による個別相談会を実施する。	・取組の更なる普及に向けて種別協議会の総会等で、ノーリフティングケアの事業趣旨や事業説明を実施 ・介護福祉機器及び介護ロボットの導入支援を拡充 ・ICT導入促進セミナーやアドバイザーによる個別相談会の実施	子ども・福祉政策部	長寿社会課
Ⅱ	(2)	①	66	福祉・介護人材の定着促進・離職防止	良好な福祉・介護職場の整備による職員の離職防止と福祉・介護業界のイメージアップによる新たな人材の確保	○代替職員の派遣 研修参加や仕事と子育ての両立支援のための代替職員の派遣 ○福祉・介護就労環境改善事業【再掲(事業No65)】 ○福祉・介護事業所認証評価制度の取得促進【再掲(事業No78)】	認証取得事業所数 550事業所 (H30～R7)	242事業所 (H30～R2累計)	236事業所	254事業所	550事業所 (H30～R7累計)	・代替職員の派遣を実施し、研修参加や仕事と子育ての両立のための環境整備を推進 ・認証評価制度に関する一般県民向けの広報活動を強化することで、業界のイメージアップを図るとともに、福祉・介護事業所が認証取得へ向けて取り組む気運を醸成	○アウトプット（結果） ・代替職員派遣事業所数：29事業所 ・新規認証法人数：4法人 ○アウトカム（成果） (R5年3月末時点) ・認証法人（認証を取得した法人）：40法人254事業所 ・参加宣言（認証取得に向けて取り組む意思表示をしている法人）：44法人162事業所	・新型コロナウイルス感染症発生の影響による研修受講者数の減少に伴い、代替職員派遣の活用事業所も減少した。 ・新規認証申請法人が減少傾向にあるため、福祉・介護事業所の認証取得に向けたインセンティブ向上を図っていく必要がある。	・代替職員の派遣を引き続き実施し、研修参加や仕事と子育ての両立のための環境整備を推進する。 ・認証評価制度に関する一般県民向けの広報活動を強化することで、業界のイメージアップを図るとともに、福祉・介護事業所が認証取得へ向けて取り組む気運を醸成する。	・代替職員の派遣を実施し、研修参加や仕事と子育ての両立のための環境整備を推進 ・認証評価制度に関する一般県民向けの広報活動を強化することで、業界のイメージアップを図るとともに、福祉・介護事業所が認証取得へ向けて取り組む気運を醸成	子ども・福祉政策部	長寿社会課
Ⅱ	(2)	①	67	就職支援相談センター（ジョブカフェ）事業	高知県就職支援相談センター（ジョブカフェこうち）において、きめ細やかな相談を始め、求職者の状況や段階に応じた支援を通じて、ミスマッチのない円滑な就職と職場定着につなげ、県内企業における人材の確保・育成・定着を図る。	支援対象者の掘り起こし・窓口誘導から、求職者の状況や段階に応じた就職支援、就職後のフォローアップまで、体系的・連続的な個別就職支援を行う。 ＜支援対象者の掘り起こし・窓口誘導＞ 広報（広報誌、メールマガジン、SNSを通じたWEB広告等によりHPへ誘導）、出張相談会 ＜求職者の状況や段階に応じた就職支援＞ 就職相談（対面・電話・オンライン）、少人数セミナー、職場体験講習、ジョブチャレンジ、グループワーク【就職氷河期世代向け】講話、座談会 ＜定着支援＞ 個別のアフターフォロー、就職内定者（高卒）向けセミナー、新社会人向けセミナー、中小企業向けセミナー【就職氷河期世代向け】就職氷河期世代向けセミナー	【R3】34歳以下と35歳～50歳（氷河期世代）でそれぞれ設定 ①就職支援計画書を作成した求職者のうち6ヶ月以内の就職率 70%（共通） ②職場体験講習受講者の就職率 70%（氷河期世代は60%） ③職場体験講習受講者の就職3か月時点の定着率 80%（共通） (注記)氷河期世代の対象年齢は毎年1歳ずつ上がる	①71.8% ②61.4% ③76.1%	(34歳以下/氷河期世代) ①70.3% /79.7% ②58.1% /80.0% ③82.6% /95.5%	(35歳以下/氷河期世代) ①69.4% /73.6% ②66.7% /73.1% ③75.0% /78.9%	※単年度ごとに目標を設定	就職氷河期世代の利用者の更なる拡大 ・テレビCM等広報の強化 ・好事例の発信 ・企業との「出会いイベント」の開催 若年層の自己理解・職業理解の促進	○アウトプット ・相談件数：2,436件、相談実人数：742人 ・新規登録者数：720人 ・就職支援計画書作成件数：275件 ・職場体験講習受講者数：のべ61人(実56人) ・ジョブチャレンジ受講者数：のべ71人(実34人) ○アウトカム ・就職者数：610人＊併設HW含む ・うち職場体験講習の就職者数：39人(うち正規雇用30人) ・うちジョブチャレンジの就職者数：19人	・出会いイベントの開催や広報の強化の成果もあり、相談実人数の増加につながった。 ・新設した若年層向けジョブチャレンジは受講者が多く、目標以上の就職率(目標30%実績61.1%)となった。 ・就職氷河期世代において職場体験講習及びジョブチャレンジの受講者が合計で延べ60人(前年度比150%)、就職者数27人(前年度比104%)と好調であった。	・テレビCMの通年放映、リスティング広告等SNSを活用した情報発信など広報の強化により、就職氷河期世代の相談の更なる掘り起こしを図るとともに、企業と就職氷河期世代の「出会いイベント」の回数を増やし職場体験講習やジョブチャレンジ等の支援につなげる。 また、企業が求める人材とのミスマッチがなくなるよう少人数セミナーに外部講師を活用しながら内容の充実も図る。	就職氷河期世代の利用者の更なる拡大 ・広報の強化(テレビCMの通年放送、リスティング広告等) ・企業との「出会いイベント」の開催回数増(1→2回) ・大型商業施設での出張相談回数増(1→2回) 若年層の自己理解・職業理解の促進	商工労働部	雇用労働政策課
Ⅱ	(2)	①	68	人材の育成（地域産業の担い手）	各産業分野で働く方々が研修に多数参加し、学んだことを自身の事業に活用できるようになる。	・土佐MBAを継続実施 ・県内企業の課題とニーズに対応したカリキュラムのバージョンアップ ・地域での学びの場の充実	土佐MBAの実受講者数1,000人/年 (本科+実科+こうちスタートアップパーク)	793人	960人	891人	(R5)1000人	・新たな土佐MBAコンセプトを打ち出し、ホームページ、Web広告、チラシ等による広報を強化。	・アウトプット（結果） 土佐MBA実受講者数 891人 ・アウトカム（成果） 学んだ知識やスキルを自身の事業へ活用しており、企業の業績や職場づくりにも一定貢献している。	・民間オンライン講座の受講者は、前年度から増加。一方、対面講座の受講者が減少し、目標には達しなかった。 ・土佐MBAの認知度向上及び受講環境の変化や受講者ニーズを踏まえたカリキュラムの再編、コンテンツの充実が必要である。	①土佐MBAの認知度向上 ・土佐MBAのコンセプトである「もっと仕事が楽しくなる場所」を活用した統一感のあるPRの展開 ②カリキュラムの再編とコンテンツの充実 ・知識習得を中心とした座学はにオンライン講座に集約し、実践的なワークショップなどを通して学びを実業に結びつける連続講座を拡充。 ・土佐MBAのコンセプト「もっと仕事楽しくなる場所」を具現化する連続講座「土佐MBAセミナー」の実施（6月～） ・最新のデジタルマーケティングを専門的に学ぶ「SNS活用ウェブマーケティング講座」の実施（8月～） ・事業へのデータ活用方法等を学ぶ「データ活用分析講座」の実施	・新聞広告、広報誌、SNS等を活用したPRに加え、企業への個別アプローチ等、直接的な声掛けを強化（4月～） ・オンライン講座（土佐MBAガイダンス及び民間オンライン講座「グローバルズ学び放題」）を実施（4月～） ・土佐MBAのコンセプト「もっと仕事楽しくなる場所」を具現化する連続講座「土佐MBAセミナー」の実施（6月～） ・最新のデジタルマーケティングを専門的に学ぶ「SNS活用ウェブマーケティング講座」の実施（8月～） ・事業へのデータ活用方法等を学ぶ「データ活用分析講座」の実施	産業振興推進部	産学官民連携課
Ⅱ	(2)	①	68	人材の育成（地域産業の担い手）	産業界のニーズに沿った基礎的な技能・知識の習得のための訓練を実施し、地域産業を担う人材を育成し輩出する。	高等技術学校において、ものづくり分野の人材育成のための職業訓練を実施する。	就職率(普通課程)：100%	94.6%	90.9%	88.1%	98.1%	入校生確保のための広報活動に力を注いでいく。	○アウトプット ・入校者数：37名（高知校）、9名（中村校） ・修了者数：24名（高知校）、7名（中村校） ○アウトカム ・就職率：88.1%（うち県内：89.2%）（うち関連：86.5%）	修了生の多くが県内関連企業へ就職することができ、地域産業を担う人材育成・輩出につながった。	引き続き、入校生確保のための広報を行うとともに、ものづくり分野の人材育成のための職業訓練を実施していく。	商工労働部	雇用労働政策課	

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果≒年度末実績）					R4				R5	担当部署	担当課	
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R4)	【D実行】結果・成果 (R4)	【C評価】実施後の分析、検証 (R4)	【A改善】次年度の取組 (R4)	【P計画】年度計画 (R5)			
Ⅱ		(2)	②	69	高知家の女性しごと応援室によるきめ細かな就労支援	働きたいと考える女性に対しきめ細かな支援を行い、より多くの女性が確実に就労できる環境の整備	高知家の女性しごと応援室において、一人ひとりの適性や経歴に応じたキャリア・コンサルティングや、職業訓練などスキルアップの機会への誘導、多様なニーズに応じたマッチングなど、相談から就職まで、ワンストップできめ細かな支援を行う。 ・キャリアコンサルティング・相談・情報提供・職業紹介・関係機関・事業所訪問・広報啓発（チラシ配布、広告掲載、求人情報誌、テレビ・ラジオなど） ・フェイスブックでの情報発信 ・地域子育て支援センター等への訪問 ・東部、西部、中部への出張相談 ・就職者へのアフターフォロー＆キャリア形成支援 ・働きやすい職場づくりに向けた企業へのアプローチ	就職者数 1,000人 (R2～R6) (参考：H27～R1累計) 668人	117人	114人 (累計231人)	133人 (累計364人)	(R6) 1,000人 (R2～R6累計)	・YouTubeによる応援室広報 ・企業への支援強化	○アウトプット（結果） ・新規登録者数：417人 ・相談件数：2,093件 ・企業訪問件数：1,429件 ・地域子育て支援センターにおける新規相談者数：39人 ・出張相談における相談件数：48件 新規相談者数：24人 ○アウトカム（成果） ・就職者数：133人（R3：114人）	・前年度より新規登録者数、相談件数が増加し、面接前の企業見学の実施など丁寧なマッチングを進めた結果、就職者数も増加したが、目標達成は厳しい状況 ・応援室の広報を強化して認知度の向上を図るとともに、育児中など様々な状況にある求職者に対し、効果的な支援ができるよう、関係機関との連携強化が必要	・広報の強化による応援室の認知度の向上 ・企業見学等の支援を適時に実施するための体制強化 ・様々な状況にある求職者に応じた支援を行うための関係機関との更なる連携強化	・広報の強化（テレビCM、SNS広告等） ・応援室の開室日数の拡大（週4日→5日） ・ハローワーク等関係機関と連携した相談窓口の増設（毎週木曜日）	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
Ⅱ		(2)	②	70	職業能力開発訓練の充実	離転職者が再就職に必要な知識や技能を習得し、早期の再就職につなげる。	引き続き、離転職者等が再就職に必要な技能及び知識を習得するために、地域の実情に応じた職業訓練を実施。	就職率：86.3%	78.4%	82.0%	77.7% (R4.12月末時点)	84.5%	就職につながるやすい訓練コースの設定	○アウトプット 入校者：49コース、467名 (内訳) ・IT系：27コース、345名 ・事務系：7コース、56名 ・短期(介護)：1コース、7名 ・長期(介護)：2コース、7名 ・短期(その他)：1コース、20名 ・長期(その他)：11コース、32名 ○アウトカム 就職率：77.7%(R4.12月末時点)	・IT訓練科はニーズが高いコースとなっており、定員充足率も79.3%となっている。 ・介護コースは3コース計画していたが、講師の確保が難しい等の理由で2コース中止となった。 ・就職率はR4.12月末までに開講したコースで77.7%	引き続き、離転職者等のニーズを把握し、早期再就職につながる職業訓練を実施していく。	就職につながるやすい訓練コースの設定	商工労働部	雇用労働政策課
Ⅱ		(2)	②	71	出産後の女性再就職促進	女性の職業能力を高め、ひろげるようスキルアップの機会を充実するとともに、出産や育児で離職した女性を積極的に雇用する企業を支援する。	子育て中の女性を含む幅広い年齢層を対象とした女性の再就職を支援するためのイベントを実施。	－	－	－	－	－	高知家の女性しごと応援室で女性のための再就職準備イベントの開催 第1回 10月4日 第2回 2月21日	・第1回(10/4)：参加22名 ・第2回(2/21)：参加 求職者30名、事業所8社	求職者が直接事業所に質疑応答できるイベントとなり、アンケートでも事業所、求職者ともに高評価を得た。	高知家の女性しごと応援室で女性の再就職に必要な、仕事理解や企業理解を促進するイベントの開催	高知家の女性しごと応援室で女性のための再就職準備イベントの開催	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
Ⅱ		(2)	②	72	女性のための就業支援講座	実務につながる講座を実施して女性の就業支援につなげる。	女性の就業支援につながる講座を実施	－	－	－	－	－	・就労支援パソコン講座の日程見直し ・就業に必要な知識やスキルを習得するための新規講座の実施 ・効果的な広報の実施	・就労支援パソコン講座を開催（29名参加） ・就労支援講座を開催（14名参加）	就労に活かせる実務的な内容で、満足度の高い講座となった。	・就労支援パソコン講座にエクセル検定コースを追加する。 ・職場で活用できるスキルの習得を目的とした就労支援講座をオンライン併用で実施し、参加者の拡大を図る。 ・効果的な広報を実施し、講座の周知を図る。	・就労支援パソコン講座：ワード講座・エクセル講座・エクセル検定講座の実施 ・就労支援講座：オンラインを併用し実施 ・効果的な広報の実施	子ども・福祉政策部	ソーレ
Ⅱ		(2)	②	73	福祉人材センター運営事業、福祉研修センター事業	きめ細かな支援による多様な人材の参入促進とキャリアアップや人材の確保定着につながる研修体制の充実	○福祉人材センター 求人・求職のマッチング機能の充実により人材の確保を図る。 ○福祉研修センター 体系的かつ計画的に研修の場を提供する福祉研修センターの運営に対する支援を行う。	就職マッチング数 研修受講者数	就職マッチング数：261人 研修受講者数：6,882人	マッチング275人 研修受講5,728人	マッチング187人 研修受講6,225人	(R5) 就職マッチング数：370人	○福祉人材センター ・LINE等の、広報活動を強化 ○福祉研修センター ・研修受講システムの導入による研修申込等の効率化	○アウトプット（結果） ・福祉人材センター 新規求職者：499人、新規求人数：4,108人 ・福祉研修センター 開催回数：223回、開催日数：333日、受講者数：6,225人 ○アウトカム（成果） ・福祉人材センター 就職人数：187人 ・福祉研修センター 福祉介護従事者の資質向上につながった	・就職マッチング数は、新型コロナウイルス感染症の拡大時期とふくし就職フェア等のイベント時期が重なったこともあり、R3年度に比べて減少した。R4年度目標の330人には届かなかった。 ・福祉研修センターが開催する研修は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった研修もあるが、昨年度より研修受講者数が増加した。	○福祉人材センター ・労働局との連携強化 ・移住サイトでの情報発信	○福祉人材センター ・ハローワークと連携した新たな窓口を「ジョブセンターほんまち」に設置 ・特設サイト「高知家で暮らす。」での情報発信（「福祉で働く」ページの創設）	子ども・福祉政策部	長寿社会課
Ⅱ		(2)	②	74	介護福祉士等修学資金貸付事業	介護福祉士・社会福祉士等の業務に従事しようとする者の修学及び資格取得を支援し、本県の介護福祉士等介護人材の確保を図る。	高知県社会福祉協議会が実施する介護福祉士・社会福祉士等の業務に従事しようとする者への修学及び資格取得等資金の貸付事業に対し助成を行う。	新規貸付決定者数	128名	164名	146名	（設定無）	－	○アウトプット（結果） 貸付決定者 146名 （内訳：介護福祉士等養成施設等修学27名、実務者研修91名、再就職準備金14名、障害福祉分野3名、介護分野11名）	実務者研修受講資金については貸付者が減少したが、再就職準備金や介護分野就職支援金については増加。	運営資金原資に対する助成（R5予算計上なし）	引き続き、高知県社会福祉協議会の事業実施を支援	子ども・福祉政策部	長寿社会課
Ⅱ		(2)	②	75	福祉・介護職場体験事業	職場体験の機会を通じて福祉の仕事に対する理解を深めてもらい、イメージギャップや不安の解消につなげることで就労・再就業を支援	学生、中高年齢者、主婦、福祉・介護の資格を有しながら福祉・介護の仕事の職に就いていない者、他分野からの離職者等を対象に職場を体験する機会を提供する。 市町村等が実施する介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修に要する経費に対して、補助金を交付する。	体験者数	20人	6人	6人	(R5) 20人	－	○アウトプット（結果） 体験者数：6人	新型コロナウイルス感染症の影響により、ここ数年体験者数は少ない状況。	新型コロナウイルス感染症の発生状況を注視しながら、引き続き事業を進めていく。	引き続き、福祉・介護職場の体験事業を実施	子ども・福祉政策部	長寿社会課
Ⅱ		(2)	②	76	中山間地域等ホームヘルパー養成事業	中山間地域等における介護資格の取得を支援し、介護サービスの充実を図る。	介護業務のうち「生活介護」等の補助的業務の抽出及び再編成を行うため、事業所を対象にしたセミナー等を実施するとともに、セミナー参加事業所の実施状況の確認や課題の解決に向けたアドバイスなどを行うための情報共有会を定期的に開催する。	研修修了者数（単年）	60人	73人	78人	(R5) 60人	－	○アウトプット（結果） 補助申請：11市町村 ○アウトカム（成果） 研修修了者数：78人 ○アウトプット（結果） ・スタートアップセミナーの開催：27施設48名参加 ・第1回情報共有会の開催：4施設4名参加 ・第2回情報共有会の開催：3施設3名参加 ・個別事業所支援：1施設1名参加 ・就職人数1名 「介護助手等普及推進員」の活動：市町村社協訪問10回 施設事業所訪問105回	令和3年度の研修修了者数は73人であったが、令和4年度は78人に増加した。	引き続き補助支援を行い、中山間地域における人材の確保を図る。	引き続き補助支援を行い、中山間地域における人材の確保を図る。	子ども・福祉政策部	長寿社会課
Ⅱ		(2)	②	77	介護助手導入支援事業	中高年齢者や主婦等の多様な人材が参入できる新たな働き方である「介護助手」の普及	介護業務のうち「生活介護」等の補助的業務の抽出及び再編成を行うため、事業所を対象にしたセミナー等を実施するとともに、セミナー参加事業所の実施状況の確認や課題の解決に向けたアドバイスなどを行うための情報共有会を定期的に開催する。	雇用人数	10人	2人	1人	(R5) 50人	・「介護助手等普及推進員」を新たに設置	・就職につながった人数は数名の結果が続いており、介護職員の負担軽減や高齢者等の参入につながる介護助手のさらなる普及が必要。 ・スタートアップセミナーへの参加人数は増加したが、就職人数は令和3年度は2人であったが、令和4年度は1人と減少した。	・新たに介護助手のOJT研修手当を支援 ・助成制度の拡充やメディア広報等の強化により、子育て層や中高年齢者等の多様な人材が働きやすい、介護助手等の普及を推進。	・テレビCMによる広報強化 ・介護助手の導入経費の助成	子ども・福祉政策部	長寿社会課	

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果≒年度末実績）					R4				R5	担当部署	担当課
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R4)	【D実行】結果・成果 (R4)	【C評価】実施後の分析、検証 (R4)	【A改善】次年度の取組 (R4)	【P計画】年度計画 (R5)		
Ⅱ	(2)	②	78	福祉・介護事業所認証評価制度の取得促進	「高知県福祉・介護事業所認証評価制度」を通じた、「働きやすさ」と「働きがい（やりがい）」が両立する良好な職場づくりの推進	職員の定着促進に効果があると考えられる方策（評価項目）について、県が定めた評価基準を満たしている事業所を認証するとともに、認証取得に取り組む事業所の支援やサポートを行う。 ・審査・認証・公表・専用サイトへの掲載等 ・ガイドブックの提供・セミナー開催・個別相談会の実施	認証取得事業所数	550事業所 (H30～R2累計)	236事業所 (H30～R3累計)	254事業所 (H30～R4累計)	550事業所 (H30～R7累計)	一般県民向けの広報活動を強化し、認証評価制度に関する認知度を高めることで、福祉・介護事業所が認証取得へ向けて取り組む気運を醸成	○アウトプット（結果） ・新規認証法人数：4 法人 ○アウトカム（成果） （R5年 3 月末時点） ・認証法人（認証を取得した法人）：40法人254事業所 ・参加宣言（認証取得に向けて取り組む意思表示をしている法人）：44法人162事業所	新規認証申請法人が減少傾向にあるため、福祉・介護事業所の認証取得に向けたインセンティブ向上を図っていく必要がある。	参加宣言申請法人の掘りおこしとともに、一般県民向けの広報活動を強化し、認証評価制度に関する認知度を高めることで、福祉・介護事業所が認証取得へ向けて取り組む気運を醸成する。	・参加宣言法人の掘りおこしに向け、個別コンサルティングによるサポートの対象を拡大（障害福祉サービス事業所、児童福祉施設を追加） ・一般県民向けの広報活動を強化し、認証評価制度に関する認知度を高めることで、福祉・介護事業所が認証取得へ向けて取り組む気運を醸成	子ども・福祉政策部	長寿社会課
Ⅱ	(2)	②	79	保育士等人材確保事業	保育士の復職への支援や雇用主への保育士等の雇い上げを支援し、働く場の拡充につなげるとともに、保護者の保育ニーズへの対応に必要な保育人材を確保する。	全ての子どもたちが質の高い保育を受けられる環境を構築するため、国補助制度を活用し、保育士人材確保の増加に努めていく。 ・潜在保育士の就職支援 ・途中入所を見据えた保育士確保への支援	—	—	—	—	—	引き続き、就職支援とともに、離職防止に向け、保育所等の経営者対象の業務改善研修について取り組む。	・保育士再就職支援コーディネーターの福祉人材センターへの配置：1 名 ・保育士等の働き方改革や業務改善に関する研修の実施：1 回（65名参加） ・保育サービス等推進総合補助金による園児の途中入所を見据えた保育士確保への支援：15市町村（39園） ・福祉人材センターがマッチングし就職した保育士の件数：30名	潜在保育士の保育士の確保に向けては、就職支援とともに、離職防止にも取り組む必要がある。	離職防止に向け、本年度開催した、保育所等の経営者対象の業務改善研修について継続して取り組む。	引き続き、就職支援とともに、離職防止に向け、保育所等の経営者対象の業務改善研修について取り組む。	教育委員会	幼保支援課
Ⅱ	(2)	②	80	保育士修学資金等貸付事業	保育士の復職への支援や雇用主への保育士等の雇い上げを支援し、働く場の拡充につなげるとともに、保護者の保育ニーズへの対応に必要な保育人材を確保する。	全ての子どもたちが質の高い保育を受けられる環境を構築するため、国補助制度を活用し、保育士人材確保の増加に努めていく。 貸付制度による保育人材の確保（保育士資格の取得のための修学支援／未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付／就職準備金の貸付／未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付／保育補助者の雇い上げ費用の貸付）	—	—	—	—	—	貸付制度の活用実績の増を図るため、各園を通じたPRに取り組む。	・保育士就学支援の貸付（29名） 一次時募集：6名 二次募集：21名 三次募集：2名 ・高等学校訪問による貸付制度の紹介（19回）	貸付制度（特に、利用実績の少ない、潜在保育士の復職時の就職準備金貸付など）のさらなるPRが必要。	貸付制度の活用実績の増を図るため、各園を通じたPRに取り組む。	貸し付け制度の活用実績の増を図るため、各園を通じたPRに取り組む。	教育委員会	幼保支援課
Ⅱ	(2)	②	81	看護の心普及・ナースセンター強化事業	保健師、助産師、看護師及び准看護師で、未就業の者に対し就業促進に必要な事業、看護業務等PR事業を行い、医療機関等の看護職員の確保に寄与する。また、看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づく離職者の届出制度に対応し、スムーズな復職につなげる支援を行う。	・高校生の夏休みを活用して、医療機関にて、看護の現場の見学や患者と看護師の関わりについて学ぶ機会を設ける。 ・医療機関にパンフレット等を配布し、退職時には届出が必要なことについて、看護部長に働きかける。将来は、離職者を減らし、就労を継続できる環境整備に努める。	看護職員数	（R2.12 末） 保健師：558 助産師：196 看護師：11,226 准看護師：3,091	— （隔年調査）	（R5に公表）	15,676人	—	【結果】 ○看護の心普及事業 ・看護ふれあい体験（R4中止） ・高知看護フェア・進学ガイダンス参加者：84名（21校） ○ナースセンター機能強化事業 ・県内 4 か所のハローワークで移動就業相談会 ・再就職相談会 2 回：参加26名 ・潜在看護職員復職研修事業：参加23名 【成果】再就職者：10名	・新型コロナウイルス感染症の影響により看護ふれあい体験は中止 ・進学ガイダンス及び看護フェアは、開催方法をWEBに変更して例年並みの参加者の確保ができた。 ・潜在看護師への就業支援については、再就職相談会で 5 名、復職支援研修事業で 5 名、計10名の再就職につながった。	・新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつ、開催方法等を検討し看護業務の普及啓発を継続する。 ・潜在看護師への再就業支援について、離職者の把握と早期復職支援を目的としたセミナーを実施予定。	○看護の心普及事業 ・看護ふれあい体験（8 月） ・高知看護フェア・進学ガイダンス（5 月） ○ナースセンター機能強化事業 ・県内 4 か所のハローワークで移動就業相談会 ・求人登録普及等施設訪問 ・再就職相談会（2 回／年） ・潜在看護職員復職研修事業（3 回／年） ・プラチナナースセミナー（2 回／年）	健康政策部	医療政策課
Ⅱ	(2)	②	82	女性医師復職支援事業	出産・育児などで診療の場から離れていた女性医師が安心して復職し就業できる環境を整える。	女性医師復職支援事業を引き続き実施し、女性医師の復職支援や勤務環境の整備を進める。 （相談事業）窓口相談対応のスキルや知識を有する職員を配置し、女性医師の様々な相談に対応し、仕事と家庭生活の両立支援のための助言を行う。 （広報実施）ホームページやパンフレット、電子メール、電話等により対象者や医療機関に本事業を周知。また支援が必要な医師の情報を得たときには必要に応じて訪問等のアプローチ。 （復職研修）復職のための研修を希望する女性医師には申請により復職研修を実施	・女性医師からの様々な相談に対応し助言できる相談体制を維持する。 （参考：R1） ・復職相談(9件) ・研修問合せ(1件)	—	復職相談(3 件) 研修問合せ(0件)	復職相談(8 件) 研修問合せ(0件)	—	—	○高知医療再生機構に相談窓口を設置 ・相談件数（8件） ・復職研修への相談件数（0件）	・復職研修については、離職しないまま元の職場に復帰する女性医師が多い中で活用者数が限られている状況。しかし、離職者への支援の必要性は高いため、必要な方が利用できるよう周知を継続することが必要。	これまでの取り組みを継続する。	・高知医療再生機構への相談窓口設置を継続。 ・女性医師のニーズ把握や事業の広報を継続し、より効果的に支援を行う。	健康政策部	医療政策課
Ⅱ	(2)	③	83	女性農力向上支援事業（R4年度から「女性活躍推進事業」に変更）	習得した能力を活かし、自己の農業経営に参画し、経営発展につなげる女性農業者を育成	・女性が学べる環境づくりの推進 ・次世代の地域リーダーとなる若手女性農業者の育成 ・女性の経営参画支援 ・農村女性リーダーネットワーク活動への支援 ・農村女性リーダーの育成支援 ・栽培や経営管理技術を学ぶ講座や勉強会の開催、若手女性農業者の掘り起こし、家族経営協定の推進、認定農業者の共同申請の推進、ネットワークの構築、グループ活動の活性化支援、県内外の女性農業者の活動事例紹	家族経営協定締結農家数	1,023戸 （～R2累計）	1,044戸 （～R3累計）	R5年8月に公表予定	1,100戸 （～R7累計）	・研修（オンライン含む）の実施 ・女性農業者への情報発信 ※「女性農力向上支援事業」はR4年度から「女性活躍推進事業」に変更	○アウトプット（結果） ・女性農業者リーダー研修等研修会の実施：5回、参加者84人 ・女性グループ活動支援：対象9グループ、講習会等36回、参加者291人 ○アウトカム（成果） ・家族経営協定締結農家数（R4年度末）：R5年8月に公表予定	・現地とオンラインの併用によるハイブリッド形式で研修会を実施し、若手農業者の参加を促した。 →研修等を通じて、女性農業者の農業経営に参画し、経営発展につなげる意識が醸成され、家族経営協定農家数は少しずつ増加している。	・女性農業者を対象とした研修会、地域や県域での女性グループの活動支援を継続する。 ・県内の女性農業者の交流をすすめる。	・経営や地域に参画できる次代のリーダー育成に向け、女性農業者のスキルアップを目指した研修会の開催、女性グループの活動支援を継続する。	農業振興部	環境農業推進課

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果≒年度末実績）					R4				R5	担当部署	担当課
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R4)	【D実行】結果・成果 (R4)	【C評価】実施後の分析、検証 (R4)	【A改善】次年度の取組 (R4)	【P計画】年度計画 (R5)		
Ⅱ	(2)	③	84	林業女性グループ、漁業女性グループの自主研修や交流活動の支援	山の魅力や大切さ等を伝えていく地域イベント等の取り組みを支援し、林業への女性の参画を推進する。	・林業女子会の交流活動支援	－	－	－	－	＜林業女子会と林業大学校のコラボ＞ PR向上のため、講座のリアル開催を実施予定	○アウトプット 林業女子のキャリア論（林業大学校短期課程にてリアル/オンライン併用の講座を実施）開催日：R5.1.28 ○アウトカム リアル：定員20名→10名参加 オンライン：募集100名→32名視聴 youtube 視聴回数421回（R5.5.17現在） 林業への女性参画を推進するため、林業の魅力を実践することができた。	リアル（現地参加）とオンラインの同時開催。 ◆メリット リアルとオンラインの併用により、林業への関心度や居住地に応じた参加が可能となった。 ◆デメリット リアルとオンラインで音声や映像のタイムラグがあり、調整を要するため運営側の負担が大きい。 オンライン参加者は講師とコミュニケーションが取りづらく、一方的な発信となるためPR効果が低い。	林業大学校短期課程で「林業女子関連」の講座を継続して開催予定。	＜林業女子会と林業大学校のコラボ＞ PR向上のため、講座のリアル開催を継続して実施予定。	林業振興・環境部	森づくり推進課	
Ⅱ	(2)	③	84	林業女性グループ、漁業女性グループの自主研修や交流活動の支援	漁業女性グループの活動の継続を支援し、女性の活躍の場づくりを目指す	漁村の雇用の場を確保するため、地域加工グループの活動の継続を支援し、女性の活躍の場づくりを目指します。	開催実績	0回	2回	14回	－	R4年度は新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら従来通りの計画で進めていく	【漁業女性グループの活動実績】 ＜宿毛大月エリア：14回＞ ○食育活動：10回（3グループ参加） ・小学校での食育 ・他県の女性グループとの交流を兼ねた食育 ○イベント参加：4回（2グループ参加）産養祭等	－	・漁業女性グループでは、R5年度は新型コロナウイルス感染症が5類へ引き下げになることから、可能な範囲で各種イベントへの参加や食育活動を実施していく予定 ・各グループのニーズを踏まえ、県漁業指導所等による支援を実施	・漁業女性グループでは、各種イベントへの参加や食育活動を実施していく予定 ・各グループのニーズを踏まえ、県漁業指導所等による支援を実施	水産振興部	水産業振興課
Ⅱ	(2)	③	85	商工団体等（商工会議所・商工会、農業協同組合、漁業協同組合）の女性組織の育成と経営への参画促進	（若手後継者育成事業費） 商工会・商工会議所の女性のための各種セミナー、研修会等の開催費の他、地域振興事業に対して助成する。	小規模事業経営支援事業等における女性部活動への支援	講習会等開催回数 年1回以上	0回	3回	4回	講習会等開催回数 年1回以上	・時流を捉えたテーマ選定を行う。 ・開催時期の調整や開催方法の工夫などにより、参加人数の確保に努める。	【再掲】取組番号34			商工労働部	経営支援課	
Ⅱ	(2)	③	85	商工団体等（商工会議所・商工会、農業協同組合、漁業協同組合）の女性組織の育成と経営への参画促進	総合的な監督指針において、目標とされている役員に占める女性の割合を早期に10%、令和7年度までに15%を目指すことに向けて、各農協での取り組みが進められているかどうかなどについて、助言を継続していく。	J A大会で定められた目標値である「女性理事等の割合を1農協あたり15%以上」に向けて各農協での取り組みが進められているかどうかなどについて、指導を継続する。	農業協同組合の役員に占める女性の割合	7.97%	10.43%	10.43%	15%	トップヒアリング等を通じて、早期の目標達成を目指し、引き続き指導を継続していく。	・トップヒアリングにより女性役員の積極的な登用について指導を行った。 ・令和4年6月に改選が行われた高知市農協と土佐くろしお農協で女性役員数に変動はなかったが、高知市農協で女性が代表監事に就任した。	女性役員数に変更はなかったが、女性代表監事が選出されるなどの成果は出てきているため、指導を継続していく必要がある。 ※()内は女性役員数 【R4.3末における各農協役員数】 高知県農協 53(5) 9.4% 馬路村農協 10(1) 10% 高知市農協 28(4) 14.3% 土佐くろしお 24(2) 8.3% 【R5.3末における各農協役員数】 高知県農協 53(5) 9.4% 馬路村農協 10(1) 10% 高知市農協 28(4) 14.3% 土佐くろしお 24(2) 8.3%	次期改選に向けて、女性役員の積極的な登用について、トップヒアリング等を通じて、指導を継続していく。	トップヒアリング等を通じて、早期の目標達成を目指し、引き続き指導を継続していく。	農業振興部	協同組合指導課
Ⅱ	(2)	③	85	商工団体等（商工会議所・商工会、農業協同組合、漁業協同組合）の女性組織の育成と経営への参画促進	女性が意欲を持って地域の水産業発展のために働くことのできる環境づくり	女性組合員の加入の啓発に取り組む。 ・常例検査時及び事後指導検査時に啓発	漁業協同組合（沿海地区出資）の正組合員に占める女性の割合 11%	492人 (10.9%)	446人 (10.7%)	R6.3月 公表予定	600人	組合員増加指導の強化	【再掲】取組番号56			水産振興部	水産政策課	
Ⅱ	(2)	③	86	創業のための融資制度	中小企業制度金融貸付事業費（創業者等応援融資） 県内で開業しようとする方及び開業して5年以内の中小企業者を対象とする融資制度により、創業を資金面から支援する。（高知県信用保証協会に支払う保証料の一部を補給する）	創業の資金面からの支援（高知県信用保証協会に支払う保証料の一部を補給する）	－	－	800,000千円(融資枠) 実績126件	800,000千円(融資枠) 実績122件	－	創業者等応援融資の利用促進を図る	○アウトプット（結果） こうち支援ネットワーク会議参加 ○アウトカム（成果） 創業者等応援融資枠：800,000千円 創業者等応援融資実績：122件 670.960千円	コロナ禍で創業を見送っていた事業者の創業等を要因に、R3年度とほぼ同水準の実績となった。	融資枠を800,000千円から1,000,000千円に増額。引き続き、外部会議等で制度周知を図り、利用促進を図る	創業者等応援融資の利用促進を図る。	商工労働部	経営支援課
Ⅱ	(3)	①	87	市町村における男女共同参画状況の把握及び取組の支援	市町村との連携のもと、自治会、まちづくり推進協議会など地域における多様な意思・方針決定過程への男女の参画状況の把握に努めるとともに、男女共同参画促進のための啓発を行う。	市町村が主体的に行う男女共同参画に関する事業をサポート。	男女共同参画計画策定市町村の割合	58.8%	67.6% (23市町村)	73.5% (25市町村)	82.4% (28市町村)	－	【再掲】取組番号14			子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課	
Ⅱ Ⅱ	(3) (3)	① ②	88	NPOやボランティア活動に関する情報の提供	ボランティア活動の活性化	・HP（ビビネット）の管理運営 ・広報グッズ活用等によるビビネットの周知 ・新規登録団体の開拓 ・利用者ニーズに対応した持続性のあるシステムの運営	－	－	－	－	ビビネットの内容の充実、周知、広報	○アウトプット（結果） ・登録団体（506団体） ・ボランティア情報の発信（52件） ・講座、イベント情報の発信（33件） ○アウトカム（成果） ・ボランティア情報の発信など、ボランティア活動の推進が図られた	ボランティア活動の活性化のためには、更に周知・利用促進を図ることが必要	・ビビネット内、各コンテンツの内容の充実 ・ビビネットの更なる周知	ビビネットの内容の充実、周知、広報	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果≒年度末実績）					R4				R5	担当部署	担当課
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R4)	【D実行】結果・成果 (R4)	【C評価】実施後の分析、検証 (R4)	【A改善】次年度の取組 (R4)	【P計画】年度計画 (R5)		
Ⅱ	(3)	①	88	NPOやボランティア活動に関する情報の提供	時宜を得た情報提供を行う。	NPOの啓発リーフレット、ガイドブック等の配布などによる広報啓発 ・ビビネット（こうちボランティア・NPO情報システム）での情報発信 ・情報誌「手をつなG O」による広報 ・こうちNPOフォーラムの開催 ・ボランティア体験キャンペーン「ナツボラ」開催 など	・NPO法入の増加 370法人 ・ナツボラ参加者 のべ1,200人 ¥ NPOセンター登録団体増 600団体 (H31～R5年度) (参考：H29年度) 332法人 のべ920人 491団体	－	－	－	－	NPO等への活動活性化、財政基盤強化に向けた支援、情報提供	○アウトプット（結果） ・ビビネット（こうちボランティア・NPO情報システム）でNPO等に対し、研修や助成金募集情報などを発信 ・情報紙「手をつなG O」 年3回×各6,000部発行 ・NPOフォーラム 96人 ・夏のボランティアキャンペーン 延べ990人	例年並みの集客となり、学生や県民に対し、NPOの活動やボランティア活動についての周知に努め、広く県民に活動への参加を知っていただくことができ、ボランティア体験にもつながった。	引き続きNPOやボランティアの活動についての周知に努め、広く県民に活動への参加を呼びかける。	NPOフォーラムやボランティアキャンペーンの開催により、NPOやボランティアの情報を広く県民へ提供	文化生活スポーツ部	県民生活課
Ⅱ	(3)	①	89	団体等の自主活動支援及び相互交流の促進	助成事業の実施、周年記念イベント等の開催による、団体の自主活動支援及び相互交流の促進	「ソーレえいど事業」「ソーレまつり」の実施	－	－	－	－	－	・ソーレえいど事業の募集方法の改善 ・オンライン企画の実施、ホームページ改修により発信力を強化	＜ソーレえいど事業＞ ・高知市内枠 1 団体採択 ・採択団体が 4 月から事業に着手できるようR4年度末にR5年度助成団体を決定した ＜ソーレまつり＞ 館内とオンラインで開催し、延べ3,672名参加	＜ソーレえいど事業＞ R4年度の申請件数は前年度より減少したが、5 年度の申請件数は増加した。 ＜ソーレまつり＞ 館内開催とともにオンライン企画の実施や特設サイトからの発信を強化し、幅広い年代層の参加・交流を促進する。	＜ソーレえいど事業＞ 効果的な広報を実施し、周知を図る。 ＜ソーレまつり＞ 館内開催とともにオンライン企画の実施や特設サイトからの発信を強化し、幅広い年代層の参加・交流を促進する。	＜ソーレえいど事業＞ 効果的な広報の実施 ＜ソーレまつり＞ ・館内開催とともにオンライン企画の実施 ・SNS、ホームページからの発信の強化	子ども・福祉政策部	ソーレ
Ⅱ	(3)	①	90	観光ガイド育成事業による人材育成	県内各地域の観光ガイド団体の連携と質の高いガイド技術の習得により、高知県を訪れる観光客の満足度を高める。	県内各地域の観光ガイド団体の連携と質の高いガイド技術の習得を目的とする研修及び交流会を開催するとともに、地域との連携強化や外国人観光客の受入態勢整備などを目指す観光ガイド団体にアドバイザーを派遣し、地域事業者と連携したガイドコースの設定などに取り組む。	高知県観光ガイド連絡協議会加盟団体数	－	31	32	(R5)35	新たに観光ガイドを実施する団体への支援を強化する。	○アウトプット（結果） ・全体研修交流会及び地区別研修交流会の開催（のべ264名参加：男女比5:5） ・個別勉強会の実施 実施団体 12団体 参加者数 のべ213名 ・避難訓練の実施 実施団体 25団体 参加者数 のべ345名 ・アドバイザー派遣の実施 実施団体 4 団体 ○アウトカム（成果） ・研修会や個別勉強会等を通して、ガイド同士の知見の共有を図り、新たな知識を得られる機会を設けたことにより、ガイドのスキルアップにつながった。 ・避難訓練の実施により、避難経路の確認や安全確保・防災意識の醸成につながった	ガイドスキルの向上やガイド内容の磨き上げ等、質の高い魅力的なガイドサービスの提供に向けた取組を行った。	県内各地域の観光ガイド団体の連携と質の高いガイド技術の習得を目的とする研修及び事業者と連携したガイドコースの設定などをアドバイスする専門家派遣の実施を委託する。	研修交流会や個別勉強会を通じたガイド内容の磨き上げ及びガイド団体間の連携強化に取り組む。研修内容については、男女分け隔てなく参加でき、多様な観光客への配慮に繋がるようなテーマを検討する。 また、新たに観光ガイドを始める団体の立ち上げを支援する。	観光振興部	地域観光課
Ⅱ	(3)	②	91	高知県防災会議等への女性の参画	女性の視点を踏まえ、多様なニーズに対応できる災害対応力の強化を図る。	避難生活等に女性の視点が必要なことから、庁内から女性職員を委員として指名する。	県庁職員の女性委員就任：66.7%以上	66.7% (2人)	66.7%	66.7%	(R6) 66.7%以上	県庁職員から指名する3名のうち、2名の委員を女性職員から指名	2名の女性職員の委員就任を継続	地域防災計画の見直しについて、女性の視点から審議いただくことができた。	2名の女性職員の委員就任を継続	県庁職員から指名する4名のうち、3名の委員を女性職員から指名	危機管理部	危機管理・防災課
Ⅱ	(3)	②	92	女性防火クラブなど女性による地域防災活動への支援	・地域防災力の充実強化	女性による地域防災活動支援 ・女性防火クラブのトップリーダーの育成、資質の向上。 ・女性防火クラブ間の交流・連携の強化 ・優良クラブの表彰 ・研修会の実施（県内・県外） ・記念表彰の実施（5年ごと（個人・団体） ・県補助金による支援 等	クラブ数 クラブ員	97団体 2,997人	98団体 2,838人	93団体 2,735人	100団体 3,000人	女性防火クラブの実態調査	・女性防火クラブ連絡協議会理事会(6/16) ・女性防火クラブ全国集会（10/27,28） ・中国・四国ブロック市町村女性防火クラブ幹部地域研修会（愛媛県）（11/1,2） ・高知県女性防火クラブ連絡協議会研修会（香南市）（11/17,18） ・高知県女性防火クラブ連絡協議会視察研修（新潟県）（3/22～24）	昨年度までは新型コロナウイルス感染症の影響でイベントや訓練、研修会が殆ど行えていなかったが、徐々に活動を始めるクラブも出てきている。しかし、クラブ員の高齢化やコロナ禍が明けても活動の停滞により、クラブの解散等が見受けられる。	引き続き高知県女性防火クラブ連絡協議会を中心とした研修会や視察研修を開催し、県内の女性防火クラブ員の防火意識の向上等に取り組む。 また、令和5年度より実施する消防ポートルサイト構築事業では、各地域の女性防火クラブから情報発信を行い、女性防火クラブの認知度の向上を図る。	・女性防火クラブ連絡協議会理事会(6/2) ・女性防火クラブ全国集会（10/26,27） ・中国・四国ブロック市町村女性防火クラブ幹部地域研修会（島根県）（11/1,2） ・高知県女性防火クラブ連絡協議会研修会（四万十市）（11/9,10） ・高知県女性防火クラブ連絡協議会視察研修（2～3月予定）	危機管理部	消防政策課
Ⅱ	(3)	②	93	防災活動を行うNPO、ボランティア団体、自治会、女性活動団体等の育成・支援	ボランティア活動の活性化	①社協と学校、教育委員会が連携し、小中学生のボランティアチャレンジ体験事業の実施及び防災福祉教育のプログラムづくりの検討会の開催 ②福祉教育基礎講座の開催 ③ボランティアコーディネーター研修事業の実施	－	－	－	－	－	・福祉教育基礎講座の開催 ・福祉教育実践研修の開催 ・ボランティアコーディネーター研修の開催 ・ボランティアチャレンジ体験の実施 ・福祉教育・ボランティア学習協同実践事業の実施	取組番号40で、防災活動を行うNPO等も包括した支援を実施	－	－	取組番号40の中で包括して支援する	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課

テ ー マ	取 組 の 柱	取 組 の 方 向	取 組 番 号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果≒年度末実績）					R4				R5	担当部署	担当課
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R4)	【D実行】結果・成果 (R4)	【C評価】実施後の分析、検証 (R4)	【A改善】次年度の取組 (R4)	【P計画】年度計画 (R5)		
Ⅲ Ⅱ	(1) (2)	① ①	99	リスクに応じた適切な支援 （子ども家庭総合支援拠点 の設置促進）	地域の子どもや家庭の相談に対して、 地域の資源を有機的につないで支援 を行うソーシャルワーク機能を持った子 ども家庭総合支援拠点の整備を行 う。	・設置運営に係る助言や財政的 支援（子どもの見守り体制推進 交付金） ・市町村職員の専門性や対応力 の強化に向けた研修の実施	設置している市町村数 (参考：R1) 設置市町村：2市町	12市町村	16市町村 (R4.4.1)	21市町村 (R5.4.1)	(R4) 7割の市町 村	・人材確保のための財政支援や 運営面への助言を継続。 ・職員の専門性や対応力の強化 のために実践的な研修の実施。 ・多職種が連携したアセスメント等 の実施に向けた研修の実施	○アウトプット ・子ども見守り体制推進交付金 交付決定：18市町村 ・市町村職員等研修 基礎研修(6/1,7/8,8/19) 管理職等会(6/24) アセスメント研修(10/14,11/11,12/9) 応用研修(11/16,12/14) フォローアップ研修(1/27) ○アウトカム ・子ども家庭総合支援拠点 20市町村設 置	・子ども家庭総合支援拠点に関して人材 不足や運営面の不安等により設置が進ん でいない。 ・幅広い相談に対応するための多職種が連 携した支援体制の構築が必要。	・人材確保のための財政支援や運営面へ の助言を継続。 ・職員の専門性や対応力の強化のために 実践的な研修の実施。 ・多職種が連携したアセスメント等の実施に 向けた研修の実施	・人材確保のための財政支援や 運営面への助言を継続するとともに、令和6年度から施行される改正児童福祉法に位置づけられ る、「こども家庭センター」への移行 を見据えた市町村への支援が必要。 ・職員の専門性や対応力の強化 のために実践的な研修の実施。 ・多職種が連携したアセスメント等 の実施に向けた研修の実施	子ども・福祉政策 部	子ども家庭課
Ⅲ Ⅱ	(1) (2)	① ①	100	地域における見守り体制の充 実（地域子育て支援セン ター、子ども食堂等）	・すべての子育て支援センター等におい て子育てに関する相談に対応できる体 制が整っている（地域子育て支援セ ンター）	妊娠期から子育て期まで切れ目 のない子育て支援 多様な子育て支援サービスを提 供する地域子育て支援センターの 設置促進 地域子育て支援員等研修の実 施	育てにくさを感じたときに対 処できる親の割合（1歳6 か月児） (参考) H30：60.9%	61.10%	59.40%	(R5に公 表)	(R5) 95%	・妊娠期からの利用を促進する取 り組みへの支援など、地域子育て 支援センターの機能強化を図る。	・地域子育て支援センターの設置状況 25市町村 1 広域連合50箇所 ・地域子育て支援センター等機能強化事 業費補助金の利用者支援専門員育成事 業の実施：3市 ・子育て支援員専門研修（地域子育て 支援拠点）：84人 ・地域子育て支援センター施設長研修： 25人	地域子育て支援センターの相談件数が増 加するなど、育児不安を抱える家庭の孤立 化が懸念される（R3:14,210件→ R4:16,161件）	身近な地域で不安に寄り添う数居の低い 相談体制や、地域住民による見守り体制 の充実が必要	・地域子育て支援センターに「子 育てピアサポーター」を配置するな ど育児経験者による数居の低い 相談体制の構築を図る。 ・また、地域子育て支援センター のイベントのお手伝いやファミリー・ サポート・センターの提供会員など 子育て家庭に寄り添う地域ボラン ティアの拡大を図り、住民参加型 の子育て支援を推進する。	子ども・福祉政策 部	子育て支援課
Ⅲ Ⅱ	(1) (2)	① ①	100	地域における見守り体制の充 実（地域子育て支援セン ター、子ども食堂等）	・食事の提供を通じた「子どもや保護 者の居場所」となるとともに「保護者の 孤立感や負担感を軽減する場」「地 域で子どもたちを見守る場」である「子 ども食堂」の新規開設や定期的な開 催を支援する（子ども食堂）	子ども食堂への支援	子ども食堂の設置箇所数 (参考) R1：77箇所	81箇所	88箇所	102箇所	(R5) 120箇所	・子ども食堂補助金への新型コロナ 感染症対策の継続 ・子ども食堂取組事例紹介シンポ ジウムを開催（食堂の実施者や 支援者を増やす）	・子ども食堂への補助金の交付決定 44 件 11,316千円 ・子ども食堂スタッフへの研修や子ども食 堂間の情報交換等を行う「高知家子ども食 堂スタッフ研修・ネットワーク会議」を開催 （県内4箇所） ・子ども食堂開設数102箇所(R5.3.31 現在)	子ども食堂の多くが新型コロナウイルス感染 症の影響により休止や弁当形式での実施 を余儀なくされる状況が続いたが、年度後 半には食堂形式での開催が過半数まで 戻ってきた。	子ども食堂における新型コロナ感染症対策 への支援の継続	・子ども食堂取組事例紹介シンポ ジウムを開催（食堂の実施者や 支援者を増やす） ・子ども食堂補助金のメニューによ る新型コロナ感染症対策の継続	子ども・福祉政策 部	子ども家庭課
Ⅲ Ⅱ	(1) (2)	① ①	101	高知版ネウボラの推進（ネッ トワークの連携・強化）	妊娠期から子育て期まで切れ目のな い総合的な支援の強化	「子育て世代包括支援センター」 を起点とした妊娠期から子育て期 まで切れ目のない総合的な支援 を強化し、「子育て家庭のリスクに 応じた適切な対応」「子育て家庭 の不安の解消」、「働きながら子 育てできる職場づくり」を進める。	－	－	－	－	－	○引き続き母子保健・児童福 祉・子育て支援市町村合同ヒア リングの実施 ○子育て支援サービスの充実及 び認知度向上に向けた取り組み の実施 ○多職種が連携した子ども家庭 のアセスメント力や支援力の向上	・母子保健・児童福祉・子育て支援合同ヒ アリング（6月～11月）：全市町村 ・市町村母子保健・子育て支援・児童福 祉担当課長会（11月10日）：29市町 村1広域連合参加 ・市町村(児童福祉)向け資質向上研 修：年9回（延341名参加）	・令和6年度のこども家庭センターへの移行 を見据えて、市町村の母子保健担当部署 と児童福祉担当部署が連携した「サポート プラン」の作成を通じた相談支援体制の構 築が必要 ・子どもや子育て家庭の個々のニーズや家 庭のリスクに応じた適切な支援を行うため には、市町村の児童福祉担当者の専門性 の向上や多職種連携によるチーム支援の強 化とともに、支援対象者の養育環境や親 子関係の形成のための支援等の充実を図 ることが必要。	○こども家庭センターへの円滑な移行に向 けた支援 ○児童福祉担当部署（子ども家庭総合 支援拠点）を中核とした多職種連携によ るチーム支援の強化	・相談支援体制の構築に向け て、サポートプランの作成や運用 等を支援するアドバイザーを派遣 し、こども家庭センターへの移行を 見据え、統括支援員の配置を推 進 ・こども家庭支援員の相談対応 力やソーシャルワーク等の専門性 の向上等に係る研修の実施 ・子育て家庭の家事・養育に関す る訪問援助の実施等	子ども・福祉政策 部	子ども家庭課
Ⅲ Ⅱ	(1) (2)	① ①	101	高知版ネウボラの推進（ネッ トワークの連携・強化）	妊娠期から子育て期まで切れ目のな い総合的な支援の強化	「子育て世代包括支援センター」 を起点とした妊娠期から子育て期 まで切れ目のない総合的な支援 を強化し、「子育て家庭のリスクに 応じた適切な対応」「子育て家庭 の不安の解消」、「働きながら子 育てできる職場づくり」を進める。	育てにくさを感じたときに対 処できる親の割合（3歳 児） (参考：H30) 64%	69.0%	72.2%	(R5に公 表)	(R5) 95%	・子育て支援サービスの認知度向 上に向けたデジタルプロモーション の実施 ・出産・育児応援サイト「こうち ブレまnet」のリニューアル ・多職種が連携した子ども家庭 のアセスメント力や支援力の向上	・広報プロモーションの展開 9/30応援宣言に基づくアクション「スター ト記者発表会」実施 10/1～子育て応援サイト：リニューアル 公開、出会い応援サイト：会費半額割引 キャンペーン実施、SNS広告開始 ＜サイトアクセス数：145,739件、LINE 登録者数：302件（R5.3末）	・認知度が低い「子育て応援の店」を活性 化し、官民協働で子育てに優しい地域づく りを進めることが必要。	○地域全体で子育てを支え合う取り組み の推進（安心して子育てできる体制の強 化）	・子育て応援の店のアプリ化による 子育て支援サービスの利用促進と ブッシュ型の情報発信（地域で 子育てを応援する機運の醸成）	子ども・福祉政策 部	子育て支援課
Ⅲ Ⅱ	(1) (2)	① ①	102	子育て支援の情報発信（こ うちブレまnet等）	出産・育児・子育て応援サイト「ブレま net」の情報発信や相談窓口等によ り、新米ママパパが安心して出産・育 児ができる。	○子育て支援のための情報を随 時発信 ○高知県版父子手帳の作成及 び配布	ブレまnetアクセス件数 (参考：R1) 43,335	－	93,666	145,739	(R5) 140,000	○出産・子育て応援サイトブレま netのリニューアルによる男性の育 児参画を促すコーナーの作成及 び情報提供の実施 ○高知県版父子手帳の増刷及 び配布 ・こうちブレまnetのリニューアルによ る出産・育児に関する支援サービ スの情報提供内容の充実（父 親の育児参画の推進に関する コーナーを作成し情報提供の実 施）	・こうちブレまnetのリニューアル(R4.10月) により新たに「相談したい」というカテ ゴリからの検索が可能となり、相談窓口に関する情 報を充実。 ・新たにLINE開設し、登録すると妊婦や子 育て家庭に対し妊娠周期や年齢に応じた 役立つ情報を発信するブレまLINEを新設 した。 ・サイトアクセス数 145,739件（R3年度 93,666件） ・月平均アクセス数13,249件（R3年度 7,806件） ・父子手帳「パパの本」の増刷及び配布 (247箇所5,418部配布)	・R4年度のアクセス件数がR3年度の約 1.5倍に増加した。 ・妊娠・出産・子育てに関する各種相談窓 口の紹介の充実や、LINEによる妊娠周期 や年齢に応じた役立つ情報の発信など、新 米ママパパが安心して出産・子育てがで きるコンテンツや情報発信が充実した。	・こうちブレまnetのコンテンツの更なる充 実。（新コンテンツ、子育てインタビュー） ・「子育て応援の店」のアプリ化による市町 村や子育て支援サービス機関から子育て 家庭への情報発信の強化	○出産・子育て応援サイトブレま netのコンテンツの充実（新コンテ ンツ、子育てインタビュー） ○「子育て応援の店」のアプリ化によ る市町村や子育て支援サービス 機関から子育て家庭への情報発 信を強化し、地域の子育て支援 サービス等の利用につなげる。 ○高知県版父子手帳の増刷及 び配布	子ども・福祉政策 部	子育て支援課

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果≒年度末実績）					R4				R5	担当部署	担当課
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R4)	【D実行】結果・成果 (R4)	【C評価】実施後の分析、検証 (R4)	【A改善】次年度の取組 (R4)	【P計画】年度計画 (R5)		
Ⅲ Ⅲ Ⅱ	(1) (2) (2)	② ① ①	103	地域包括ケアシステムの構築 （介護サービスの充実・確保）	・在宅での生活を希望される介護が必要な方が、住み慣れた地域で暮らし続けられるようにする。	・「地域包括ケア推進協議体」等を活用した顔の見える関係づくりへの支援 ・地域包括支援センターへの福祉保健所による支援やアドバイザー派遣による支援 ・高知家@ラインを活用した医療と介護の連携の強化	-	-	-	-	-	＜地域包括支援センターの機能強化＞ ①中央西・須崎・幡多福祉保健所管内で、地域包括支援センターへの支援を実施→アドバイザー派遣による個別支援を実施（4市町村14回） ②確認された課題を解決するための新たな取組に繋がるよう支援を実施 ＜高知家@ライン＞ ①中央東・幡多福祉保健所管内において高知家@ライン普及事業を実施 ②その結果、参加施設（累計）は、中央東管内では30施設、幡多福祉管内では117施設に増加	＜地域包括支援センターの機能強化＞ ①R4までに14市町村に介入し、機能強化を支援 ②R5市町村介護保険事業計画策定に合わせて、まだ介入できていない市町村に対しても機能強化策のノウハウを共有することが必要 ＜高知家@ライン＞ ①中央東・中央西・須崎福祉保健所管内の施設においては依然として活用のメリットへの理解が不十分 ②このため、これらの圏域でのさらなる普及活動が必要 c	＜地域包括支援センターの機能強化＞ アドバイザー及び福祉保健所による個別支援を継続 ＜高知家@ライン＞ 中央東・中央西・須崎福祉保健所管内ごとに、高知家@ライン事務局が多職種WGを開催し、活用の理解促進を図り、さらなる普及を推進	＜地域包括支援センターの機能強化＞ アドバイザー及び福祉保健所による個別支援を継続 ＜高知家@ライン＞ ①ニーズ調査を目的としたアンケート実施（5月） ※中央東福祉保健所管内においては実施しない ②多職種WGの開催（5月以降） ③高知家@ラインの試用運用のための端末貸与（随時） ④高知家@ラインの本格運用のための端末購入経費補助（随時）	健康政策部	在宅療養推進課	
Ⅲ Ⅲ Ⅱ	(1) (2) (2)	② ① ①	103	地域包括ケアシステムの構築 （介護サービスの充実・確保）	地域の実情に応じて必要な介護サービスが受けられる	・中山間地域介護サービス確保対策事業を実施する市町村へ支援 ・市町村担当者等の研修会へアドバイザーを講師として派遣し、市町村担当者等のスキルアップを目指す。 ・市町村が実施する住宅等改造補助事業への助成と、適切な改造に向けたアドバイザーの派遣	-	-	-	-	-	・中山間地域介護サービス確保対策事業を実施する市町村へ支援 ・市町村担当者等の研修会へアドバイザーを講師として派遣し、市町村担当者等のスキルアップを目指す ・市町村が実施する住宅等改造補助事業への助成と、適切な改造に向けたアドバイザーの派遣を行う	【中山間地域介護サービス確保対策事業】 ・中山間地域では、利用者が点在しており訪問等の効率が悪く、多様な介護ニーズがありながらもサービスが行き届かない状況がある。中山間地域が置かれた状況は変化していないことから、介護サービスの充実を図るためには引き続き支援が必要 【住宅等改造補助事業】 ・R4住宅等改造アドバイザー派遣事業派遣件数 個人宅5件 ・R4住宅等改造支援事業費補助金助成件数（高齢者用）31件（支え合い用）3件	【中山間地域介護サービス確保対策事業】 ・中山間地域確保対策事業を実施する市町村への支援 【住宅等改造補助事業】 ・現地に住宅等改造アドバイザーを派遣することにより、申請者の身体状況に適した改造をすることにつながった。 ・住宅等改造を支援することで、高齢者が住み慣れた場所で安全な在宅生活が送れるよう住宅のバリアフリー化の推進を図った。（個人用） ・地域での総合的な在宅生活支援に必要な建築物の改造等を支援することにより、在宅福祉施策の促進を図った。（支え合	【中山間地域介護サービス確保対策事業】 ・市町村が実施する住宅等改造支援事業への助成と、適切な改造に向けたアドバイザーの派遣を行う。 ・市町村が実施する市町村担当者及び施工業者等の研修会へアドバイザーを講師として派遣し、市町村担当者等のスキルアップを目指す。	【中山間地域介護サービス確保対策事業】 ・中山間地域介護サービス確保対策事業を実施する市町村へ支援 【住宅等改造補助事業】 ・市町村が実施する住宅等改造支援事業への助成と、適切な改造に向けたアドバイザーの派遣を行う。 ・市町村が実施する市町村担当者及び施工業者等の研修会へアドバイザーを講師として派遣し、市町村担当者等のスキルアップを目指す。	子ども・福祉政策部	長寿社会課
Ⅲ Ⅱ	(1) (2)	① ①	104	相談体制の充実	介護サービス事業者に関する情報や相談窓口の利用により、家庭における介護負担が軽減されている。	・高齢者総合相談センター及び認知症コールセンターについて、住民への周知及び相談体制の更なる充実 ・住民への周知（リーフレット作成等）	-	-	-	-	-	・高齢者総合相談窓口について、住民への周知及び相談体制の更なる充実 ・介護サービス情報の公表制度による介護サービス事業者に関する情報の公表 ・高齢者総合相談窓口実績（4月～3月） 一般相談408件 専門相談26件	・高齢者相談窓口について住民への周知及び相談体制のさらなる充実が必要	・介護サービス情報の公表制度による介護サービス事業者に関する情報の公表 ・高齢者相談窓口の周知を強化	・介護サービス情報の公表制度による介護サービス事業者に関する「介護サービス情報公表システム」での情報の公表 ・相談窓口の更なる周知に向け、リーフレットを作成	子ども・福祉政策部	長寿社会課	
Ⅲ Ⅱ	(1) (2)	① ①	105	フレイル予防の推進	対象者や地域の状況に応じたフレイル予防の推進	・フレイル予防の普及・啓発の実施 ・ガイドラインを活用した市町村での取り組みへの支援	-	-	-	-	-	市町村のフレイル予防を推進するため、以下の取組を実施 ①保健事業と介護予防の一体的実施に取り組む市町村を増やすためのセミナーを開催（6月実施）→参加者106名 ②フレイル予防講演会→4市町村で実施。参加者165名。 ③幡多福祉保健所で市町村のフレイルサポーター養成を支援	①保健事業と介護予防の一体的実施に既に取り組んでいる市町村の事業の質の向上及び、取り組めていない5市町の実施に向けて引き続きセミナーの開催が必要→R4 15市町村→R5 29市町村 ②通いの場等で簡単にフレイルチェックを行いフレイル状態を改善できる環境づくりや、健診や通いの場を利用していない層へのアプローチが必要	①引き続きセミナー、講演会を実施 ②住民自らがフレイルの状態を簡単にチェックできるアプリを導入	①保健事業と介護予防の一体的実施におけるセミナーを開催（6月） ②フレイル予防講演会の実施（11月） ③フレイルチェックアプリの導入（10月）	健康政策部	在宅療養推進課	
Ⅲ Ⅱ	(1) (2)	① ①	106	独居老人等に対するNPOやボランティア活動の促進	独居老人等に対するボランティア活動の促進	・福祉教育基礎講座の開催 ・ボランティアコーディネーター研修事業の実施	-	-	-	-	-	・福祉教育基礎講座の開催 ・福祉教育実践研修の開催 ・ボランティアコーディネーター研修の開催 ・ボランティアチャレンジ体験の実施 ・福祉教育・ボランティア学習協同実践事業の実施	取組番号40で、独居老人等に対するNPO等も包括した支援を実施	-	-	取組番号40の中で包括して支援する	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果≒年度末実績）					R4				R5	担当部署	担当課
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R4)	【D実行】結果・成果 (R4)	【C評価】実施後の分析、検証 (R4)	【A改善】次年度の取組 (R4)	【P計画】年度計画 (R5)		
ⅢⅡ	(1)(2)	①①	106	独居老人等に対するNPOやボランティア活動の促進	引き続き各種セミナー等において、参加者ニーズを把握した取組を実施するとともに、NPOの地域課題解決力が高まるように支援する。	（高知県ボランティア・NPOセンター） 講座等の学習機会の提供 ・NPO法人設立等相談支援・ビズネット（こうちボランティア・NPO情報システム）での情報発信 ・情報誌「手をつなGO」による広報 ・各種研修会等の開催（NPO法人基礎研修、NPO法人実務講座、NPO経営研究会、ファンドレイジングセミナー、ファンドレイザー派遣、ボランティアガイダンス、こうちNPOフォーラムなど） ・ボランティア体験キャンペーン「ナ	NPO法人の増加 370法人 ナツボラ参加者 のべ1,200人 NPOセンター登録団体増 600団体 （H31～R5年度） （参考：H29） 332法人 のべ920人 491団体	－	340法人	342法人	(R5) 370法人 のべ1,200人 600団体	NPO等への活動活性化、財政基盤強化に向けた支援、情報提供	取組番号40で、独居老人等に対するNPO等も包括した支援を実施	－	－	取組番号40の中で包括して支援する	文化生活スポーツ部	県民生活課
ⅢⅡ	(1)(2)	①①	107	男性対象家事・介護の基礎講座の開催	介護に対する県民の理解が深まる。	<高知県立ふくし交流プラザでの講座開催（指定管理者による実施）> 県民介護講座の開催等により介護に対する知識の向上を図る。	－	－	－	－	－	－	【再掲】取組番号22				子ども・福祉政策部	地域福祉政策課
ⅢⅡ	(1)(2)	①①	107	男性対象家事・介護の基礎講座の開催	固定的な性別役割分担意識の解消と、男性の家事・育児・介護への参加促進のため、男性対象家事講座の開催を行う。	・男性講座の開催	－	－	－	－	－	・介護等をテーマに講座を2回実施し、男性の生活自立を目指す。	男性家事・介護基礎講座を開催した。2回 会場15名、オンデマンド36名参加	・オンデマンド配信することにより、来館が困難な介護者の参加につながった。 ・介護食づくりを通して、固定的な性別役割分担意識やワークライフバランスについて考える機会を提供できた。	・男女の性別役割分担意識への気付きと、身辺自立やワークバランスについて考える機会を提供し、男性の家事・育児・介護への主体的な参加を促進する。 ・講座の内容によりオンデマンド配信を検討し、受講者の増加につなげる。	・夏休み親子料理教室、家事講座、介護講座の実施	子ども・福祉政策部	ソーレ
Ⅲ	(2)	①	108	介護予防と生きがいのづくりの推進	・高齢者が、それぞれの地域で活躍し、地域での見守りやボランティア活動などを通じた支え合う地域づくり ・介護予防事業の観点も踏まえた生きがいのづくりの構築 ・高齢者が生きがいを持って暮らし、住み慣れた地域で活躍する社会の構築	・市町村の介護予防事業への専門職派遣を支援 ・高齢者の生きがいや健康づくり ・老人クラブの活動助成	－	－	－	－	－	・市町村の介護予防事業への専門職派遣を支援 ・高齢者の生きがいや健康づくり ・老人クラブの活動助成	・介護予防事業への専門職派遣 1市（高知県リハビリテーション機能三団体協議会より） ・こうちシニアスポーツ交流大会2022：参加者859人 ・高知県オールパワー文化展2022：出展者401人	・市町村の介護予防事業への専門職派遣を実施し、実践も交えた指導を行った。アンケート回答者の9割が「理解できた」と回答し、「今後も運動を続けたい」等の前向きな意見もあった。今後の地域での活動への意欲が高まる機会となった。 ・こうちシニアスポーツ交流大会は、新型コロナウイルス感染対策を行いながら（R3年度721名、138名増）859名の参加があり、ねんりんピックかながわには、135名の選手が参加した。 ・高知県オールパワー文化展は、401人、408点の出品があった。	引き続き、高齢者の生きがいにつながる事業への助成、老人クラブの活動助成を行っていく。	・市町村の介護予防事業への専門職派遣の支援 ・介護予防事業の専門職派遣の活用に向けて、市町村へ周知を図る ・高齢者の生きがいや健康づくり ・老人クラブの活動助成	子ども・福祉政策部	長寿社会課
Ⅲ	(2)	①	109	認知症高齢者施策の推進	・認知症の人やその家族が、自分らしく暮らし続けることができ、認知症があってもなくても同じ社会の一員として、自らの意志に基づいた生活を送ることができる	・認知症コールセンターの住民への周知及び相談体制のさらなる充実 ・講座の講師役であるキャラバンメイトの資質向上により、幅広い人材を活用した講座を展開 ・県民への周知（認知症サポーター養成講座の開催、リーフレットの配布、アルツハイマーデーのイベント、本人発信等） ・県民への周知（リーフレットの配布等） ・研修等の開催（キャラバンメイト、チームオレンジ）	－	－	－	－	－	認知症の普及啓発及び支援体制の充実のため、以下の取組を実施 ○普及啓発 ・高知家希望大使を1名任命 ・認知症サポーター養成講座（県）138名受講 ・キャラバンメイト養成 46名 ・認知症セルフチェックリーフレットを65歳、75歳高齢者へ配布 ○地域支援体制の充実 ・認知症カフェ研修会を開催 166名 ・チームオレンジ市町村向け研修会を開催 20名 ・認知症コールセンターへの相談件数 ・春・秋・年末年始の交通安全運動での交通事故防止に係る広報・啓発 4/6～15、9/21～30、12/6～15・1/10～19 ・高齢者交通事故防止キャンペーン(9～12月)での啓発の実施 ・安全安心まちづくり広報誌（会報、ニュース） ・イベントによる広報啓発 ・高知市老人クラブ連合会女性部、高知県老人クラブ連合会への出前講座実施(11月) ・消費生活センターでの高齢者への出前講座開催実績：9回342名	・高知家希望大使を任命し、本人発信ができる機会を拡充できた ・養成した認知症サポーターが活躍できる場を創出するため、市町村にチームオレンジの整備が必要	・チームオレンジ未設置市町村の立ち上げに向けた支援	<チームオレンジ設置に向けた支援> ・市町村の取組状況及び課題の把握（5月～6月） ・未設置市町村の状況に応じて福祉保健所等と連携した個別支援（7月以降） ・チームオレンジ研修会の開催（11月）	健康政策部	在宅療養推進課	
Ⅲ	(2)	①	110	交通安全、消費生活等に関する情報提供と啓発	（安全安心まちづくり推進） ・安全安心まちづくりに関するイベントの開催 ・地域における高齢者及び高齢者周辺者対象の出前講座の実施（交通安全対策） ・高齢者交通事故防止キャンペーン（9～12月）における各種啓発活動の実施	○春・秋・年末年始の交通安全運動において関係団体と連携し「高齢者の事故防止」に係る啓発の実施 高齢者交通事故防止キャンペーン（9～12月）での啓発の実施 ○安全安心まちづくりイベントの開催 ○高齢者及び高齢者周辺者対象の出前講座の実施	・高齢者の交通事故割合・死者数の割合 ・高齢者への出前講座実績 （参考：R1） 高齢者の交通事故割合44%、死者割合76% 高齢者への出前講座16回、767人	－	－	－	－	・春・秋・年末年始の交通安全運動での交通事故防止に係る広報・啓発 4/6～15、9/21～30、12/6～15・1/10～19 ・高齢者交通事故防止キャンペーン(9～12月)での啓発の実施 ・安全安心まちづくり広報誌（会報、ニュース） ・イベントによる広報啓発 ・高知市老人クラブ連合会女性部、高知県老人クラブ連合会への出前講座実施(11月) ・消費生活センターでの高齢者への出前講座開催実績：9回342名	・R4年の高齢者の交通事故割合は、事故件数48%（451/943件）、死者数は77%（20/26人）を占めており、高齢者の事故防止は依然として大きな課題。 ・R4年の特殊詐欺件数は前年より増加している（高齢者の被害割合は公表なし）。社会情勢に応じて手口が年々巧妙・多様化し新たな手口が出ている。	・特に高齢者の交通事故防止に向け、引き続きキャンペーン等を実施するとともに、自転車ヘルメット着用の努力義務化についてCM等による広報・啓発を行う。（道路交通法の改正により令和5年4月1日から全ての自転車利用者へのヘルメット着用が努力義務化）	・春・秋・年末年始の交通安全運動での交通事故防止啓発 ・高齢者交通事故防止キャンペーン実施 ・安全安心まちづくり広報誌（会報、ニュース）やイベントによる広報啓発 ・出前講座実施（要望に応じて対応）	文化生活スポーツ部	県民生活課	

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果≠年度末実績）					R4				R5	担当部署	担当課	
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R4)	【D実行】結果・成果 (R4)	【C評価】実施後の分析、検証 (R4)	【A改善】次年度の取組 (R4)	【P計画】年度計画 (R5)			
Ⅲ		(2)	①	111	地域における相談支援体制の充実強化と社会参加の推進	・障害者等用駐車場の適正な利用が図られる。 ・障害のある人もない人も安心して暮らせる「ひとにやさしいまちづくり」の実現	・民間事業者等に協力施設への登録依頼を継続し、特にプラスワン駐車場の拡充を図る。 ・広報紙やテレビ、ラジオなど、様々な広報手段を通じて、制度が県民に正しく認知され、障害者等用駐車場の適正利用が徹底されるよう、制度の普及啓発を図る。	(R3～R7) 新規対象スペース 50台 (車椅子用及びプラスワンの合計台数) (参考) R3.3末時点の登録数 車椅子用：1,670台、プラスワン：507台	8台 (新規実績)	30台	55台（新規実績 R3:30台、 R4:25台）	50台	・制度の正しい認知の向上 ・協力施設及び対象スペースの増加	○アウトプット（結果） ・新規協力施設：3施設 ・新規対象スペース：車椅子用23、プラスワン2 ・新規利用証交付数：2,026件 ○アウトカム（成果） ＜累計＞ ・協力施設：1,204施設 ・対象スペース：車椅子用1,708、プラスワン520 ・利用証交付数：24,721件（10%増）	・利用証発行数は増加していることから、民間事業者等に協力施設への登録依頼を継続して実施し、対象スペース増加につなげていく必要がある。	・テレビやラジオでの広報など様々な機会をとらえて広く情報発信を行い、制度の広報と適正利用の周知を図る。 ・未登録の民間事業者等に登録依頼を行う。	・制度の正しい認知の向上 ・協力施設及び対象スペースの増加	子ども・福祉政策部	障害福祉課
Ⅲ		(2)	①	112	障害者の就労促進と工賃アップ・働く場の確保	障害者の特性等に応じて安心して働ける体制の整備 ・企業における障害者雇用の推進 ・障害者の実習・職業訓練の拡充 ・多様な働き方の推進 福祉事業所の工賃向上に向けた支援	・法定雇用義務企業（法定雇用未達成企業中心）への個別訪問 ・障害特性に応じた職業訓練の実施 ・テレワークや農福連携、短時間勤務雇用の推進により、障害者の社会参加を促進 ・工賃向上計画の策定 ・工賃向上アドバイザー派遣制度の実施 ・企業訪問・障害者職業訓練 ・工賃向上アドバイザー派遣事業 ・就労体験拠点設置事業 ・在宅就業促進支援事業（お試しテレワーク、支援員向け研修） ・テレワーク合同企業説明会 ・障害者雇用促進セミナー ・農福連携促進事業 等	ハローワークを通じた就職件数 平均工賃月額 (参考：R1) 617人 20,005円	(HW) 565件 (平均工賃月額) 20,310円	(HW) 617件 (平均工賃月額) 20,597円	(HW) 6月下旬公表予定 (平均工賃月額)調査中 20,969円	障害者職業訓練の内容強化及び件数拡大 共同受注窓口機能の活性化	○アウトプット（結果） ・訪問等企業数：311社 ・障害者職業訓練（知識・技能、実践能力）受講者数：28人 ・工賃向上アドバイザー派遣事業申請事業所数：6事業所 ・共同受注窓口の営業担当職員の訪問件数：204件 ○アウトカム（成果） ・障害者職業訓練による就職者数：15人 ・共同受注窓口によるマッチング件数：17件	・障害者職業訓練の受講者数については、昨年度よりも減少したが、就職者数は微増 ・新型コロナウイルス感染症に加えてエネルギー・物価高騰の影響より生産活動収入が減少している就労継続支援事業所がある	・過去の訪問実績を分析し、優先順位（見学や訓練につながる可能性）をつけた効果的な企業訪問を実施 ・実践能力習得訓練の件数拡大 ・共同受注窓口機能の活性化 ・工賃等向上アドバイザーの活用促進 ・就労継続支援事業所が生産する商品等を紹介するHPによる情報発信	・障害者職業訓練の件数拡大 ・共同受注窓口機能の活性化 ・工賃等向上アドバイザーの活用促進 ・就労継続支援事業所が生産する商品等を紹介するHPによる情報発信	子ども・福祉政策部	障害保健支援課	
Ⅲ		(2)	①	113	日本語ボランティア講師の養成（高知県国際交流協会）	日本語ボランティアの人数・質が充実し、地域における日本語教育に参画することで、外国人が暮らしやすい地域づくりに繋がっている。	日本語教室未開催の地域への立ち上げ支援を継続するとともに、登録済みボランティアの能力の維持・向上に努める。 ①高知県日本語教育推進会議での県の基本的な方針の策定 ②地域における日本語教室スタートアップ事業	-	-	-	-	-	①日本語教育関係者、有識者等からの意見を踏まえた方針案の策定 ②日本語教育の開設（ニーズ調査）に向けた市町村へのアプローチ ③協会が行う講座の認知度の向上	①日本語教育推進会議の開催（2回）、日本語教育担当者会の実施（2回）、県内在住の外国人等への日本語教育実態調査の実施（1回）等 ②新規開設：香南市、四万十市、室戸市（安芸市は開設前の事前交流会を実施） ③日本語教室が掲載されたチラシ等の配布	①日本語ボランティア養成とスキルアップの継続した取組が必要 ②安芸市についてはR5年度に開設予定 ③講座について、SNS等による告知方法の多様化が必要	①新規教室の開設に向け、市町村へのアプローチを実施 ②教室の新規開設：安芸市、芸西村、日高村 ③協会が行う講座の認知度の向上	文化生活スポーツ部	文化国際課	
Ⅲ		(2)	①	114	ホームページやブログ、生活情報誌などによる情報提供（高知県国際交流協会）	県や高知県国際交流協会の多文化共生・国際交流に関する活動が、広く市町村、地域住民、在住外国人に認知されている	機関誌及び生活情報冊子、またインターネット等を活用した情報発信により、生活に必要な情報、イベント等の案内や防災に関する情報を在住外国人等に提供する。 ①機関誌及び生活情報冊子の発行 ②インターネット（HP、Facebook、メールマガジン）を活用した情報発信	-	-	-	-	-	①機関誌及び生活情報冊子の配置場所等の見直し ②フォロー数確保、活用する媒体の集約等	①TosaWave(9月号,2月号)の発行(9月2,000部,2月1,800部) ②ホームページ更新回数：63回 Facebook：96回（フォロー数：R4-866、R3-769） メールマガジン発行数：0回（登録者数265名）	①幅広い層の県民の手に届くよう、配置場所等の定期的な見直しが必要 ②インターネット媒体について、より訴求性の高い媒体への集約が必要	①機関誌及び生活情報冊子の発行 ②インターネット（HP、Facebook）を活用した情報発信（メールマガジンはR5から廃止予定）	①機関誌及び生活情報冊子の配置場所等の見直し ②フォロー数確保、活用する媒体の集約等	文化生活スポーツ部	文化国際課
Ⅲ		(2)	①	115	在住外国人への防災・災害情報提供（高知県国際交流協会）	災害発生時、高知県災害多言語支援センターの開設により必要な情報が多言語で発信できるとともに、災害時の外国人支援に向けた啓発が十分にされている。	在住外国人を南海トラフ地震から守ると共に、外国人の自助・共助の取り組みを支援する仕組みを構築するための取り組みを実施する。	-	-	-	-	-	〈第5期南トラ地震対策行動計画〉 第5期計画に基づく取組を推進（R3年度中に策定） ・在住外国人にとって関心の深いテーマの設定	①冊子等を通じた外国人への啓発 ②災害多言語支援センターによる外国人への情報支援の訓練等 ③地震をテーマとした防災学習会を開催	①各市町村におけるR4年度の平均配布率は49%であった。 ②センターの開設・運営マニュアルにおいて、運営場所や人員確保（人数、センターへの移動手段）等の課題が明らかとなった ③3/9、3/10の2日間開催：計18人が参加	①県内在住の全外国人へ配布されるよう啓発を行っていく。 ②R4年度の課題解決も含めた訓練の実施 ③外国人の関心の高い学習会の開催	①冊子等を通じた外国人への啓発 ②災害多言語支援センターによる外国人への情報支援の訓練等 ③防災学習会の開催	文化生活スポーツ部	文化国際課
Ⅲ		(2)	①	116	語学ボランティアを対象とした通訳・翻訳講座の開催（高知県国際交流協会）	登録されている語学ボランティアが自らの能力・知識を高めるための学習の機会が提供されており、県や国際交流協会の取組に意欲を持って貢献することができる	講座により語学ボランティアのスキルアップに努めるとともに、災害時の外国人支援など重要性の高いテーマについて啓発を行う	-	-	-	-	-	〈第5期南トラ地震対策行動計画〉 第5期計画に基づく取組を推進（R3年度中に策定） ・講座を未受講のボランティアに向けたアプローチ・ボランティア活用方法の見直し	災害時の外国人支援を支援するためのセミナーを開催	1/22に「災害時の外国人支援とやさしい日本語セミナー」を実施	災害発生時に外国人に必要な内容を支援を学ぶセミナー等を開催	〈第5期南トラ地震対策行動計画〉 災害発生時に外国人に必要な内容を支援を学ぶセミナー等を開催	文化生活スポーツ部	文化国際課
Ⅲ		(2)	①	117	外国人が安心して相談できる体制の充実（高知県外国人生活相談センター）	在留外国人が生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができる。	在留外国人に対して、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、多言語で情報提供及び相談を行う。	相談件数	493件	555件	638件	〈R5〉 400件	・リーフレット等による広報 ・法律相談会の期間を1日から1週間に延長 ・市町村と連携し、オンライン相談ができる仕組みづくりを検討	○アウトプット（結果） ・出張相談会の開催（四万十市、南国市、土佐市） 相談件数 36件 ○アウトカム（成果） ・相談件数 638件	・相談対応の積み重ねや広報活動の成果もあり、相談者数や相談件数が増加している。 ・出張相談会の開催により各地域の外国人や事業所に対する支援ができた。 ・オンライン相談ができる体制を構築した。	・ココフォールの認知度を向上させるため、引き続き、リーフレット（ココフォレガイド）や広報紙（ココフォレニュース）を活用する。 ・出張相談会を継続して開催する。（四万十市、南国市、土佐市）	・リーフレット等による広報 ・出張相談会や各種イベントへの出展 ・HPの内容を更新し、相談者が必要とする情報へのアクセスの改善や相談フォームの改良を行う。	商工労働部	雇用労働政策課

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果≒年度末実績）					R4				R5	担当部署	担当課
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R4)	【D実行】結果・成果 (R4)	【C評価】実施後の分析、検証 (R4)	【A改善】次年度の取組 (R4)	【P計画】年度計画 (R5)		
Ⅲ	(2)	①	118	就労相談の実施	高知県就職支援相談センター（ジョブカフェこうち）において、きめ細やかな相談を始め、求職者の状況や段階に応じた支援を通じて、ミスマッチのない円滑な就職と職場定着につなげ、県内企業における人材の確保・育成・定着を図る。	キャリアコンサルタントが担当制できめ細やかな相談対応を行う（かかりつけ相談体制） ＜支援対象者の掘り起こし・窓口誘導＞ 広報（広報誌、メールマガジン、SNSを通じてWEB広告等によりHPへ誘導）、出張相談会 ＜就職相談＞ かかりつけ相談体制、対面・電話・オンライン ○ひとり親家庭支援センター （R4.4月～名称を変更）の体制強化を行い、就業実績の向上を図る。 ○ひとり親家庭の親が、就職やキャリアアップのために職業訓練等を受講する場合等に、給付金を支給する。 ○母子父子寡婦福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布	－	－	－	－	就職氷河期世代の利用者の更なる拡大 ・テレビCM等広報の強化 ・好事例の発信	○アウトプット ・相談件数：2,436件、相談実人数：742人 ・新規登録者数：720人 ・就職支援計画書作成件数：275件 ○アウトカム ・就職者数：610人＊併設ハローワーク含む	相談件数や新規登録者数は前年を上回ったが、就職支援計画書作成件数や就職者数が前年を下回った。今後、分析が必要。	・テレビCMの通年放映、リスティング広告等SNSを活用した情報発信など広報の強化により、就職氷河期世代の相談の更なる掘り起こしを図る。 ・大型商業施設や大学寮等での出張相談会実施によりジョブカフェの支援内容の周知を積極的に行うと共に相談の機会を増やす。	・広報の強化(テレビCMの通年放送、リスティング広告等) ・企業との「出会いイベント」の開催回数増（1→2回） ・大型商業施設での出張相談会回数増(1→2回)	商工労働部	雇用労働政策課	
Ⅲ	(2)	①	119	ひとり親家庭等自立支援事業	・ひとり親家庭が自立し、経済的に安心して暮らし、子どもたちが夢と希望を持って育つことができる環境を整えること。 ・ひとり親家庭への経済支援に関する情報が確実に届き、安定的な就労収入等を得るための相談支援体制が充実していること。	（R4.4月～名称を変更）の体制強化を行い、就業実績の向上を図る。 ○ひとり親家庭の親が、就職やキャリアアップのために職業訓練等を受講する場合等に、給付金を支給する。 ○母子父子寡婦福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布	勤務先での正規雇用率（母子世帯） （参考：H27）56.7%	－	(R3.8) 53.7%	－	(R5) 65%	○センターでの就業相談、法律相談、自立支援プログラムの策定 ○ひとり親家庭自立支援給付金の支給 ○ひとり親家庭のための各種支援制度の周知・広報 ・アプリによるプッシュ型の情報提供 ・関係機関との連携強化	・センター相談件数1,713件（うちLINE405件） ・法律相談105件 ・公式LINE登録者数1,843人 ・アプリによるプッシュ型の情報提供件数85件 ・高等職業訓練給付金3件 ・自立支援教育訓練給付金1件	・公式LINEのリニューアルにより、登録者数が大幅に増加し、ひとり親家庭に必要な情報に接する機会の増加につながった。 ・LINEでの相談が可能になったことにより、相談件数が大幅に増加した（来所しなくても、気軽に相談できる体制が整った）。 ・自立支援給付金の申請件数は微減傾向にある。	・「ひとり親家庭相談支援アプリ」を活用した情報発信 ・オンライン相談の実施 ・法律相談、専門家相談の継続 ・アプリを活用した給付金等支援制度の周知	○センターでの就業相談、法律相談、自立支援プログラムの策定 ○ひとり親家庭自立支援給付金の支給 ○ひとり親家庭のための各種支援制度の周知・広報 ・アプリによるプッシュ型の情報提供 ・関係機関との連携強化	子ども・福祉政策部	子ども家庭課
Ⅲ	(2)	①	120	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	・ひとり親家庭が自立し、経済的に安心して暮らし、子どもたちが夢と希望を持って育つことができる環境を整えること。 ・経済的に厳しいひとり親家庭に貸付を行い、その家庭の自立支援や子どもの健全育成を図るもの。	○母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦に各種資金を貸付 ○ひとり親家庭等福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布 ○貸付制度の周知方法の拡充	制度の周知度	－	－	－	－	○母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦に各種資金を貸付 ○ひとり親家庭等福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布 ○貸付制度の周知方法の拡充 ・アプリによるプッシュ型の情報提供 ・関係機関との連携強化	・貸付件数 44件 ・貸付金額 26,024,811円 ・ひとり親家庭等福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布 17,000部 ・市町村役場及び県福祉保健所担当者向けに担当者会を実施（R4.10月）	・修学資金の貸付けの増加に伴い、件数、金額ともに前年度より増加した。 【R3年度実績】 ・貸付件数 41件 ・貸付金額 23,350,894円	・ひとり親家庭等福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布 ・市町村及び県福祉保健所担当者向けに担当者会を実施	○母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦に各種資金を貸付 ○ひとり親家庭等福祉のしおりをひとり親家庭及び関係機関へ配布 ○貸付制度の周知 ・アプリによるプッシュ型の情報提供 ・関係機関との連携強化	子ども・福祉政策部	子ども家庭課
Ⅲ	(2)	①	121	社会的自立に困難を抱える若者への支援	中学校卒業時や高等学校中途退学時の進路未定者、ニートやひきこもり傾向にある若者、及び就職氷河期世代（概ね40歳代）のうち長期無業であった方やひきこもり傾向にある方に対して、「若者サポートステーション」を核とした修学や就労に向けた支援を行うことで、社会的自立を促進する。	○若者サポートステーションの支援の充実（委託） ○関係機関との連携強化のための連絡会の開催 ○アウトリーチ型支援の充実 ○学校と連携した在校生への早期支援 ○支援員の資質向上のための「若者はばたけプログラム」活用研修会の開催 ○支援体制の強化 ○中学校卒業時進路未定者の支援状況の確認 ・若者支援員による就労・修学支援や臨床心理士等によるカウンセリング ・就労につながる各種セミナーや職場見学、職場体験など ・アウトリーチ型支援による訪問支援・送迎支援・関係機関との連携支援 ・国・県・市町村、学校、各種支援機関等の関係機関との連絡調整	若者サポートステーション利用者の進路決定率（単年度） 40%以上	42.8%	39.5%	36.0%	(R6) 40%以上	・関係機関との連携を深めるために、事業説明を行う。 ・支援機関と連携し、支援対象者への誘導依頼を実施	○結果 ・地区別連絡会・高等学校担当者会参加者：129人 ・就職氷河期世代支援に携わる支援者研修会（講座Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）参加者：104人 ○成果 ・進路決定者数：204人（36.0%）	・地区別連絡会・高等学校担当者会の参加者は昨年度より微増新たに高等学校12校が参加 ・支援者研修会の参加者は、昨年度と比較して2倍以上となり、うち、学校、市教育委員会、市教育研究所及び心の教育センターからの参加者数は全体の26.9%であった。ロールプレイでの体感的な学習、支援内容や方法など意見交換の機会にもなったことで、参加者からは多くの高い評価を得た。	・R5年度は、高卒認定試験などに向けた修学支援、各種セミナーなどによる就労支援をより一層充実させ、進路決定率の達成を目指す。 ・多様な事情を抱える支援対象者に対応する支援者のスキル向上と各地域における支援の充実を図るため、研修会を継続して実施 ・各支援機関及び教育機関との関わりを通して事業の周知を継続して行う。	地区別連絡会や高等学校担当者会の開催、及び就職氷河期世代支援に携わる支援者研修会の開催を通じて、支援対象者への支援につなげる。	教育委員会	生涯学習課
Ⅲ	(2)	①	122	民生委員・児童委員活動の充実	・活動費に対する助成 ・必要な知識、技術の習得のため研修を充実・強化 ・活動への住民の理解を進めるための広報・啓発を推進	・複雑化する地域ニーズに対応できるよう研修の充実を図る ・活動ハンドブックの活用 ・協定事業者の拡充 ・県広報等を活用した住民への活動の周知・理解の促進 ○活動費に対する助成 ○経験年数等に合わせた段階的な研修の実施 ○市町村等に対して、各市町村における担い手確保のための様々な取組を情報共有 ○民生委員・児童委員活動の県民への周知 ○見守り協定の締結	－	－	－	－	－	○アウトプット 1. 民生委員・児童委員活動補助金による活動支援 45団体 2. 民生委員・児童委員に対する研修の実施 会長・副会長研修：2会場（115名） 中堅研修：2会場（77名） 3年目研修：1会場（42名） 2年目研修：1会場（36名） 1年目研修：7会場（373名） ・見守り協定の締結（3社） ○アウトカム 1. 研修を通じて民生員活動の理解が深まり、今後の活動の充実を図ることができた。 2. 住民の方々と接することの多い事業者との連携により重層的な見守りネットワーク	1. 活動費への助成や各種研修等により、民生委員・児童委員の活動をバックアップすることができた。 2. 複雑化する地域課題への対応と負担軽減のための、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりが必要。	1. 各市町村の民生委員・児童委員活動に対する助成。 2. 資質向上のための研修の実施 3. 県広報等を活用した民生委員・児童委員活動の地域住民への周知。	1. 各市町村の民生委員・児童委員の活動費に対して助成を実施（45団体） 2. 資質向上のための研修の実施（新任1～3年目、中堅、会長・副会長対象） 3. 見守り協定による地域見守りネットワークづくり	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	
Ⅲ	(2)	①	123	多様な性の理解に向けた広報・啓発	性の多様性について社会的な理解促進を図り、互いに認め合える社会。	ソールで実施しているセミナーや講演、広報誌等で広報・啓発実施。	－	－	－	－	－	セミナーや広報等の啓発活動の適宜実施。	SOGI講座『LGBTsの多様な生き方は社会のチカラ』令和4年9月4日参加人数 会場16人、オンライン13人 ・出前講座LGBTs、ジェンダー関連 10件	学校や役場からのLGBTs関連の出前講座依頼が10件あり、関心の高まりがうかがえる。	セミナーや広報等の実施により継続的な啓発を行う。	SOGI講座9月2日（土）開催予定	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果≒年度末実績）					R4				R5	担当部署	担当課
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R4)	【D実行】結果・成果 (R4)	【C評価】実施後の分析、検証 (R4)	【A改善】次年度の取組 (R4)	【P計画】年度計画 (R5)		
Ⅲ	(2)	①	124	本人の了承を得ない性的指向・性自認の暴露（アウティング）やSOGIハラスメントの防止	性の多様性について社会的な理解促進を図り、互いに認め合える社会。	ソーレで実施しているセミナーや講演、広報誌等で広報・啓発実施。	－	－	－	－	－	セミナーや広報等の啓発活動の適宜実施。	【出前講座】ソーレ LGBT s、ジェンダー関連 10件 【講師派遣事業】人権啓発センター ・性的指向・性自認についての研修回数：22回 出席者：523人	【出前講座】 学校や役場からのLGBT s 関連の出前講座依頼が10件あり、関心が高まっていることが推測される。 【講師派遣事業】 ・自治体や企業等のニーズに応じた講師派遣を行い、リモート研修にも積極的に対応した。	【出前講座】 ・セミナーや広報等の実施により継続的な啓発を行う。 【講師派遣事業】 ・自治体や企業等への継続的な啓発を行う。	【出前講座】 ・広報の実施 ・依頼に応じて講師を派遣 【講師派遣事業】 自治体や企業、各種団体が行う人権啓発研修に研修講師や登録講師を派遣し、研修を行う。	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
Ⅲ	(2)	①	125	行政手続きにおける配慮の推進	身体の性と自認している性が異なっているなどの理由により、性別記入のある行政サービスが受けにくいと感じている方への配慮をするともに、職員一人ひとりがSOGIへの理解をより深める	県が県民に性別の記入を求める、又は、県民に配付する書類に性別が記入されている場合、業務上、性別情報が必要か、適宜確認する。新たに作成される申請書についても同様	－	－	－	－	－	県民に提出を求める行政文書において、業務上、性別情報が必要か適宜見直しを図る。	◆アウトプット 行政文書における性別欄の見直し ◆アウトカム 14の行政文書等において削除または任意様式へ変更 例）申請書様式、研修受講申込フォーム等	性別欄の削除以外にも、任意記載様式への変更といった県民への配慮が可能な文書があることから、引き続き、文書の見直しを全庁へ呼び掛けていく。	県民に提出を求める行政文書において、業務上、性別情報が必要か見直しを図る。	県民に提出を求める行政文書において、業務上、性別情報が必要か適宜見直しを図る。	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
Ⅲ Ⅲ	(3) (4)	① ①	126	女性問題解決・男女共同参画推進に向けた相談事業	一般相談、法律相談、こころの相談、男性相談を行うことで、女性問題解決および男女共同参画の啓発・推進を図る。	・相談の実施 一般相談、法律相談、こころの相談、男性相談、にじいろコール	こうち男女共同参画センター「ソーレ」における男性相談件数	57件	53件	60件	－	県内全域への周知	○アウトプット ・一般相談 1,951件 ・法律相談 月2回(1回4名まで) 90件 ・こころの相談 月2回(1回2名まで) 42件 ・男性相談 月3回(1回2名まで) 60件 ・性的少数者対象：にじいろコール～LGBTsに関する相談～ 月1回 21件 ○アウトカム（成果） ・相談の実施により、女性問題の解決及び男女共同参画の啓発・推進が図られた。 ・相談の多い内容について相談関連講座を実施した。2講座、64名参加	一般相談件数は前年並、法律相談・こころの相談・男性相談の相談件数は前年度より増加した。	・県内全域に相談事業の周知を図る。 ・男性相談：相談回数を月3回から4回に増やす。 ・にじいろコール：若年層等が相談しやすいようフリーダイヤルにする。	・県内全域への周知 ・各種相談の実施	子ども・福祉政策部	ソーレ
Ⅲ Ⅲ	(3) (4)	① ①	127	人権相談の実施	－	ホームページ等で広報し、来所や電話等による人権相談に対し、関係機関と連携しながら対応していく。	－	－	－	－	－	相談者の要望に沿った専門機関等の紹介	・人権啓発センター：相談件数 53件（うち女性の人権に関する相談は2件） ・人権・男女共同参画課：相談件数13件（うち女性の人権に関する相談は1件）	複雑化、多様化してきている人権相談に適切に対応するため、関係機関との連携や相談者の要望に沿った専門機関等の紹介を行っていく。	インターネット上の誹謗中傷等の被害者の救済措置にも取り組む。	・インターネット上の人権侵害に関する弁護士無料相談窓口を設置（月1回）	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
Ⅲ	(3)	①	128	生涯にわたるスポーツ活動の推進	県内各地において、地域のスポーツ活動拠点が機能しスポーツ環境が整っている。	子どもや障害者のスポーツ環境づくり ・子どもが活動できる新たなサークルの立ち上げや、運動部活動の地域連携など、市町村の取組を支援 ・高知県スポーツコミッション等の協力を得て、広域エリア(6エリア)ごとの課題解決に向けた取組を実施 ・障害者スポーツセンターを核となり、地域のスポーツ活動と障害当事者とのマッチングや、障害者の活動をサポートする人材の育成、地域ごとに関係者が連携して対応する体制づくりを実施	①子どものスポーツ環境づくりについて、関係者が連携して対応する体制をつくり、取り組んでいる市町村数 ②広域で連携した取組ができているエリアの数 ③障害者スポーツセンターと連携し、地域の活動支援を行う体制ができているエリアの数	－	－	① 9 ② 0 ③ 1	① 24 ② 4 ③ 4	・拠点のある市町以外も対象とした広域的な活動の促進 ・市町村担当者との地域単位での意見交換会の実施等を通じた広域のマッチング ・リモート機器を活用した活動展開	＜アウトプット＞ ◇拠点のある市町以外も対象とした広域的な活動の促進 ・地域スポーツハブ促進委員会への参加（計16回） ◇市町村担当者との地域単位での意見交換会の実施等を通じた広域のマッチング ◇リモート機器を活用した活動展開 ・地域スポーツハブコーディネーター及び市町村担当者との情報交換会（5月） ＜アウトカム＞ ・地域スポーツハブにおける事業活動の実施件数（9市町107事業） 南国市（15）、土佐市（20）、土佐清水市（17）、室戸市（11）、香南市（10）、四万十町（11）、安芸市（9）、宿毛市（6）、須崎市（8） ※内、広域の取組：10件 ・リモートによるスポーツ参加延べ人数 地域スポーツハブ等：5,961人 県立スポーツ施設：1,687人 合計7,648人	・地域スポーツハブの拠点が無い市町村の、地域スポーツの課題解決につながる取組が推進するよう、地域スポーツハブや高知県スポーツコミッションとのつなぎや取組の後押しが必要 ・地域において子どもがスポーツに出会い、スポーツを続けられる環境が十分でない。 ・障害者が活動ができる団体等が一部の地域に偏るなど、身近な地域でスポーツに親しめる環境が十分でない。	・子どもや障害者を含め誰もが参加できるスポーツ環境づくりの推進 ・リモートでスポーツ教室や研修等の充実	○子どもや障害者のスポーツ環境づくりの推進 ①市町村の取組への支援 ・子どものスポーツ環境整備事業費補助金による財政支援（4月～3月） ②広域で連携する取組の推進 ・広域スポーツハブ促進委員会の設置（6月） ・複数の市町村が連携する取組のアクションプランの作成（3月） ○リモートでスポーツ教室や研修等の充実 ・総合型地域スポーツクラブ等のリモート機器を活用した健康づくりや生きがいづくりの取り組みへの支援（4月～3月） ・リモートによる地域のスポーツ指導者等へスポーツ指導や研修の実施（4月～3月）	文化生活スポーツ部	スポーツ課
Ⅲ	(3)	①	128	生涯にわたるスポーツ活動の推進	・より質の高い1万人規模の大会が継続されている。 ・男女を問わず幅広い世代が高知龍馬マラソン大会に関わり「みる」「する」「ささえる」スポーツが広がっている。	高知龍馬マラソンの開催 ・参加者1万人規模の大会継続に向けて、ランナーにとって、より「安心・安全」な大会運営及び魅力ある大会づくりを実施。 ・障害のある人や特別な配慮が必要な人もより安心・安全に参加することができる多様性を重視した大会として魅力ある大会づくり（ファンランを含めた）を実施。	高知龍馬マラソン大会のエントリー数 （参考：R1）13,702人	－	－	8,007人	10,000人以上	－	○アウトプット ・高知龍馬マラソン実行委員会令和4年度第1回総会（7月） ・第2回総会（2月）開催 ・新型コロナウイルスの感染症対策の実施 ○アウトカム ・高知龍馬マラソン2023大会開催(2/19) ＜フルマラソン＞ エントリー数：8,007名（男性：6,198、女性：1,809） 出走者数：6,988名（男性：5,368、女性：1,620） ＜ファンラン＞ エントリー数：229名（車いす：19名 18歳未満：210名） 出走者数：206名（車いす：17名 18	・3年ぶりの開催が実現し、安心・安全な大会運営が行えた。 ・コロナ禍で参加者数が伸び悩み、見込み（12,000人）を下回る結果となった。	・安心・安全な大会開催の継続。 ・第10回記念大会であることも生かし、参加形態の工夫や魅力的な企画実施を行うこと等により、一層の参加者を募る。	・安心・安全な1万人規模の大会開催に向け準備（4～2月） ・第10回記念大会にふさわしい、参加形態の工夫や魅力的な企画の検討準備（4～2月） ・実行委員会総会の開催（6月、2月） ・高知龍馬マラソン2024の開催（2024年2月18日）	文化生活スポーツ部	スポーツ課

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果≒年度末実績）				R4				R5	担当部署	担当課	
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R4)	【D実行】結果・成果 (R4)	【C評価】実施後の分析、検証 (R4)	【A改善】次年度の取組 (R4)			【P計画】年度計画 (R5)
Ⅲ	(3)	①	129	妊産婦に対する禁煙、受動喫煙の害の啓発	・妊産婦の喫煙率の改善 ・受動喫煙を受ける機会の減少	・赤ちゃん会等イベントでの禁煙相談及び受動喫煙防止普及啓発 ・禁煙支援に携わる支援者のスキルアップ研修を実施 ・改正健康増進法の全面施行に伴う各事業者等へ受動喫煙防止対策の徹底	成人の喫煙率 (参考：H28) 男性28.6% 女性7.4%	－	令和4年度 県民健康・栄養調査で確認	男性27.0% 女性6.4%	(R5) 男性20%以下 女性5%以下	世界禁煙デー・週間に保健所や事業者と集中的に周知啓発を実施	【結果】 ・世界禁煙デー・週間にあわせた周知啓発各福祉保健所や市町村によるポスターの提示（県内20箇所以上で掲示） ・とさ禁煙サポーターズフォローアップ講習会を実施（2月） 受講者数：88名 ・高知家健康チャレンジによる禁煙の呼びかけ 【成果】 周知によって、県民の禁煙への行動変容を促すとともに、禁煙指導を目指す指導者のスキルアップを図ることができた。	赤ちゃん会が中止となり、イベントでの普及啓発はできなかったが、喫煙が及ぼす健康被害や禁煙の重要性の周知を継続することによって、喫煙者の行動変容につながる。	世界禁煙デー・週間に保健所や市町村と集中的に周知啓発を実施	・世界禁煙デー・週間に保健所や事業者と集中的に周知啓発を実施（赤ちゃん会は中止） ・喫煙をやめたい人がやめられるように、効果的な禁煙指導を目指す指導者のスキルアップ研修を行う。（とさ禁煙サポーターズフォローアップ等） ・「高知家健康チャレンジ」による禁煙の呼びかけ	健康政策部	保健政策課
Ⅲ	(3)	①	130	禁煙治療につなぐ支援体制の充実	喫煙をやめたい人がやめられるように、より効果的な禁煙治療や保健指導が実施されるよう、関係者のスキルアップを行う。	・禁煙支援・治療のための指導者養成講習（e－ラーニングを活用した講習）及びフォローアップ	・禁煙支援・治療のための指導者養成講習（e－ラーニングを活用した講習） ・成人の喫煙率 (参考) 修了者数：52名 喫煙率：平成28年 男性28.6% 女性7.4%	－	(修了者数) R3：47名 (喫煙率) R3：令和4年度県民健康・栄養調査で確認	(修了者数) 修了者数は未把握（講習が申込制でなかったため） (喫煙率) 男性20%以下 女性5%以下	(R5) (修了者数) 70名以上 (喫煙率) 男性20%以下 女性5%以下	禁煙治療や保健指導を行う関係者のスキルアップが図られるよう、講習による支援を継続し、効果的な禁煙指導につながるよう支援していく。	【結果】 ・特定保健指導従事者育成研修会（全2回、リモート開催） 受講者数：205名 (R4.6.24、10.18) ・とさ禁煙サポーターズフォローアップ講習会を実施（2月） 受講者数：88名 【成果】 禁煙治療や保健指導を行う関係者のスキルが向上し、より効果的な保健指導が実施できる体制となった。	喫煙に関する治療や指導を行う関係者についてスキルアップを促し、現場の体制強化につながった。今後も継続した取り組みが必要。	禁煙治療や保健指導を行う関係者のスキルアップが図られるよう、講習による支援を継続し、効果的な禁煙指導につながるよう支援していく。	・禁煙治療や保健指導を行う関係者のスキルアップが図られるよう、講習による支援を継続し、効果的な禁煙指導につながるよう支援していく。	健康政策部	保健政策課
Ⅲ	(3)	①	131	性差に応じた健康支援（がん検診）	・がん検診の受診促進 検診の意義・重要性の周知 ・利便性の向上 乳・子宮頸がんの医療機関検診の周知	・TV、WEB、SNS等による受診勧奨 ・検診実施医療機関一覧の作成、配布	がん検診受診率 (40-50代、地域＋職域) (参考：R1) 子宮頸がん 46.0% 乳がん 51.2%	47.1% 0.3%	47.3% 50.5%	※R6年度受診率 子宮頸がん：50%以上 乳がん：受診率の上昇	(R5公表)	・中小企業事業者への広報強化 ・国保被保険者への広報強化 ・委託業務仕様書の見直し ・チラシ内容の見直し ・HP内容の充実(HPVワクチンとセットの周知) ・広域検診で子宮頸がん限定の日を設定	・商工関係団体の会員へ受診勧奨の実施 ・森林組合及びJA会員へ受診勧奨の実施 ・国民健康保険課からの特定健診受診勧奨送付物にがん検診リーフレットを同封 ・子宮頸がんチラシ及びHP更新（HPVワクチンをセットで啓発） ・子宮頸がん無料検診イベントの実施	・市町村への受診促進補助金について、検診受診率が上がるなど一定成果が出ているため見直しが必要 ・働きざかり世代の利便性向上のため、がん検診のWEB予約化の支援が必要 ・未受診者の職業は農林業、自営自由業、主婦・主夫・無職が多いため、国保加入者に向けた周知強化が必要 ・検診全体の60%を事業所検診が占めるため、検診受診率及び精密検査受診率向上に向けて事業所への周知強化が必要	・受診促進補助金メニューにがん検診のWEB予約に対する支援を追加 ・国保加入者への周知強化 ・事業所への周知強化	・健康バスポートアプリを活用した受診促進 ・市町村によるWEB予約システム導入の支援 ・精密検査を受けられる医療機関リストの作成、公開 ・企業向けリーフレットの作成 ・市町村への受診促進補助金の見直し ・WEB、SNSを活用した啓発の強化	健康政策部	健康対策課
Ⅲ	(3)	①	132	薬物乱用防止に関する普及・啓発の促進	青少年を中心とした広報・啓発を通じた県民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止（「高知県薬物乱用対策第五次五カ年戦略」目標）	・若年層を中心に薬物乱用防止教室やキャンペーンの実施等による薬物乱用防止対策の推進 ・大麻に関する正しい知識の普及・啓発の強化 ・薬物乱用防止教育に関する関係機関（県教育委員会、県警、県等）の連携による効果的な指導方法や内容、啓発の充実策の構築と実践 ・イベント等の機会を捉えた啓発資料の配布	－	－	－	－	－	・薬物乱用防止推進員を中心とする地域に根ざした啓発活動 ・薬物乱用防止教室の実施	【結果】 ○啓発活動 ・ポスター・標語コンテスト 参加依頼：中学校116校 応募数：ポスター12校215点、標語5校213点（R3：ポスター14校149点、標語7校162点） ・6・26ヤング街頭キャンペーン 感染症拡大の影響で中止となったパレード等にかえて、オーテピアでパネル展を開催。また各地区薬物乱用防止推進協議会において啓発ポスターの掲示及び啓発資料を配布 ○薬物乱用防止教室の実施 開催22回、のべ1,191名参加（R3実績：27回、のべ1,303名参加） ・指導者養成講座：感染症拡大で中止 【成果】 ○啓発活動：前年度と比較し多くの応募があり、若年層における薬物乱用防止の意識向上を図ることができた ○薬物乱用防止教室：感染症拡大の影響で開催回数は減少したが、小・中・高校生等に薬物乱用防止の正しい知識を普及 ○アウトプット（結果） ・各県立学校及び市町村（学校組合）各県立学校及び市町村（学校組合）教育委員会に薬物乱用防止教室の実施について依頼（4月7日）。 ・保健主事及び養護教諭の悉皆研修において薬物乱用防止に関する啓発を実施（7月4日、受講者425名）。 ・11月に薬物乱用防止教室実施状況の中間調査を行い、薬物乱用防止教室実施の普及啓発（R4.11月時点の実施率：中学校55.1%、高等学校51.4%）。 ○アウトカム（成果） ・R4年薬物乱用防止教室実施率：中学校88.7%、高等学校84.8%（R5.3	○啓発活動 ・各地域の薬物乱用防止推進協議会（薬物乱用防止推進員）を中心にライオンズクラブ等関係機関との連携による啓発活動の実施（Webの活用等、感染防止対策を講じたイベント等の開催） ・ポスター・標語コンテストの継続実施 ○薬物乱用防止教室 ・引き続き、効果的な教室を開催できる講師の育成を行うことが必要。併せて、県教育委員会と連携した教室開催の周知も行う。	○啓発活動 ・各地域の薬物乱用防止推進協議会（薬物乱用防止推進員）を中心にライオンズクラブ等関係機関との連携による啓発活動の実施（Webの活用等、感染防止対策を講じたイベント等の開催） ・ポスター・標語コンテストの継続実施 ○薬物乱用防止教室 ・県教育委員会、県警、県及び薬物乱用防止推進協議会等関係者の連携による教室実施の啓発（学校への周知） ・講師の育成（育成研修の実施）	・薬物乱用防止推進員を中心とする地域に根ざした啓発活動 ・薬物乱用防止教室の開催及び講師に対する研修の実施	健康政策部	薬務衛生課
Ⅲ	(3)	①	132	薬物乱用防止に関する普及・啓発の促進	・生徒が薬物乱用の現状、有害性、危険性を知り、薬物の誘惑に対する対処法を身につけることができる。 ・学校等関係者が薬物乱用の現状、有害性、危険性を知り、薬物の誘惑に対する対処法を身につけることができるとともに、生徒への指導ができる。	・各関係機関と連携し、薬物乱用防止教育の推進を図る。 ・薬物乱用防止教室実施状況の中間調査を実施。 ・各市町村教育委員会及び各県立学校に対し、昨年度の薬物乱用防止教室の開催状況結果と全国の開催状況結果を通知し、薬物乱用防止教室の開催に向けての更なる意識づけを行う。	薬物乱用防止教室実施率100% (参考：H30) ・中学校87.7% ・高等学校93.9%	－	中学校82.4% 高等学校84.8%	中学校88.7% 高等学校84.8%	(R5) 100%	・各県立学校及び市町村（学校組合）教育委員会に薬物乱用防止教室の実施について依頼。 ・薬物乱用防止教室実施状況調査の実施。 ・養護教諭や保健主事の悉皆研修会等で薬物乱用防止に関する啓発実施。 ・各関係機関と連携し、薬物乱用防止教育の推進を図る。	・感染症による制限がなくなってきたこと等により中学校では実施率がわずかに上昇した。 ・高等学校における未実施校（5/33校）の理由は、「指導時間が確保できなかった」が多かった。必要性を周知し、年間指導計画に組み込むように依頼していく。 ・中学校の未実施校（11/97校）の理由は、「体育科・保健体育科で指導しているため、必要でないと考えた」が最も多く、外部講師と連携した薬物乱用防止教室実施の必要性について、引き続き周知していく必要がある。	引き続き、薬物乱用防止教室実施についての普及啓発を行う。 ・各県立学校及び市町村（学校組合）教育委員会に薬物乱用防止教室の実施について依頼。 ・薬物乱用防止教室実施状況調査の実施。 ・薬物乱用防止教育の在り方をテーマに、保健主事悉皆研修を実施。 ・各関係機関と連携し、薬物乱用防止教育の推進を図る。	・各県立学校及び市町村（学校組合）教育委員会に薬物乱用防止教室の実施について依頼。 ・薬物乱用防止教育の在り方をテーマに、保健主事悉皆研修を実施（7月7日予定）。 ・各関係機関と連携し、薬物乱用防止教育の推進を図る。	教育委員会	保健体育課	

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果≧年度末実績）					R4				R5	担当部署	担当課	
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R4)	【D実行】結果・成果 (R4)	【C評価】実施後の分析、検証 (R4)	【A改善】次年度の取組 (R4)	【P計画】年度計画 (R5)			
Ⅲ		(3)	①	135	HIV(エイズ)に関する相談、検査の実施	○ホームページ等を活用したエイズに関する正しい知識及び検査相談の情報提供。 ○県民への啓発	－	－	－	－	－	福祉保健所のHIV検査に関する情報をTwitterやメディアなどを通して啓発活動を強化する	○エイズに関する正しい知識や検査・相談に関する情報を、県庁のホームページやTwitterへ掲載。また、テレビやラジオの県からのお知らせコーナーで適宜放送 ○R4年度の検査・相談件数 検査件数：259件（うち夜間検査70件） 相談件数：63件 検査普及週間中の検査件数：2件 世界エイズデー中の検査件数：3件 ○イベントを活用したエイズに関する正しい知識や検査・相談に関する広報活動 ・12/4 人権啓発フェスティバル	・福祉保健所（高知市保健所含む）で行っているエイズに関する相談や検査数は、前年度と比べ減少した。特に、新型コロナウイルス感染症流行（第7波、第8波）と重なる期間の受検者が少ない傾向があった ・新型コロナウイルス感染症が5月8日から5類感染症に移行したことに伴い、今後人流が活発になることが想定される為、幅広い世代に、他の性感染症と合わせてエイズに関する知識の普及・啓発を継続して行っていく必要がある ・HIV感染者が多い20～30歳代の働き世代へ、夜間検査等の啓発について継続して行っていく必要がある	エイズに関する基礎知識や福祉保健所でやっている無料検査・相談について、引き続き、県のホームページや幅広い世代が閲覧するTwitter、またイベント等を活用して情報を発信していく	エイズに関する基礎知識や福祉保健所でやっている無料検査・相談について、県ホームページやTwitter、また、人が多く集まるイベントの場等を活用して引き続き啓発活動を行う	健康政策部	健康対策課	
Ⅲ		(3)	①	136	自殺予防対策の推進	様々な相談窓口が連携した相談体制の充実	・自殺対策行動計画に基づく取組 ・地域における関係機関の連携強化 ・自殺未遂者支援に関するネットワークの構築 ・多重債務の関係機関との連携した取組 ・市町村・民間団体への支援 ・高齢者、若年者の自殺防止に向けたゲートキーパー、傾聴ボランティアの養成 ・いのちの電話の相談支援体制の強化 ・うつ病対策 ・アルコール健康問題対策 ・自死遺族に対する支援	県全体における自殺者数（人口動態統計） （参考：R1）121人	119人	128人	131人	(R4) 100人未満	・児童生徒対象とした「SOSの出し方に関する教育」の実施 ・若者向けゲートキーパー養成研修の開催 ・普及啓発の促進	○アウトプット ・「SOSの出し方に関する教育」：モデル校（安芸中高、中村中高）で実施 ・若者向けゲートキーパー養成研修の開催 2回140名 ・新聞広告 年12回(月1回) ・インターネット広告 通年(90,000回以上) ・テレビCM 172本 ・検索連動型広告 yahoo等で1万回以上 ・新聞折り込みチラシ 15万世帯 ○アウトカム ・ゲートキーパー 2,067人(累計) ・自殺予防に関する情報発信H P の閲覧件数 10,496件	・自殺予防に関する情報発信H P の閲覧件数の増 ・ゲートキーパー養成人数の増	・引き続き自殺予防に向けた普及啓発の取組の実施 ・20～40歳代向けの対策の検討	・SOSの出し方に関する教育を県立高を中心にさらに促進 ・メンタルヘルス総合サイトを開設し、自殺予防の普及啓発をさらに促進 ・ゲートキーパー研修動画を作成し、養成をさらに加速化する。	子ども・福祉政策部	障害保健支援課
Ⅲ		(3)	①	137	ひきこもりの相談支援体制の充実・強化	1. 相談支援体制の充実 (1)ひきこもりの相談支援に関する情報発信 (2)市町村での多機関による支援のネットワーク化 2. 人材の育成 (1)支援関係者へのひきこもりの理解促進 (2)市町村への技術支援の強化 3. 多様な社会参加に向けた支援の充実 (1)地域にある既存資源の活用	【相談支援体制の充実】 【人材の育成】 【多様な社会参加に向けた支援の充実】 ①相談支援体制の充実（広報・啓発、市町村における包括的な支援体制構築に向けた支援等） ②人材の育成（民生委員等の支援関係者への研修、個別ケース検討会への専門的な助言等） ③多様な社会参加に向けた支援の充実（既存の社会資源を活用した居場所等の実施、就労体験・訓練に係るインセンティブ制度等）	○居場所等支援につな がった件数 100件/年以上 ○中間的就労を経て就労した人数 10人/年以上	－	90件以上 3人以上	○居場所等支援につな がった件数 100件/年以上 ○中間的就労を経て就労した人数 10人/年以上	－	○アウトプット ①相談支援体制の充実 ・市町村相談窓口の明確化：34市町村 ・市町村プラットフォーム設置：24市町村 ②市町村の後方支援 ・ケース会議実施市町村：21（R4.12時点） ・人材の育成 ・支援者連絡会の実施：3回 ③多様な社会参加に向けた支援の充実 ・ひきこもり自立支援体制構築事業実績：見学者数10人、体験者数3人 ・就労体験拠点3拠点のR4実績：就労体験者数：19名、体験日数：424日（うち、一般就労に結びついた人数：6名） 就職先：農業3、林業（炭作り）1、食品1、小売1 ・認定訓練事業所数：19事業所（県認定14、高知市認定5） ・居場所等への支援：5箇所 ○アウトカム 市町村プラットフォーム設置により、ひきこもり支援の包括的な支援体制づくりが進んでいる	①②市町村プラットフォーム等を活用した「包括的な支援体制づくり」の推進と、圏域及びブロック単位での後方支援の充実が必要。 ③ひきこもりの方の実情に即した、身近な地域における集いの場や就労体験の場などの居場所づくりが必要。	①市町村だけではカバーしきれない部分について、地域住民等による地域での見守りやつなぎ等の支援が可能となるよう、広報や研修会により地域のプラットフォームへの参画の意識醸成を図る。 ②引き続き、個別ケース検討会への専門的な助言や効果的な研修を実施する。 ③あったかふれあいセンター等の居場所や就労体験としての活用を促進。	①引き続き、相談窓口の周知（各種会議でのリーフレット配布やSNS等を利用した広報） ②ブロック別ひきこもり支援者連絡会の実施（3回）、ひきこもり地域支援センターによる人材育成研修の実施や、ケース会議への参加 ③あったかふれあいセンター等の居場所や就労体験としての活用を促進	子ども・福祉政策部	地域福祉政策課	
Ⅲ		(3)	①	138	生涯学習の活性化の推進	事業主催者がそれぞれに広報、情報発信していたものを一元化し、高知県ポータルサイト「まなび場Search」により情報提供することによって、生涯にわたる学びの機会や場をわかりやすく周知することができ、生涯学習が県民にとって身近なものになる。これにより県民全体をカバーする学びのネットワークを恒久的に形成する。	県内のあらゆる学び場、また、学んだことを活かす場の情報を発信するポータルサイトの運用 ・ホームページ保守運用 ・市町村の講座情報の収集 ・広報啓発（チラシの配布） ・企業や団体等とのデータ連携	生涯学習ポータルサイトへのアクセス件数 55,000件以上／年	57,012件	70,633件	79,383件	(R5) 55,000件／年	・幅広く利用されるための継続的な広報活動及び掲載情報の充実	○結果 ・ユーザ数：18,344人 ・新規ユーザ数：17,381人 ○成果 ・アクセス数:79,383件 ・情報掲載数：2,732件	コンビニ等でのチラシ配布による広報や委託先による掲載情報収集により、ポータルサイト情報掲載数が増え、ユーザ数、アクセス数ともに昨年度を上回った。	継続的な広報活動及び掲載情報数の充実	県内のあらゆる学び場、また、学んだことを活かす場について情報発信を行う。	教育委員会	生涯学習課
Ⅲ		(4)	①	139	DVや性暴力、売買春の根絶啓発 配偶者等に対する暴力に関する相談・カウンセリング対策の充実	【DVや性暴力、売買春の根絶啓発】 広報・啓発活動等により「DVを許さない社会」へ向けての意識を醸成する 【DVに関する相談・カウンセリング対策の充実】 DV被害者に対し適切な相談対応、カウンセリングを行い、多様な問題を抱えるDV被害者を支援する。	・DV防止に係る広報、啓発 ・女性相談員による相談及び指導の実施 ・専門家による相談者へのカウンセリング実施 ・女性相談支援センターで電話及び対面での相談受付 ・県内各所への出張相談 ・休日・夜間の電話相談受付 ・専門家による相談者へのカウンセリング実施等	－	－	－	－	－	・女性相談支援センターにおける相談件数1,121件（うちDVに関するもの 347件） ・相談者に対するカウンセリング実施人数及び回数 9人、延20回	・相談件数は前年度比で増加（R3年度の相談件数：1,020件、うちDV関係：290件） ・引き続き適切な相談対応を行うとともに、広報・啓発活動を実施し、DV被害者の早期発見につなげる。	・女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）を中心とした啓発活動を実施し、各種窓口への相談を促す。 ・適切な相談対応・カウンセリング等を実施し、DV被害者を支援する。	・女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～25日）を中心とした啓発活動の実施（DV啓発カードの作成・配布、高知城のパープルライトアップ、公共交通機関でのポスター掲示、ラジオ番組での広報等） ・DV被害者への支援を継続	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課	

テ ー マ	取 組 の 柱	取 組 の 方 向	取 組 番 号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果≒年度末実績）					R4				R5	担当部署	担当課
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R4)	【D実行】結果・成果 (R4)	【C評価】実施後の分析、検証 (R4)	【A改善】次年度の取組 (R4)	【P計画】年度計画 (R5)		
Ⅲ	(4)	①	139	DVや性暴力、売買春の根絶啓発 配偶者等に対する暴力に関する相談・カウンセリング対策の充実	・学生等の若者を対象とした被害防止の啓発を行う ・人身安全関連事業対策専科教養の継続によるD V・スーカ一等対応専門員の増強 ・全所属職員に対して、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に対する相談段階からの対応、指導教養の徹底	・各警察署との情報共有を徹底し、連携を強化する。 ・職員の能力向上のための研修を充実させる。 ・学生等の若者への被害防止の啓発を行う。	毎年実施	－	－	実施	毎年実施の継続	・DVや性暴力、売買春の根絶啓発という観点から学生を対象としたSNS利用に関する各種教室を実施する。 ・恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案について、警察職員に対する教養を行う。	＜アウトプット＞ ・SNS利用をきっかけとする性犯罪被害を防止するためのサイバーパトロールを実施した。（少年課との連携） ・学生を対象としたSNS利用に関する各種教室を実施した。（少年課との連携） ・恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案の対処能力向上のため、各種教養を実施した。（各種専科等での教養、教養資料の発出による教養） ＜アウトカム＞ ・学生に対する被害防止意識の醸成 ・警察職員による恋愛感情等のもつれ事案に対する知識の向上	・新型コロナウイルス感染拡大に伴い、警察職員に対する教養の一部が実施できなかった。	・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、各種機会を通して、警察職員への教養を行う。	・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、各種機会を通して、警察職員への教養を行う。	県警本部	人身安全対策課
Ⅲ	(4)	①	140	DV被害者の保護と自立支援	D V被害者を迅速かつ適切に保護し、生活再建の支援を行い、DV被害者が安心して自立生活を送ることができるようになる。	・一時保護したDV被害者等の自立に向けた取組の実施 ・自立支援施設の運営 ・民間シェルターへの運営費補助 ・適切な一時保護の実施 ・自立支援施設の運営 ・民間シェルターの運営費補助 ・生活サポーター（女性相談支援センター職員）による一時保護所退所者への自立支援（日常生活の支援、各種手続の支援等） 等	－	－	－	－	－	－	・一時保護件数 22件39人（うちD V関係 17件34人） ・一時保護延日数 673日 ・生活サポーターによる退所者支援 17人（訪問・面談等延153回） ・民間シェルター補助金 1団体	・一時保護を適切に実施し、退所者への生活サポーターによる支援を行っている。 ・多様な問題を抱えるDV被害者への対応により、民間シェルターの運営に係る負担が増大しているため、運営の現状を把握し、役割分担や運営支援のあり方等について検討する必要がある。	・引き続き迅速かつ適切に一時保護を実施し、生活再建の支援を行う。 ・生活サポーターによる支援を継続し、DV被害者が安心して生活できるようにする。 ・民間シェルターの運営の現状を把握し、適切な支援のあり方について検討する。	・引き続き迅速かつ適切に一時保護を実施し、生活再建の支援を行う。 ・生活サポーターによる支援を継続し、DV被害者が安心して生活できるようにする。 ・民間シェルターの運営の現状を把握し、適切な支援のあり方について検討する。	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
Ⅲ	(4)	①	141	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画の推進	基本計画の推進・進捗管理を行い、県のD V被害者支援施策を全体的に推進する。	第3次高知県DV被害者支援計画の推進・進捗管理及び第4次計画の策定	－	－	－	－	－	－	・第3次計画の進捗管理を年2回（上半期及び下半期）行っている。	・第3次計画の進捗管理を年2回（上半期及び下半期）行い、施策の推進に努めている。	・第3次計画の進捗管理 ・第4次計画の検討及び策定	・第3次計画の進捗管理 ・第4次計画の検討及び策定	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
Ⅲ	(4)	①	142	配偶者暴力相談支援センター（女性相談支援センター）の機能の充実	配偶者暴力相談支援センター（女性相談支援センター）の機能充実や相談員のスキルアップによる、多様な問題を抱えるD V被害者等への適切な支援の実施	・休日、夜間電話相談の実施 ・出張相談の実施 ・無料法律相談の実施 ・相談員等の専門研修への参加 ・講師を招いての所内研修、スーパーバイズの実施 ・休日・夜間電話相談の実施 ・県内各所への出張相談の実施 ・無料法律相談の実施 ・D V被害者への心理カウンセリングの実施 ・相談員等の専門研修参加 ・所内研修やスーパーバイズの実施	－	－	－	－	－	－	・出張相談・同行訪問件数：21件 ・無料法律相談件数：32件 ・専門研修への参加人数：延17人 ・所内研修の実施：3回、延27人 ・スーパーバイズの実施：6回、延40人	・休日・夜間電話相談や出張相談の実施により、DV被害者等がより相談しやすくなっていると考えられる。 ・オンライン開催の専門研修への参加や所内研修・スーパーバイズの実施により、相談員のスキルアップを図ることができた。	・休日、夜間電話相談の実施 ・出張相談の実施 ・無料法律相談の実施 ・相談員等の専門研修への参加 ・講師を招いての所内研修、スーパーバイズの実施	・引き続き、休日・夜間電話相談や出張相談 ・相談員等の専門研修への参加 ・外部講師による所内研修を実施予定	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
Ⅲ	(4)	①	143	女性に対する暴力防止ネットワークの構築、連携の推進	出先機関、各市町村、警察等の関係機関同士の連携を深め、迅速かつ適切なDV被害者支援を実施する。	・参加機関の拡充と参加率のアップに向けた内容の見直し ・女性相談支援センターと児童相談所、各市町村、警察等関係機関との連携強化 ・ブロック別関係機関連絡会議及びネットワーク会議の開催 ・女性相談支援センター職員の要保護児童対策連絡協議会（要対協）への参加 ・市町村職員へのDV出前講座の実施	－	－	－	－	－	－	・ブロック別関係機関連絡会議（県内5か所）、ネットワーク会議を開催 ・女性相談支援センター職員による各市町村、関係機関等へのDV出前講座の実施：20回 ・要保護児童対策地域協議会への女性相談支援センターの参加：23市町村	・ブロック別関係機関連絡会議やD Vネットワーク会議の開催により、市町村や関係機関等の職員に、DVに対する認識や相談対応方法を習得してもらうとともに、女性相談支援センターとの連携強化を図った。 ・女性相談支援センター職員による児童・高齢者・地域福祉関係機関、団体へのD V出前講座の実施や講師派遣により、関係機関同士の意見交換や情報共有を継続した。 ・要対協への参加等により、女性相談支援センターと児童相談所、各市町村、警察等関係機関との連携を深めた。	・ブロック別関係機関連絡会議・ネットワーク会議の開催 ・女性相談支援センターによるDV出前講座・講師派遣（市町村、関係機関等）の実施 ・女性相談支援センターの、要対協への参加（随時）	・ブロック別関係機関連絡会議・ネットワーク会議の開催 ・DV出前講座の実施 ・女性相談支援センターの、要対協への参加（随時）	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
Ⅲ	(4)	①	144	相談関係者に対する研修・啓発	様々な問題を抱えるDV被害者に対しより適切な助言・支援を行えるよう、DV相談に携わる職員のスキルアップにより、支援体制を強化する。	・女性相談支援センターによるDV出前講座の実施 ・DVネットワーク会議における研修実施	－	－	－	－	－	－	・女性相談支援センターによる各市町村及び関係機関等への出張DV講座の実施：20回 ・D Vネットワーク会議における研修の実施	・D Vネットワーク会議やDV出前講座の実施により、市町村や関係機関等の職員に対し、DVに対する認識や相談対応の方法、女性相談支援センターの周知を図った。	・女性相談支援センターによるDV出前講座・講師派遣（市町村、関係機関等）の実施 ・DVネットワーク会議における研修実施	・女性相談支援センターによるDV出前講座（市町村、関係機関等）の実施 ・DVネットワーク会議における研修実施	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
Ⅲ	(4)	①	144	相談関係者に対する研修・啓発	県内相談機関の相談員を対象としたスキルアップ研修・啓発を実施することで、各相談機関の相談者同士の情報交換や交流による連携強化を図る。	・相談員スキルアップ（職員）研修の実施	－	－	－	－	－	講座の内容により、オンラインを併用し実施する。	相談員スキルアップ研修を3回実施（延べ54名参加）	・研修を通じて、県内相談機関及び相談員との連携を推進することができた。 ・3回目の参加者数は1・2回目の参加者数の約半数であった。	・相談内容に関連した研修を行う。 ・研修の内容により、オンデマンド・ライブ配信を実施し、参加者の増加につなげる。	・相談内容に関連した研修の実施 ・研修内容によりオンデマンド・ライブ配信の実施	子ども・福祉政策部	ソーレ

テーマ	取組の柱	取組の方向	取組番号	取組の名称	目指す姿・事業の狙い	取組内容 (R3～R7)	指標・数値（取組の結果≠年度末実績）					R4				R5	担当部署	担当課
							指標	出発点 (R2)	数値 (R3)	数値 (R4)	目標値 (R7)	【P計画】年度計画 (R4)	【D実行】結果・成果 (R4)	【C評価】実施後の分析、検証 (R4)	【A改善】次年度の取組 (R4)	【P計画】年度計画 (R5)		
Ⅲ	(4)	①	145	DV及びデートDVに関する啓発及び情報提供	DVに関する広報・啓発を行い、「DVを許さない社会」に向けた意識の醸成を図る。	「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）を中心とする、DV防止に係る広報、啓発	-	-	-	-	-	-	【人権・男女共同参画課、女性相談支援センター】 ・民間団体等と連携した広報啓発を実施 ・運動期間を中心とした啓発活動の実施（啓発カードの作成（43,500枚）・配布、高知城のパープルライトアップ（11/12,13）、公共交通機関でのポスター掲示（11/12～25）、ラジオ番組での対談（11/15）	【人権・男女共同参画課】 ・民間団体等と連携した広報啓発を実施したことや、マスコミを通じた広報活動を行ったことで、県民へ効果的なPRを行った。 【女性相談支援センター】 ・新たに県医師会の協力を得て、県内医療機関におけるDV防止啓発を拡充した。	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）を中心とする、DV防止に係る広報、啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）を中心とした啓発活動の実施（DV啓発カードの作成・配布、高知城のパープルライトアップ、公共交通機関でのポスター掲示、ラジオ番組での広報等）	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
Ⅲ	(4)	①	145	DV及びデートDVに関する啓発及び情報提供	DV防止啓発講演会、情報提供事業等の実施により、女性に対するあらゆる暴力の根絶に努める。	DV防止講座事業の実施	-	-	-	-	-	・ホームページの改修による、よりわかりやすくきめ細かな情報発信 ・多様な啓発ツールの作成及び活用	・学生・生徒等を対象にデートDVに関する出前講座を実施し、意識啓発及び情報提供を行い、参加者へのDV防止啓発を実施（7件、993名参加） ・DV防止啓発講演会を開催（会場97名、オンライン80名参加） ・DVの予防を目的としてアンガーマネジメント講座を実施（会場20名、オンライン21名参加） ・学生ボランティア体験を実施し、高校生にDV防止の周知・意識啓発（18名参加） ・情報紙 ソーレスcope100号にDV防止講演会（R3年度実施）の概要を掲載	・出前講座や講演会等の実施により、参加者のDV防止に向けた理解が進んだ。	・男女共同参画及び女性問題について、デジタル啓発誌や動画等の多様な啓発ツールを作成し、出前講座やSNS等を通じて啓発し、県民の正しい理解につなげる。	・ホームページやSNSによる分りやすくきめ細かな情報発信 ・多様な啓発ツールの作成及び活用	子ども・福祉政策部	ソーレ
Ⅲ	(4)	①	146	DV被害者を支援するNPOの育成・協働の推進	民間シェルターの活動を支援し、さまざまな問題を抱えたDV被害者の支援を行う。	引き続き支援を行うとともに、役割分担や支援の在り方等を検討 ・民間シェルターの運営費補助 ・DVに係る広報・啓発活動での民間団体との協力 等	-	-	-	-	-	-	・民間シェルター補助金 1団体	・多様な問題を抱えるDV被害者への対応により、民間シェルターの運営に係る負担が増大しているため、運営の現状を把握し、役割分担や運営支援のあり方等について検討する必要がある。	・DVシェルターの運営費補助やDVに関する広報・啓発活動を通じて、民間団体の活動を支援する。 ・運営の現状を把握し、役割分担や運営支援のあり方等について検討する必要がある。	運営の現状を把握し、役割分担や運営支援のあり方等を検討	子ども・福祉政策部	人権・男女共同参画課
Ⅲ	(4)	①	147	被害者の心情等に配慮した捜査活動の推進	教養・研修会を実施し、各種支援制度の適切な運用を図るとともに、講演会や街頭活動等を通じて、犯罪被害者等の現状や各種施策、相談窓口等に関する広報を積極的に実施する。	被害者のニーズを的確に把握するとともに、各種支援制度、相談窓口等に関する積極的な広報啓発活動を実施し、周知徹底を図る。	-	-	-	-	-	●取組 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、専科教養及び広報啓発を実施する。 ・6月末に専科教養を実施予定。 ・11月の広報強化月間に集中的な広報啓発活動を展開予定。	・各種専科、任用科教養（10課程、129人）において、被害者支援に関する教養を実施した。 ・6/27～7/1に「犯罪被害者支援専科」を実施し、ロールプレイング方式による演習を行うなど実践的な教養を実施した。 ・犯罪被害者遺族による講演会や、各種媒体を活用した広報啓発活動を実施した。	・「犯罪被害者支援専科」において、部外講師による性的マイノリティや障害者の特性に関する講義を実施し、犯罪被害者等の特性に応じた対応を意識付けた。 ・犯罪被害者支援の重要性についての理解と犯罪被害者等への配慮・協力意識の涵養に努めた。	引き続き、教養・研修会を実施し、各種支援制度の適切な運用を図るとともに、講演会や街頭活動を通じて、犯罪被害者等の現状や各種施策、相談窓口等に関する広報を積極的に実施する。	・7月に犯罪被害者支援専科教養を実施予定 ・犯罪被害者等の声を反映した効果的な広報啓発活動、講演会等の実施	県警本部	県民支援相談課
Ⅲ	(4)	①	147	被害者の心情等に配慮した捜査活動の推進	・被害者に対する捜査員の事案及び相談対応能力を高めるため専科教養を実施する	担当者のみならず、全警察官、職員に対し、人身安全関連事案への理解と意識付けを徹底させるため、今後とも各種機会を捉え、指導教養を繰り返し実施することが必要	毎年実施	-	未実施	実施	毎年実施の継続	●取組 ・担当者のみならず、全警察官、職員に対し、人身安全関連事案への理解と意識付けを徹底させるため、今後とも各種機会を捉え、指導教養を繰り返し実施していく。 ・部外研修などへの参加を含め、被害者からの聴取技能の向上に努める。	・担当者のみならず、全警察官、職員に対し、人身安全関連事案への理解と意識付けを徹底させるため、今後とも各種機会を捉え、指導教養を繰り返し実施していく。 ・部外研修などへの参加を含め、被害者からの聴取技能の向上に努める。	○アウトプット（結果） ・刑事特別研修員集合研修による教養 ・少年補導職員採用時研修による教養 ・各種専科による教養（人身安全事案対策専科、犯罪被害者支援専科、刑事・生活安全任用科、交通専務員任用科・警備任用科、警部補・巡査部長任用科） ○アウトカム（成果） ・警察職員による被害者の心情等に配慮した対応要領の知識の向上	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、警察職員に対する教養の一部が実施できなかった。	新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、各種機会を通して、警察職員への教養を行う。	県警本部	人身安全対策課
Ⅲ	(4)	①	148	犯罪被害者等支援 犯罪被害者等に対する相談支援の充実	①犯罪被害者等の支援を効果的に行うために、県に相談窓口を設置し、支援の調整を図る。 （犯罪被害者等支援相談窓口運営事業）	①専任の相談員が犯罪等の被害に関する相談をうけるとともに、必要な情報を提供し、関係機関との調整やコーディネートなど総合的な被害者支援に取り組む。 ・電話相談 ・面接相談（要予約） ・支援に関する必要な情報の提供 ・関係機関との調整 ・相談員のスキルアップのため研修等への参加 ・県の犯罪被害者等の支援制度の問い合わせ対応等	（事業の性格上、相談件数等の数値目標は定めていない。）	110件（実人数25人）	-	-	-	・相談窓口の広報・周知に係る取組の強化 ・犯罪被害者等への経済的支援の充実	・電話相談等 20件（実人数13人） ・警察庁及び内閣府研修（オンライン） ・支援補助金の実績 3件（実人数2人） ・法律相談の実施（高知弁護士会と締結） 1件 ・相談窓口及び経済的支援施策の広報・周知について、課のHP、ツイッター、ラジオ、新聞、市町村広報誌など各種広報媒体を活用するとともに、研修会・イベント等の機会を通じ実施	・相談内容は、他の支援機関等で既に相談対応済みの事案、また、犯罪以外の相談が多い。 ・経済的支援施策（補助金、法律相談）について、被害者の方々が利用しやすいよう事務等見直しを行った。	相談窓口・経済的支援施策の広報・周知について、引き続き、各種広報媒体を活用するとともに、研修会・イベントを通じ実施する。また、若年層に向けた周知を教育委員会等と連携し行う。	・相談窓口の広報・周知に係る取組の強化 ・犯罪被害者等への経済的支援の充実	文化生活スポーツ部	県民生活課
Ⅲ	(4)	①	148	犯罪被害者等支援 犯罪被害者等に対する相談支援の充実	②性犯罪・性暴力被害者のワンストップ支援センターを運営し、被害者の心身の早期回復及び被害の潜在化の防止を図る。 （性暴力被害者等支援センター運営業務）	②令和3年度より、こうち被害者支援センターに運営業務を委託し、性犯罪・性暴力被害者等に対して、電話相談、面接相談、付き添い支援、情報提供等のきめ細かい支援を被害直後から行う。 ・電話相談 ・面接相談 ・直接的支援（付き添い支援） ・関係機関との支援のコーディネート ・被害届を提出することが困難である被害者の医療費助成 ・弁護士相談及びカウンセリング費用の公費負担 ・支援機関の医療従事者向け研修 ・ワンストップ支援センター業務の広報・	（事業の性格上、相談件数等の数値目標は定めていない。）	・相談件数 308件 ・直接的支援 292件	-	-	-	性犯罪・性暴力被害者等への支援体制の強化（国のコールセンターと連携した24時間365日相談体制の構築）	○アウトプット ・電話相談等 316件 ・面接相談 67件 ・直接的支援 290件 ・医療費助成 5件 ・弁護士相談 0件 ・カウンセリング 10件 ○アウトカム ・カウンセリングの公費負担を拡充した結果、支援件数が増となった。	○昨年度との比較 ・電話相談等(＋32)・面接相談(＋27) ・直接的支援(＋40) ○カウンセリングの公費負担の拡充により支援増となった。	医療費助成、カウンセリング、弁護士相談の支援拡充を行う。また、若年層に向けた支援策等の周知を教育委員会等と連携し行う。	性犯罪・性暴力被害者等への支援体制の強化	文化生活スポーツ部	県民生活課

